

独立行政法人 国際協力機構

国別農業・農村開発に係る案件発掘・形成のための

執務参考資料

・国別農業・農村開発指針策定調査・

本編

ファイナルレポート

平成17年8月
(2005年)

財団法人 国際開発センター

農 村

J R

05-47

序文

多くの開発途上国においては、農業分野に従事する人口が総人口の過半数を占めており、また農村人口の多くが貧困層に属しています。国際協力機構は、2000年9月に国連によって採択された「ミレニアム開発目標(MDGs)」の一つである「極度の貧困と飢餓の撲滅」を達成するための重要な手段のひとつとして、農業・農村開発を位置づけています。自然条件、社会・経済条件といった地域性に著しく左右される農業・農村開発の特性に配慮し、対象とする国・地域に適した事業を実施するための取り組みの一環として、2004年8月に「開発課題に対する効果的アプローチ〈農業開発・農村開発〉」(以下「効果的アプローチ」)を策定し、農業・農村開発課題を体系的に整理し、効果的なアプローチ方法を明示するとともに計画策定・モニタリング・評価を行う際に参照すべき指標例について検討しました。

また、国際協力機構では、より現地の実情に適した協力を迅速に展開することをめざして、本部の権限を在外事務所に委譲するなどの「現場主義の推進」に取り組んでいます。これまでは「本部の業務のうち可能なものを在外に委譲する」といった発想による「現場主義」でしたが、これからは「在外ができないことを本部が支援する」という発想に転換した上で現場主義を進めています。

このような背景の下、農業・農村開発分野において、「現場の目」を生かした在外事務所でのプログラム・プロジェクト形成を促進するため、その国の実情を十分に踏まえた案件の発掘・形成に役立つ実用的な執務参考資料として指針を本調査において策定しました。

本調査ではパイロット8カ国を選定し、農業・農村開発案件の発掘・形成に係る指針を策定するために必要な基本情報を整理するとともに、案件を発掘・形成する際の執務参考資料となる指針を策定しました。同時に、在外事務所主導による案件発掘・形成の先進的事例とされる「バングラデシュ・モデル」について、その概要と他国の案件発掘・形成手法への応用性に関する調査を行いました。さらに、在外事務所の職員が日頃から案件の発掘・形成を行なう際に用いる「農業・農村開発分野の調査分析手法(チェックリスト)」を作成し、本編ならびに各国の指針に掲載しました。これらの報告書が在外事務所の日本人職員はもとより、ナショナルスタッフ、現地コンサルタント等にも活用されるよう、英語版、仏語版、西語版も作成しました。これによって、在外事務所による案件発掘・形成を助け、ひいてはその人材育成・機能強化にも資することを狙いました。

なお、本調査に対しては、国別農業・農村開発指針策定検討委員会の委員およびその他の参加者、現地調査対象各国の在外事務所、専門家、現地ODAタスクフォースのメンバーである日本大使館や国際協力銀行駐在員事務所、相手国政府、民間組織、NGO、他ドナーなどの関係者に多大なるご協力をいただきました。心より感謝申し上げます。

本調査の成果品が「現場主義」の一層の推進に寄与するとともに、在外事務所職員のみならず、広く途上国の農業・農村開発協力に従事する関係各位の業務の一助となることを願っております。

平成17年8月

独立行政法人 国際協力機構

農村開発部 部長

古賀 重成

国際協力機構 「国別農業・農村開発指針策定調査」
ファイナルレポート
本編 目次

| | 頁 |
|---|----|
| 1. 調査の目的、範囲及び方法 | 1 |
| 1.1 調査の背景と目的 | 1 |
| 1.2 調査の範囲と方法 | 1 |
| 1.3 本報告書の構成 | 4 |
| 2. 調査結果の概要 | 5 |
| 2.1 指針策定対象国選定を目的とした絞り込み | 5 |
| 2.2 国別農業・農村開発指針の策定 | 7 |
| 2.3 「バングラデシュ・モデル」及び同モデルの他国の案件発掘・形成手法への応用 性に関する調査 | 11 |
| 2.4 農業・農村開発分野の調査分析手法（チェックリスト）の作成 | 13 |
| 2.5 農業・農村開発指針策定検討委員会における討議 | 15 |
| 3. 今後の国別農業・農村開発指針策定に向けた提言 | 19 |
| 3.1 指針の内容に関する提言 | 20 |
| 3.2 指針の作り方に関する提言 | 25 |
| 付録 1： 指針策定対象国の絞り込み検討 | |
| 付録 2： 農業・農村開発分野の調査分析手法（チェックリスト） | |
| 付録 3： 「開発課題に対する効果的アプローチ〈農業開発・農村開発〉」開発課題体系全体図 | |

ファイナルレポート：各国編 構成

1. パキスタン国 農業・農村開発指針
 - 1) 本編
 - 2) 資料編
 - 3) 「バングラデシュ・モデル」調査報告書要約
 - 4) 農業・農村開発分野の調査分析手法（チェックリスト）
 - 5) 「開発課題に対する効果的アプローチ
＜農業開発・農村開発＞」開発課題体系全体図
2. フィリピン国 農業・農村開発指針
3. エチオピア国 農業・農村開発指針
4. セネガル国 農業・農村開発指針
5. ボリビア国 農業・農村開発指針
6. ホンジュラス国 農業・農村開発指針
7. トルコ国 農業・農村開発指針
8. チュニジア国 農業・農村開発指針
9. 「バングラデシュ・モデル」及び同モデルの他国の案件発掘・形成手法への応用性に関する調査報告書

各国共通（但し、トルコは資料編なし）

ファイナルレポート：各国編（英語版／仏語版／西語版） 構成

1. パキスタン国 農業・農村開発指針（英語版）
 - 1) 本編^(注)
 - 2) 「バングラデシュ・モデル」調査報告書要約
 - 3) 農業・農村開発分野の調査分析手法（チェックリスト）
 - 4) 「開発課題に対する効果的アプローチ
＜農業開発・農村開発＞」開発課題体系全体図
2. フィリピン国 農業・農村開発指針（英語版）
3. エチオピア国 農業・農村開発指針（英語版）
4. セネガル国 農業・農村開発指針（仏語版）
5. ボリビア国 農業・農村開発指針（西語版）
6. ホンジュラス国 農業・農村開発指針（西語版）
7. トルコ国 農業・農村開発指針（英語版）
8. チュニジア国 農業・農村開発指針（仏語版）
9. 「バングラデシュ・モデル」及び同モデルの他国の案件発掘・形成手法への応用性に関する調査報告書（英語版）
10. 「バングラデシュ・モデル」及び同モデルの他国の案件発掘・形成手法への応用性に関する調査報告書（仏語版）
11. 「バングラデシュ・モデル」及び同モデルの他国の案件発掘・形成手法への応用性に関する調査報告書（西語版）

各国共通

(注)：日本語版「本編」を日本語で約30頁に要約して翻訳したもの。

1. 調査の範囲、内容及び方法

1.1 調査の背景と目的

1.1.1 背景

多くの途上国において農業は主要産業であり、政府は農業に経済開発の重点を置いている。また、農村人口も、例えばアフリカでは依然全人口の 7~8 割を占め、その多くは貧困層である。したがって、貧困軽減や世帯レベルでの食料安全保障の観点からも、農業・農村開発協力に取り組むことが重要である。実際に、農業・農村開発は、多くの途上国において、貧困削減の重要な手段として位置付けられている。

JICA は農業・農村開発分野の重要性を認識し、それを取り巻く自然条件、社会・経済条件といった地域性に著しく左右される特性に鑑みて、国別・地域別アプローチと課題別アプローチを融合した取り組みを強化している。そして、より現地の実情に合った協力をタイムリーに展開することを目指して、案件形成から実施までの責任と権限を原則として本部から在外事務所へ委譲することが検討されている¹。したがって、今後、農業・農村開発協力案件の発掘・形成から実施・モニタリングにおける在外事務所の役割が一層重要になることが予想される。

1.1.2 目的

このような背景の下、本調査は、在外事務所に対する本部の支援の一環として実施されたもので、対象国の指針策定に必要な基本情報を整理するとともに、在外事務所が案件の発掘・形成をする際の「執務参考資料」となる「農業・農村開発指針」(以下「指針」と略す)を策定することを目的とする。

1.1.3 「指針」の定義

本調査では、「農業開発」を狭義の農業に限らず、農村部の生計手段の 1 つとして小規模内水面養殖や社会林業等を含む農家の生業全体の生産と所得の向上を目指すもの、また、「農村開発」を農村部の住民(特に貧困層)の所得向上だけでなく、基礎的な教育や医療へのアクセスの改善等を含む農村部全体の生活の質の向上を目指すものとしてとらえる。また、「指針」は、「農業・農村開発協力案件の発掘・形成をする際の視点と方法」と定義する。

1.2 調査の範囲と方法

本調査は 2004 年 4 月~12 月の第 1 年次調査、2005 年 1 月~3 月の第 2 年次調査、2005 年 5 月~9 月の第 3 年次調査を通じて実施された。

1.2.1 調査の内容と作業の流れ

第 1 年次調査ではまず、JICA が在外事務所を有する 47 カ国について、貧困、国民経済におけ

¹ 独立行政法人 国際協力機構「現場(在外)強化ガイドライン<「現場主義」新体制下の業務実施方法>(試行版)」、平成 16 年 9 月、p.1。

る農業の重要性、技術水準などに関するデータを用いて、策定対象国の絞り込みを行った（付録1参照）。その結果を踏まえるとともに、農業・農村開発指針策定検討委員会（以下「検討委員会」と略す）準備会合での討議及び農村開発部と調査団との議論を経て、パキスタン、フィリピン、エチオピア、セネガル、ボリビアの5カ国が選定され、現地調査を通じて指針案を策定した。

第2年次調査ではパイロット5カ国の指針案の改訂に加えて、以下の作業を行った。

- ・ ホンジュラス、トルコ、チュニジアを対象に、国内で収集可能な資料に基づいた指針案の作成。
- ・ 在外事務所主導による案件の発掘・形成の先進的事例とされる「バングラデシュ・モデル」及び同モデルの他国の案件発掘・形成手法への応用性に関する調査（以下「BM調査」と略す）。
- ・ 「農業・農村開発分野の調査分析手法（チェックリスト）」（以下「チェックリスト」と略す）案の作成（付録2参照）。

第3年次調査ではファイナルレポートの作成に向け、以下の作業を行った。

- ・ 7カ国の指針案、BM調査報告書及びチェックリストの最終化。
- ・ 現地調査を通じたホンジュラス指針案の最終化。
- ・ 同国を事例とする行政機能が弱い国における協力アプローチの検討。
- ・ 指針、BM調査報告書、チェックリストの英語版、仏語版、西語版の作成。

これらの作業の流れは図1に示すとおりである。国内作業と現地調査を交互に実施し、国内外の関係者の意見を調査に反映する方法によって、調査を進めた。

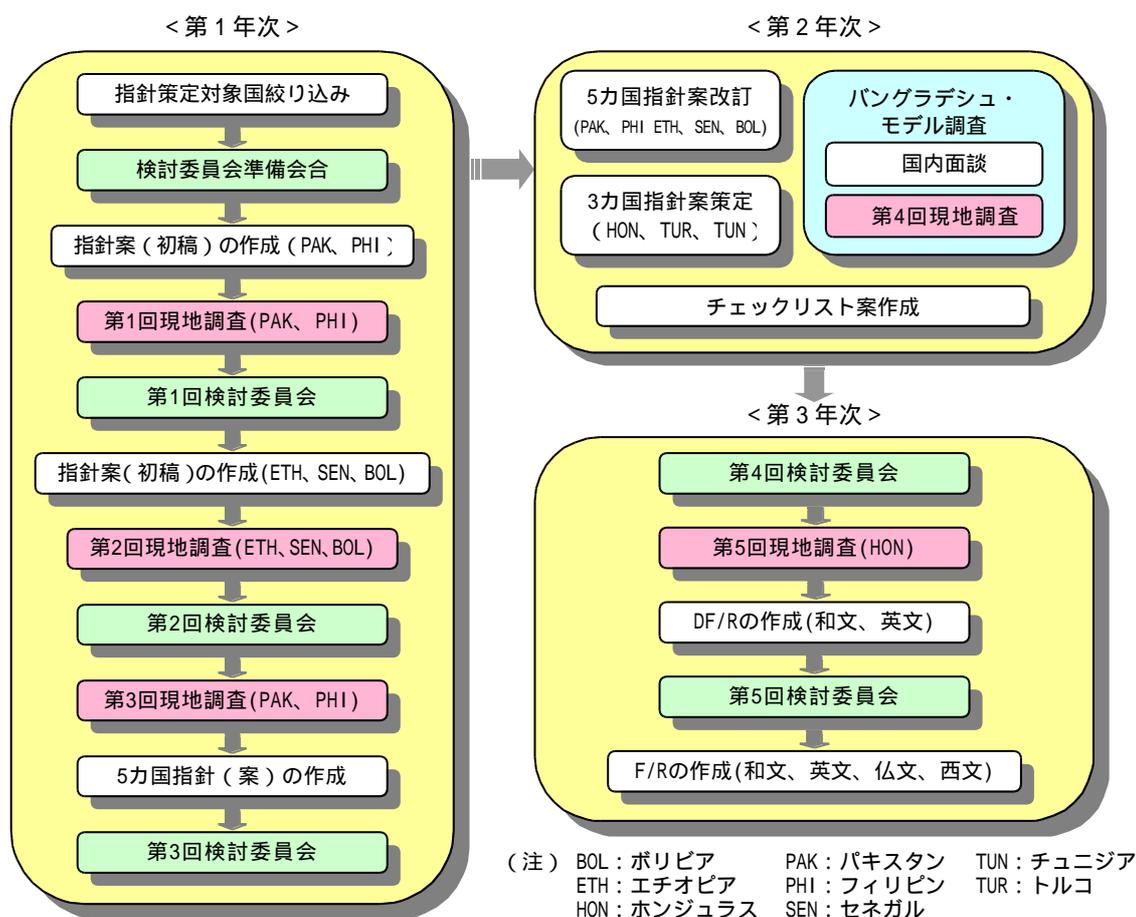


図1 調査における主な作業とその流れ

1.2.2 本調査の特徴

(1) 関係者との意見交換の重視

本調査では、在外事務所にとって「実用的な執務参考資料としての指針を策定する」ことを目指して、国内外の関係者との協議を重ねた。在外事務所の要望に応えるために多岐にわたる作業を並行して進め、それぞれの作業を相互に反映して最終的な指針として取り纏めた。

「国内外の関係者との協議」とは、1) 現地調査における在外事務所と他の現地 ODA タスクフォースメンバー（日本大使館、JBIC、JETRO、専門家など）との指針案についての協議、2) 相手国政府、他ドナー、NGO などとの指針案や「在外事務所にとって参考となるその国で実施している協力アプローチ」についての協議、3) JICA 農村開発部の実施した重点 47 カ国の在外事務所に対する「指針の策定レベルや内容についての要望調査（アンケート）」、4) 検討委員会における JICA 本部関係者ならびに外部有識者との指針案についての討議、5) JICA 農村開発部や地域部など本部関係部署との意見交換などを指す。多岐にわたる作業については下記(3)で述べる。

(2) 在外事務所の機能強化に資する指針の策定

成果品は和文、英文、仏文、西文で作成する。これは現地調査を通じて明らかとなった、「ナショナルスタッフを初め、その国ならびに周辺諸国の人材のさらなる活用を考えたい」という在外事務所の要望に応えるためである。「在外主導」の流れの中で、今後在外事務所が中心となって発掘・形成する案件の増加が見込まれている。その一方、在外事務所の日本人職員数は限られており、一人で複数の業務を担当していることが多い。このような中で、ナショナルスタッフ、その国あるいは周辺の共通言語を有する国のコンサルタントや NGO のさらなる活用を検討しているところもある。そこで、本調査の成果品である指針、BM 調査報告書、チェックリストを日本語とその国の公用語（あるいはそれに準ずる言語）との2カ国語で作成し、在外事務所関係者が案件を発掘・形成する際に活用すること、さらに、その過程を通じて長期的には在外事務所の戦力となる人材の育成にもつながることを期した。

(3) 実用的な指針の策定

(1)で述べたように、関係者との意見交換を重視して、実用的な指針の策定に努めた。パイロット 8 カ国の指針は、その国の社会・経済ならびに開発計画における農業・農村開発の特徴や位置づけを把握し、国別援助計画や現地 ODA タスクフォースの対処方針など日本の協力方針も踏まえて、認識された問題に対処する案件の形成に至る道筋を論理的に説明するための執務参考資料として策定された。そこでは、農業・農村開発分野における案件を発掘・形成する上で留意すべきその国特有の事情が示されている。

また、在外事務所では、農業・農村開発を専門としない所員が同分野の案件の発掘・形成を担当する場合もあり、案件発掘・形成に係る留意点整理の必要性が認識された。そのため、本調査では本部の農業・農村開発案件の検討に関する基本的な考え方（BM 調査報告書の 2.3 節に詳述）ならびに案件の発掘・形成時に用いる「チェックリスト」を取り纏めた。

1.3 本報告書の構成

本報告書は「本編」1冊、「各国編」9冊、ならびに「各国編」の翻訳11冊から構成される。「本編」は調査全体を総括して、第1章で調査の目的、範囲及び方法、第2章で調査結果の概要を述べた後、第3章で調査団として、本調査での経験を踏まえた実務的な観点から、農村開発部が今後、案件の発掘・形成に資する同様の文書を作成する際に有用と考えられる点を提言する。

各国編はパイロット8カ国²の指針（詳細は2.2節参照）とBM調査報告書（同2.3節）から構成される。8カ国の指針は本編と資料編³から構成され、それにBM調査報告書要約、チェックリスト（同2.4節）「開発課題に対する効果的アプローチ<農業・農村開発>」（以下「効果的アプローチ」）における開発課題体系全体図（付録3参照）が付録として掲載される。

各国指針の翻訳版（国により英語版、仏語版または西語版）は、指針本編概要、BM調査報告書要約、チェックリスト、「効果的アプローチ」の開発課題体系全体図から構成される。JICA本部の案件採択の考え方等が整理されたBM調査報告書には、英語版、仏語版及び西語版がある。

² パキスタン、フィリピン、エチオピア、セネガル、ボリビア、ホンジュラス、トルコ、チュニジア。

³ トルコは本編のみ。

2. 調査結果の概要

2.1 指針策定対象国選定を目的とした絞り込み

2.1.1 指針案策定対象国の絞り込み作業の結果

調査団は、第1年次調査で指針案を策定するパイロット国を検討委員会に提案するため、絞り込み作業を行った。この絞り込みでは、1) JICA が在外事務所を有する 47 カ国の所属する地域の特性を考察した上で、2) 諸基準に基づいて各地域内における貧困の現状や農業の課題を比較検討し、3) 各地域で代表的と思われる数カ国を総合的に選択することとした。その際、策定対象国に関しては、各国が属する地域内の他の国にとっても有用な指針の作成を意図した。一方、現地調査を行わない国に関しては、国内での資料入手可能性も基準に入れて選択を行った。

具体的には 47 カ国について、貧困、国民経済における農業の重要性、技術水準などに関する一律のマクロ指標を用いて絞り込みを行い、横断的に検討して国別に農業・農村開発分野の重要度に関する試行的な分類を行った。その結果は、検討委員会準備会合で説明・討議された。さらに、農村開発部と調査団との議論を経て、第1年次現地調査対象国であるフィリピン、パキスタン、エチオピア、セネガル、ボリビア、バングラデシュ⁴の6カ国が選定された。

2.1.2 絞り込み作業の経緯

(1) 第1段階：「農村部の貧困」に主眼をおいた絞り込み

最初に絞り込みの判断基準として、1) 総人口に占める貧困層の比率：特に農村部における貧困の程度、2) 経済全体における農業の重要性：人々の農業への依存度、3) 農業技術水準：農業発展を図る必要性、4) JICA の技術協力における重要性：我が国にとっての支援優先度（支援重点国）の4点を設定した。この絞り込みの結果、表1の14カ国を指針策定の必要性が高い国であると位置づけた（絞り込みに関するデータ、結果の詳細は付録1を参照）。

表1 指針案策定対象国絞り込み結果（貧困の視点）

| 地域 | 国 |
|-----------------|--------------------|
| アジア地域（7カ国） | |
| 東南アジアⅠ（旧アセアン諸国） | フィリピン、インドネシア |
| 東南アジアⅡ（市場経済移行国） | ベトナム、カンボジア |
| 南アジア | バングラデシュ、パキスタン、ネパール |
| アフリカ地域（4カ国） | |
| 東アフリカ | タンザニア、ケニア |
| 西アフリカ | セネガル、ガーナ |
| 中南米地域（3カ国） | |
| 中央アメリカ | ホンジュラス |
| 南アメリカ | ボリビア、パラグアイ |

出所：調査団作成

⁴ バングラデシュについては、在外事務所によって農業基礎調査が実施されていたことから、第2年次に現地調査が延期された。さらに、調査目的も指針策定ではなく、2.3節に述べるように、案件発掘・形成に係るバングラデシュ・モデルの他国への適用可能性の分析に変更された。

(2) 第2段階: 「多面的」な視点での絞り込み

(1) で策定した絞り込み作業結果に対して、検討委員会準備会合において、上記「貧困」の視点に、途上国の農業・農村開発を支援する意義に関する他の要素を加えるべきであると指摘された。そのため、「貧困削減」に加え、「食料安全保障」、「環境」、「農業技術」、「日本の食料安全保障への影響」などの視点を加えて、再度指針策定対象国を絞り込んだ。その絞り込みの視点の詳細は表2のとおりである。

表2 多面的な絞り込みの視点

| 視点 | 判断の基準 |
|---------------|---|
| 貧困 | 経済発展水準→ その国の全般的発展水準。農業セクターの背景となる経済活動のレベル 貧困度→ 総人口に占める貧困層の比率 農業の重要度→ 就業人口比で見た農業の経済全体における重要度、人々の農業への依存度 農業労働生産性→ 農業技術水準（農業セクター付加価値）の高さ JICAの技術協力における重要性→ 我が国にとっての支援優先度（支援重点国） |
| その国の食料安全保障 | 穀物自給率→ 基本的食料である穀物の自国の供給力 一人当たり穀物供給量→ 国内の食料供給力 土地生産性→ その国の生産力（技術レベルとも関係） 食料輸入比率→ 食料供給に関する対外依存度 将来人口増加率→ 将来（2015年まで）の食料需要増加率 |
| 環境への影響 | 平均森林面積減少率→ 森林の物理的面積の減少スピード GNIに占める純森林消費率→ 貨幣換算された国富としての森林価値の減少率 農村部人口密度→ 環境に対する人口圧力 再生可能水量に対する年間消費水量（農・工・上水）の比率→ その国の水資源に対する水利用率（水資源の汚染等に対する脆弱性の指標と想定） |
| 農業技術レベル | 機械化の程度→ 単位面積当たりのトラクター台数 肥料投入量→ 単位面積当たりの肥料投入量 塊茎類作付面積比率→ 全耕作面積に対する塊茎類の作付面積比率で、農業技術が低いほど塊茎類の作付けが多いと想定 灌漑比率→ 全耕作面積に対する灌漑面積比率 穀物・塊茎類以外の作物の作付面積比率→ 全耕作面積に対する穀物・塊茎類以外の作物の作付面積の比率（作物の多様化、商品作物の導入の程度の指標と想定） |
| 日本の食料安全保障への影響 | 我が国が輸入する作物に関しその供給国の寡占状態 我が国が輸入する作物に関し我が国と競合する輸入（消費）国の状況 我が国の農業と諸外国の農業との共存条件の醸成 |

出所：調査団作成

上記の分析結果を基に、1) 5つの視点で最も多く選定された国、2) 貧困の視点で優先度が高いとされた国の2つの視点で絞り込みを行った結果、表3の18カ国が指針案策定の必要性が高いと位置づけられた（絞り込み作業に関するデータは付録1を参照）。

表3 指針案策定対象国絞り込み結果（多面的な視点）

| 地域 | 国 |
|----------|--------------------------------|
| 東南アフリカ諸国 | (1) エチオピア、(2) タンザニア、(3) モザンビーク |
| 西アフリカ諸国 | (1) セネガル、(2) ガーナ |
| 旧アセアン諸国 | (1) フィリピン、(2) インドネシア |
| 市場経済移行諸国 | (1) カンボジア、(2) ベトナム |
| 南アジア諸国 | (1) ネパール、(2) バングラデシュ、(3) パキスタン |
| 中米諸国 | (1) ホンジュラス、(2) パナマ |
| 南米諸国 | (1) ボリビア、(2) パラグアイ |
| 中近東諸国 | (1) エジプト、(2) モロッコ |

出所：調査団作成

その結果は第1回検討委員会において説明・討議され、最終的に、表内に太字で示した6カ国が第1年次に指針案を作成するパイロット国に選定された。

2.1.3 8カ国の選定理由

第1年次に指針策定パイロット国に選定された5カ国に加え、第2年次ではホンジュラス、トルコ、チュニジアの3カ国が対象国に選定され、計8カ国が本調査における指針策定対象国となった。対象国の選定にあたっては、上記絞り込み作業結果、アンケートを通じて明らかとなった在外事務所による指針策定希望の高い国、周辺諸国へのモデル性、多様な地域の網羅などを念頭に置いた。これら8カ国の各々の選定理由を表4に示す。

表4 8カ国の選定理由

| | 国名 | 選定理由 |
|--------|--------|---|
| 第1年次調査 | パキスタン | <ul style="list-style-type: none"> 絞り込み作業の結果、指針策定の必要性が高いと位置づけられた。 小麦などコメ以外の穀類を多く生産し、その特性は、第1年次にパイロット国が選定されなかった中東諸国にも当てはまるので、同国指針を策定することは、中東諸国へのモデル性を持つ可能性がある。 |
| | フィリピン | <ul style="list-style-type: none"> 絞り込み作業の結果、指針策定の必要性が高いと位置づけられた。 JICAの協力において高い重点が置かれてきた。 |
| | エチオピア | <ul style="list-style-type: none"> 絞り込み作業の結果、指針策定の必要性が高いと位置づけられた。 自然条件など他の東アフリカと共通する要素もあり、他の東アフリカ諸国へのモデル性を持つ可能性がある。 |
| | セネガル | <ul style="list-style-type: none"> 絞り込み作業の結果、指針策定の必要性が高いと位置づけられた。 JICAの協力において、西アフリカ地域内では従来最も重視されてきた。 |
| | ボリビア | <ul style="list-style-type: none"> 絞り込み作業の結果、指針策定の必要性が高いと位置づけられた。 同国の1人あたりGNI 2,380ドルは中南米の指針策定対象国の中で最低である。農村における貧困率も高く、中南米地域においては厳しい状況にある国である。 |
| 第2年次調査 | ホンジュラス | <ul style="list-style-type: none"> 在外事務所の指針策定希望がA⁵と高く、現地調査も希望している。 中米地域の農牧業部門は類似した開発上の問題を備え、同地域のモデルとしての重要性が高いと考えられる。 |
| | トルコ | <ul style="list-style-type: none"> アジア・アフリカ地域に比較して貧困度が低いという理由から、第1年次には対象国が選択されなかった中近東地域に属する。 現地ODAタスクフォースの協力基本方針が固まっており、同様のフィリピン、パキスタン及びボリビアにおける指針策定の経験が活用できる。 |
| | チュニジア | <ul style="list-style-type: none"> 在外事務所の策定希望がAで、相手国政府の日本の技術協力に対する期待も高い。 「地域格差是正、環境保全、市場に対応した農業」という課題は周辺国にも共通し、同国の指針が周辺国のモデルとなる可能性がある。 第3国専門家派遣制度を活用したモーリタニアなどへの専門家派遣の経験が、サブサハラ・アフリカ諸国の農業開発における南南協力を検討する際の参考になる可能性がある。 |

2.2 国別農業・農村開発指針の策定

2.2.1 指針の構成

指針は、在外事務所関係者や検討委員会を初め、国内外の多くの関係者と協議を重ねて、最終的に、次ページに示すような構成となった。本節に続き、この目次構成が導出された過程を振り

⁵ 2.2節の表5「指針策定対象国のウェイト付けに関する提案(案)」を参照(p.11)。トルコ、チュニジアも同様。

返りながら、指針の特徴と活用にあたっての留意点を説明する。

| 基本的な目次構成（本編） | |
|--------------|--|
| 1. | 農業・農村開発の重要性と特徴 |
| 2. | 日本及び他ドナーの援助動向と今後の方向性 |
| 3. | 農業・農村開発の課題 |
| 4. | 課題に対するプログラム案 |
| 5. | 案件形成上の留意点 |
| 6. | モニタリング・評価手続及び指標 |
| 付録 1 | 資料編（在外事務所の置かれた状況により構成は異なる） |
| 付録 2 | 「バングラデシュ・モデル」及び同モデルの他国の案件発掘・形成手法への 応用性に関する調査報告書要約 |
| 付録 3 | 農業・農村開発分野の調査分析手法（チェックリスト） |
| 付録 4 | 「開発課題に対する効果的アプローチ〈農業開発・農村開発〉」農業開発・農村開発 開発課題体系全体図 |

2.2.2 指針の特徴

（１）執務参考資料としての「指針」

指針案についての在外事務所関係者との協議において、以下のような要望が出された。

1）現地 ODA タスクフォースの対処方針が策定されている国（表 5 の B 以下に相当する国）⁶

- ・対処方針と指針との整合性をとる。
- ・「何に協力するか（案件形成的側面：What）」は協議されているので、それを「どのように案件を形成するか（マニュアル的側面：How）」に重点を置く。

2）現地 ODA タスクフォースによる対処方針の策定まで進んでいない国（表 5 の A レベル）⁷

- ・その国における農業・農村開発の現状把握に基づいた「案件形成的側面（What）」と「マニュアル的側面（How）」の両方を提示する。

これらの要望に対して次のように対応した。

- ・指針は、在外事務所の担当者が案件の発掘・形成にあたって用いる執務参考資料であり、現地 ODA タスクフォースの活動を限定するものではないことを示すために、「執務参考資料としての指針」ということを指針冒頭に記した。
- ・対象国の指針策定レベルに応じて、「案件形成的側面」と「マニュアル的側面」との間の重点の置き方を変え、必要な国では在外事務所の要請に応じて、資料編に農業・農村開発の現状分析を詳しく記載した。

また、「マニュアル的側面」の強化対策としては以下を行い、他国への応用性にも配慮した。

- ・各国指針の冒頭に、「農業・農村開発分野にける案件発掘・形成の基本的な作業と視点」や「農業・農村開発プログラム案策定までの流れ」を示した。
- ・指針各章の冒頭に、「本章で行なう作業の要点」を示した。
- ・各国特有の事情を反映した「案件形成上の留意点」を指針本編の第 5 章に記述した。
- ・本部における農業・農村開発案件の検討に関する基本的な考え方や案件検討に必要とされる情報を示した BM 調査報告書要約を各国指針に添付した。
- ・案件形成の際に留意すべき点を、「要請案件調査票作成のためのチェックリスト」と「案件

⁶ パキスタン、フィリピン、ボリビア、トルコ⁶。但し、ボリビアは在外事務所アンケートによる回答は「A」。

⁷ エチオピア、セネガル、ホンジュラス、チュニジア⁷。

形成に必要な情報収集のためのチェックリスト（ニーズ別）」に整理し、各国指針に添付した。

表5 指針策定対象国のウエイト付けに関する提案（案）

| レベル | レベル分けの根拠 |
|-----|--|
| A | 農業・農村開発分野における協力の必要性が高いにも関わらず、大使館、事務所の人員数の制限等により、現地 ODA タスクフォースの活動が行われていない、同分野における協力方針の更新、見直しが必要な国。 |
| B | 現地 ODA タスクフォースにおいて、協力方針・案件形成にかかる取り組みが行われているが、具体的な案件形成を活発に行うために、本部との連携により指針を策定する意義が高い国。 |
| C-1 | 現地 ODA タスクフォースにおいて、個々の案件形成に関わっており、案件採択率も高い国であるが、協力内容の多様化を図るための基礎情報として指針を策定する意義がある国。 |
| C-2 | 農業・農村開発分野における必要性は高いが、現時点では、既存の情報の整理によりマクロ的な状況分析及び大まかな農業・農村開発の方向性を示すレベルを求めている国。 |

注： レベルC レベルAの順にJICA本部の投入が大きくなることを想定している。

出所： 第2回国別農業・農村開発指針策定検討委員会資料。

本調査の指針策定パイロット 8 カ国の策定レベルは表 6 のとおりである。

表6 指針策定レベル

| | パキスタン | フィリピン | エチオピア | セネガル | ボリビア ^注 | ホンジュラス | トルコ | チュニジア |
|-----|-------|-------|-------|------|-------------------|--------|-----|-------|
| レベル | B | B | A | A | A | A | B | A |

注：ボリビアでは現地 ODA タスクフォースの活動は行われているが、農村開発部の実施したアンケートに対する JICA ボリビア事務所の回答を尊重した。

出所：農村開発部による在外事務所を対象とする「指針の策定レベルや内容についての要望調査（アンケート）」に基づき調査団作成。

（2）相手国の事情への配慮

在外事務所ならびに検討委員より、「相手国の事情への配慮」や「対象地域社会の把握」の重要性がたびたび指摘された。現行の要請案件調査票には、検討案件の相手国開発政策における位置付けや、その国の社会経済における農業・農村開発の位置付けについて記述する欄が明示されていない。そのため、パイロット 8 カ国の指針においては第 1 章に「農業・農村開発の重要性と特徴」についての章を設け、位置づけの「考え方」を示した。また、指針付録 4 の「要請案件調査票作成のためのチェックリスト」にも、調査票の項目毎に記載すべき相手国の事情に関する具体的な項目を挙げ、案件形成にあたって相手国の事情にも配慮することの重要性を示した。

（3）「開発課題に対する効果的アプローチ＜農業開発・農村開発＞」との関連性

農業・農村開発の事情は国毎に異なる。在外事務所が農業・農村開発案件の発掘・形成を行うにあたっては、「国別援助計画」や「国別事業実施計画」に従うとともに、「課題別指針」や「効果的アプローチ」を参照することが重要である。「効果的アプローチ」は、全世界を対象に、農業・農村開発分野の課題をマクロレベルから考察し、課題に対するアプローチを体系化したものである。農村開発部は、「効果的アプローチ」に加え、国別にその実情を十分に踏まえた農業・農村開発指針を策定する必要性を認識し、本調査を実施することにした。

指針では、策定対象国の農業・農村開発の現状、ならびに日本と他ドナーの協力動向を踏まえ

て、農業・農村開発分野における重要問題を把握し、重要問題を解決するための開発目標ならびに開発課題を設定している。この開発課題の設定にあたり、課題に対するアプローチ方法を体系化している「効果的アプローチ」を参照した。その上で指針を使いながら「効果的アプローチ」を参照できるように、本編第3章（農業・農村開発分野の課題）に指針と「効果的アプローチ」の関連を示した（表7）。

表7 「指針案」と「効果的アプローチ」の関連性の提示：開発目標と開発課題（ポリビアの事例：一部）

| 開発目標：生計の維持支援による生活安全保障の確保 (対象地域：高地平原、渓谷地、低地：内国移住地、山間地) | | | | |
|--|-------------------------------------|--|------------------|---|
| ポリビアにおける農業・農村開発の課題 | | | 開発課題に対する効果的アプローチ | |
| 開発課題 | | 対応する問題 (図3-1参照) | 開発戦略 目標 | 中間目標/サブ目標 |
| 大項目 | 小項目 | | | |
| 1. 飲料水供給・衛生改善 | 1.1 飲用水施設の整備 拡充 | <ul style="list-style-type: none"> 基本的な農村生活インフラ整備の遅れ 生活の質が低い 安全な水へのアクセスが悪い 保健衛生サービスへのアクセスが困難 成人識字率が低い | 3. 活力ある農村の振興 | 3-4 農村インフラの整備 ・給水施設の整備 ・集落公共事業の実施 |
| 2. 市レベルの地域保健衛生改善 | 2.1 母子保健改善支援 2.2 地域保健医療ネットワークの強化 | | | 3-8 住民の保健水準向上 ・保健・医療サービス向上 |
| 3. 初・中等教育の普及と質的改善 | 3.1 成人識字率向上 | | | 3-9 住民の教育水準向上 ・基礎教育の充実 ・基礎サービスの拡充 |
| 4. 職業訓練の強化 | 4.1 職業能力の開発支援（農業技術、小規模農畜産加工、裁縫技術） | | | |

出所：「国別農業・農村開発に係る案件発掘形成のための執務参考資料 - 国別農業・農村開発指針策定調査成果品 - ポリビア共和国農業・農村開発指針（ファイナルレポート）。

（4）本部の案件採択に関する基本的な考え方の反映

指針策定希望に関する在外事務所アンケートへの回答の中に、「JICA 本部の案件採択基準を教えてほしい」との要望が複数挙げられた。JICA 本部は現場のニーズや意向に柔軟に対応するという観点から「基準ありき」による案件検討は行っていないものの、BM 調査の一環として行った本部関係者からの聞き取りでは様々な視点が示された⁸。それらを各国の指針第5章「案件形成上の留意点」や、チェックリストの関連項目に反映させた。

（5）本指針の想定する受益者層

指針では基本的に「農業を主たる生業とする農村（都市でない地域）に居住する貧困層」を、JICA が支援する農業・農村開発案件の主な受益者として想定する。一般に貧困率が高いと言われる土地なし層や都市の失業者層に対する協力の重要性についても十分に認識し、対象地域の事情によっては取り組む場合もあるが、最初からそれらの層に限った協力を検討する指針ではない。

⁸ 「『 Bangladesh Model 』及び同モデルの他国の案件発掘・形成手法への応用性に関する調査報告書」、第3章、pp.11～18。

2.2.3 指針の活用にあたっての留意点

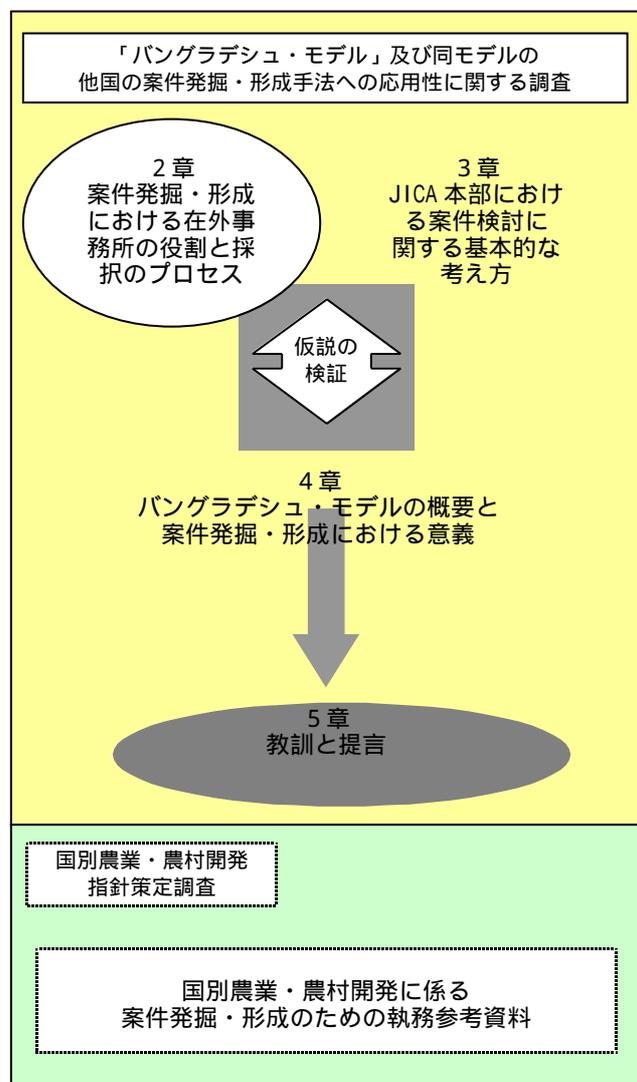
指針の活用にあたって、以下の留意点を各国指針の冒頭に提示した。

- ・本指針は案件の発掘・形成及び実施を担う在外事務所の職員が、農業・農村開発分野の案件を発掘・形成する際の視点と方法を提示する手引書である。
- ・各々の職員がその国における駐在経験を十分に活かすとともに、必要に応じて対象地域にも足を運び、関係者との意見・情報交換を通じて対象地域の現状を把握し、それに基づいて現実的な案件を形成する。
- ・採択された後は、その案件が形成の段階で意図したように実施され、対象地域や周辺地域の人々の生計の維持・向上に貢献しているかを検討する際にも活用する。
- ・案件を形成・実施する過程で在外事務所に蓄積される知見や経験を反映して本案を適宜改訂し、各国の実情に即したより実用的なものにしていく。

2.3 「 Bangladesh Model 」及び同モデルの他国の案件発掘・形成手法への応用性に関する調査

第1年次で他の現地調査対象5カ国と同様、Bangladesh Model においても農業・農村開発分野に係る案件の発掘・形成に資する「指針」案の作成が検討された。しかし、同国は、「 Bangladesh Model 」を形成し、すでに高い案件採択率を示しており、指針案作成の意義は低いと考えられた。他方、第3回検討委員会での討議を経て、農業・農村開発分野における同モデルの現状を調査し各国の指針に反映させることは、他国に対し案件発掘・形成に係る「モデル」の役割を果たすと考えられた。また、同モデルの案件発掘・形成の手法を分析することにより、第1年次調査対象国の指針案における「案件形成上の留意点」の充実にも資するものと期待された。

調査団はそのため、Bangladesh Model での現地調査に加えて、国内において同モデルに関する情報収集を行うとともに、JICA 本部における案件採択のプロセスと要請案件調査票を検討する際の視点を把握することを目的として、本部関係者から聞き取りを行った。



出所：調査団作成。

図2 「 Bangladesh Model 」調査報告書の構成

BM 調査報告書の構成を図 2 に示す。第 1 章は、背景と目的、調査内容など本調査全体の枠組みを提示する。第 2 章は、在外主導の流れの中、案件発掘・形成における在外事務所の想定される役割と案件採択のプロセスを示す。第 3 章は、JICA 本部の関係者による要請案件の検討に関する基本的な考え方を示す。これは、「バングラデシュの A/B 評価案件数が増加したのは、それらの案件が JICA 本部における『案件評価基準』に適合しているためである」という仮説を検証するためのもので、本部関係者からの聞き取りの結果を整理し類型化する。

第 4 章は、バングラデシュ・モデルの概要をまとめる一方、同モデルの案件発掘・形成における意義について考察する。加えて、案件検討に必要とされる情報収集の重要性を考慮して、バングラデシュ・モデルにおける在外事務所の情報収集方法を整理する。第 5 章は、第 2 章から第 4 章に述べた調査結果を踏まえて、バングラデシュ・モデルから得られる教訓を整理するとともに、農業・農村開発分野における効果的な案件発掘・形成に向けた提言を行う。

BM 調査の主な結果は表 8 のとおりである。

表 8 「バングラデシュ・モデル」調査の主な結果

| |
|---|
| 1. 本部における要請案件調査票検討の主な視点 |
| (1) 何が問題なのか（案件の背景から明らかになる問題） (2) 目標・目的は何か（案件の目標と期待される成果） (3) どのようにその目標を達成するのか（活動内容と実施方法） (4) 実施可能性はあるか (5) 日本の援助方針と整合しているか (6) 相手国の政策・開発計画と整合しているか |
| 2. 「バングラデシュ・モデル」の概要 |
| 選択：最重点・重点セクターの絞り込み 国別援助計画及び対バングラデシュ援助実績、バングラデシュ政府の開発計画、他の援助国・機関の活動状況等を勘案して、5 つの最重点セクターと 5 つの重点セクターを選択する。（注：2005 年 3 月現在、各 6 セクターとなっている。） 集中：最重点・重点セクターに資源を集中 援助の効果、効率を高めるため、投入、担当官、援助協調等に関し最重点・重点セクターに資源を集中する。それらのセクターにセクター・ワーキンググループを設置して、知見の共有と組織的な蓄積を図る。各セクターにおいては日本の援助のプログラム化を図り、日本の援助の一貫性、一体性を高める。 連携：大使館・JICA・JBIC の 3 者間の連携、相手国政府との協議、他ドナーとの協調 大使館、JICA 及び JBIC 事務所 3 者より、セクター・ワーキンググループに組織横断的に担当者を配置する。バングラデシュ政府との協議や、PRSP、SWAp をはじめとする援助協調等に 3 者合同で対応する。「バングラデシュ開発援助勉強会」を通じ日本の NGO、企業との連携、連絡を強化する。ウェブサイト、メーリングリスト等を活用し、情報の共有と外への情報発信を図る。 |
| 3. 「バングラデシュ・モデル」から得られる他国の案件発掘・形成へ応用可能な教訓 |
| (1) 最重点分野の設定とセクタープログラムの策定 (2) 日本側関係者による連携と透明性の高い議論 (3) 相手国の農村社会・経済事情に関する豊富な知見の活用 (4) 相手国実施機関の機能・能力の把握と関係構築 (5) 他ドナーとの継続的な情報交換 |
| 4. 農業・農村開発分野における効果的な案件発掘・形成に向けた提言 |
| (1) 農業・農村開発分野における「優良案件」の再定義 (2) 要請案件の論理的整合性（「案件自体の論理的整合性」および「当該国における案件の戦略的位置づけ」）の強化 (3) 在外事務所に對する本部の支援 (4) 外部人材の活用と形成・実施一体型案件の促進 |

2.4 農業・農村開発分野の調査分析手法（チェックリスト）の作成

「農業・農村開発分野の調査分析手法（チェックリスト）」は、案件の形成にあたって在外事務所が日頃から留意すべき点と、本部に提出する要請案件調査票作成にあたっての留意点を示し、在外事務所の担当者がそれを使って同調査票を作成できるようにすることをねらった。

2.4.1 チェックリストの作成の背景

チェックリストは、第1次・第2次現地調査で在外事務所から示された「指針のマニュアル的側面の強化」という要望に応じて作成することになった。

現地調査を行った国の中で、「現地 ODA タスクフォースにより農業・農村開発分野の対処方針が定められている国」では、「『指針』は、在外事務所の活動と方針を規定するものではなく、在外事務所員が要請案件調査票等を作成する参考資料としてほしい」との要望が出された。また、2004年11月にJICA農村開発部が重点47カ国（既に指針策定対象国に選定されていた6カ国を除く）の在外事務所に対して実施した「指針の策定レベルや内容についての要望調査（アンケート）」においても、以下の点が在外事務所により指摘された。

- ・ 案件採択に関して在外事務所と JICA 本部間で意見の相違が見られる場合がある。本部による採択条件・基準が分からず、案件の目的・方針に係る合意に至るまでの情報の再収集・調整に時間を要し、時間をかけたにもかかわらず採択に繋がらないこともある。
- ・ 在外事務所は限られた人員（必ずしも農業・農村開発分野を専門性とする者がいるとは限らない）のため、情報収集に時間を割くことが困難か、あるいは技術的な面での相談相手が少ない/いないこと等から閉塞感を有している場合がある。例えば、フィールド調査や協議等による第一次情報は収集出来るものの、カウンターパート機関等から体系的な既存の情報を得ることは難しい状況にある。

検討委員会においても、「『効果的アプローチ』を踏まえた、農業・農村開発案件の発掘・形成に役立つような基礎的情報収集チェックリストを電子データで整備することにより、農業が専門でない在外事務所の職員も、案件形成に関して把握しておくべき情報を収集できる」との提案があった。これらを踏まえ、また、BM 調査の結果も反映して、チェックリストが作成された。

2.4.2 チェックリストの構成

チェックリストは、「要請案件調査票作成のためのチェックリスト」（以下「要請案件調査票作成チェックリスト」）と「案件形成に必要な情報収集のためのチェックリスト（ニーズ別）」（以下、「情報収集チェックリスト」）とから構成される。前者は、在外事務所の担当者が「要請案件調査票」を作成する際に検討・留意すべき事項ならびに情報収集方法を記載したものである。また、後者は、農業・農村開発分野における具体的な活動を検討する際に、その内容を確認するために必要な情報を示したものである。

「要請案件調査票作成チェックリスト」は要請案件調査票の「現状と問題点」から「その他」にいたる項目ごとに、一般的な「記述にあたっての確認項目」を示す。一方、「情報収集チェックリスト」は、農業・農村開発分野における特定テーマ毎（例：食料流通機能の整備）に調査項目例をリストアップしたものである。各テーマ（チェック項目）は「効果的アプローチ」の開発課題体系全体図（本編付録3参照）の「中間目標」ならびに「中間目標のサブ目標」に基づき、

一部項目を補足して設定した。

2.4.3 チェックリストの特徴

(1) 調査結果の総合的反映

2つのチェックリストの作成にあたっては、各国指針に記載した「案件形成上の留意点」、BM調査から得られた「本部における要請案件調査票検討の視点」、「優良案件の定義」、「要請案件調査票検討に必要とされる情報」、「バングラデシュ・モデルから得られる他国のへ応用可能な教訓」など、本調査における他の作業結果を総合的に反映したほか、「効果的アプローチ」を初めとする既存資料を十分に活用した⁹。

(2) 「相手国の事情」の明示

現行の要請案件調査票には、開発政策や上位開発計画と要請案件との整合性、相手国の農業・農村開発の現状に照らした要請案件の位置付けなど、「相手国の事情」を記載する特定の欄がなく、記載者により「現状と問題」や「活動内容」などの欄に記載されている場合もあるが、全く記載されていない場合もある。現地調査を行った国の在外事務所ならびに本部での聞き取り調査でも、「相手国の事情を十分に検討すること」の重要性が指摘されている。そのため、「要請案件調査票作成チェックリスト」では、要請案件調査票の該当欄に、具体的に相手国のどのような事情を検討するべきかを示した。

(3) CD ROM化

チェックリストをCD ROMの形で在外事務所に配付することにより、情報収集対象者への配布や回答回収後のデータ加工が容易になることが期待される。また、データの保存性・検索性が向上するため、人事異動時の引継ぎを容易とすることが期待される。さらに、必要項目を抽出して使用できる。調査対象の特徴に合わせた質問項目の抽出が容易である。

(4) 英語・仏語・西語版チェックリストの作成

英語版、仏語版、西語版のチェックリストを作成した。これらは、在外事務所のナショナルスタッフは案件を形成する際はもとより、コンサルタント、NGO、大学等に委託する案件形成調査のTORを作成する際にも活用可能である。

(5) 指針本編との併用

優良案件を形成するためには日頃からインタビュー、現地視察等による情報収集が不可欠であるが、さらに得られた情報等を基に相手国関係者等と案件の内容について協議することが重要である。協議するにあたって留意すべき点を指針本編の「案件形成上の留意点」に記載した。これ

⁹ 「効果的アプローチ」以外の資料としては、国際協力事業団農業開発協力部「農村調査の手引書 - 研究・普及連携型農業プロジェクトにおける問題発掘と診断のために -」、2000年3月、Christiaan Grootaert and Thierry Van Bastelaer, Understanding and Measuring Social Capital: A Multidisciplinary Tool for Practitioners, World Bank, 2002などがあげられる。

をチェックリストと併用し、「要請案件調査票」を作成する際に参考にする。

2.4.4 チェックリストの検証

(1) ホンジュラス事務所コメント

第3年次調査で現地調査を行ったホンジュラスのJICA事務所からは、「相手側のニーズが出てきたところで、何を確認すればよいのかが整合性の取れた形で整理されている。このチェックリストから、『効果的アプローチ』に記載されているようなJICAの過去の案件事例をすぐに検索できると要請案件調査票作成時に助かる。また、在外事務所内部で案件を検討する際によく見る「実施体制」と「相手国の開発計画との整合性」が明示されているのがよい。『要請案件調査票作成チェックリスト』は、農業以外の案件でも使える。」とのコメントがあった。

(2) 在外事務所アンケート

47カ国の在外事務所に対する「チェックリスト」についてのアンケート調査では、「調査項目が多すぎる」、「優先順位をつけてほしい」といった要望が挙げられた。そのため、「チェックリストとクエスショナアの使い方」に「チェックリスト」は記載された項目すべてを収集するのではなく、必要に応じて必要な部分を抜きだして活用することを明示した。また「要請案件調査票チェックリスト」に、案件形成段階で調べておくべき項目(案)を で表示した。

(3) 演習

既存の要請案件調査票の中からA判定案件とD判定案件を事例として取り上げ、「要請案件調査票作成チェックリスト」の項目に沿って検討した。主な比較結果は以下のとおりである。

- ・A判定案件は も多いが、そもそもの情報量がD判定案件よりも多い。
- ・「要請案件調査票作成チェックリスト」の記載事項を踏まえて、関連項目を記述することは、本部が案件の採択を検討する際に必要な情報を盛り込むことにつながる可能性がある。

2.5 農業・農村開発指針策定検討委員会における討議

指針を作成するにあたり、JICAの農村開発部と関係部署、外部有識者ならびに調査団員より構成される検討委員会が開催され、調査内容及びその方向性についての討議が行われた。

2.5.1 準備会合(2004年5月7日)

「指針策定対象国選定を目的とした絞り込み」の作業結果について討議した。調査団の「貧困削減」を重視した絞り込み作業結果に対して、途上国の農業・農村開発を支援する意義に関する他の要素も加えるようにとのコメントが出された。そのため、「貧困削減」に加え、「食料安全保障」、「環境」、「農業技術」、「日本の食料安全保障への影響」などの視点を加えて、指針策定対象国を絞り込み、第1年次に指針案を策定する6カ国を選定した。また、この6カ国の現地調査を複数回にわけて実施することにより、前の調査の経験を次の調査に活かして内容面の充実を図るとの調査団の提案も承認された。

2.5.2 第1回検討委員会（2004年7月1日）

準備会合後に行った第1回現地調査（2004年5月14日～6月9日：フィリピン、パキスタン）の結果を報告し、調査の方向性について討議した。両国ともに現地 ODA タスクフォースによる農業・農村開発協力の対処方針が策定されつつあり、本調査で策定する指針との関連性について検討する必要性が指摘された。

第1回の会合でもあり、検討委員から調査全体に対する様々なコメントが出された。例えば、指針策定国数、「『問題分析から抽出された課題への対応策』ではなく、『対象地域社会を把握し住民の視点から考えること』の必要性」、「その国の『政策・開発計画との整合性』、『国（対象地域）のニーズとの整合性』、『日本の実施可能性』の3要素を踏まえた協力の検討の必要性」、本調査で策定する指針と「効果的アプローチ」との整合性などである。これらのコメントは、以後の指針策定作業に反映された。

2.5.3 第2回検討委員会（2005年9月27日）

調査団は、第2回現地調査（2004年7月12日～8月20日：エチオピア、セネガル、ボリビア）の終了後、第1回現地調査対象国を含む5カ国における在外事務所を取り巻く環境や指針に対するニーズの違いを整理して、第2回検討委員会で報告した。これにより、検討委員ならびに農村開発部関係者によって、各在外事務所が求める指針は一様でないことが確認された。

農業・農村開発分野の現地 ODA タスクフォースによる対処方針が策定されておらず、最新の国別援助計画も策定されていない国（エチオピア¹⁰、セネガル）では、農業・農村開発の特徴の分析、基本方針の策定、協力実施体制の検討など、指針へのニーズが多岐にわたる傾向があった。一方、現地 ODA タスクフォースが対処方針を固め、国別援助計画が策定されている国（パキスタン、ボリビア、フィリピン）では、それらの対処方針と指針との整合性が求められた。さらに、地域によって農業・農村の特性が大きく異なる国（パキスタン、ボリビア）では、地域や州ごとにその地域特性を踏まえた指針（重要課題の把握からプログラム案の作成まで）を策定することが求められた。

在外事務所を取り巻く環境の違いにより、指針の位置付けや構成も異なることを踏まえた調査の進め方として、検討委員会で決定された事項は表9のとおりである。

表9 第2回検討委員会の討議の要点

| | |
|-------------|--|
| 指針策定対象国 | アンケート調査を通じて在外事務所の指針策定希望を確認し、指針策定対象国ならびにその策定レベルを決定する。 |
| 指針の項目・構成 | 現状分析から最後のプログラムの絞り込みに至る分析過程をより明確にする。 |
| 対象地域社会構造の把握 | 指針にその把握の方法等について記載する。 |
| 指針の位置づけについて | 農業・農村開発分野のバックグラウンドがない所員も、それを見れば要請案件調査票を作成できるような資料。 |

出所：調査団作成

¹⁰ 調査時点では国別援助計画は策定中であった。

2.5.4 第3回検討委員会(2004年12月22日)

第1年次調査を通じて、本調査で用いる「指針」という名称は、「現地 ODA タスクフォースが策定する対処方針と重複するのではないか」、「指針を作成することで本部の意向が優先されるのではないか」という懸念を在外事務所に惹起する傾向が認識された。そのため、本調査で策定する指針を「在外事務所の執務参考資料」と位置づけることになった¹¹。

第1年次に策定したパイロット5カ国の指針案の改訂を含む第2年次調査に向けた討議は次のとおりである。

- ・ 現行指針案では各国の個別性が明確に出ている。今後さらに他国への応用性を踏まえた作業を行う。具体的には、「案件形成上の留意点」の充実、「効果的アプローチ」をベースに作成された中央レベルの情報収集チェックリストを活用したチェックリストの作成、在外事務所からのアンケートの回答にあった「本部の案件採択基準の提示希望」への対応などが考えられる。
- ・ 第2年次に延期されていたバングラデシュについては、現地 ODA タスクフォースが活発に機能しているため、第1年次調査のパイロット5カ国の指針案策定経験も踏まえ、指針案は策定せず、同国の高い案件採択率の要因分析調査を行うことになった。その結果をまとめることにより、他国にも参考となる教訓を得る。

2.5.5 第4回検討委員会(2005年5月18日)

第2年次調査の結果と、第3年次調査の調査業務計画案についての討議を行った。第2年次調査の主要な作業の最終化に向けたコメントに加えて、本調査終了後の指針の活用についての意見交換も行われた。主な討議事項は次のとおりである。

- ・ 検討委員会の意見を反映させる形で、BM調査報告書を改訂する。
- ・ 「チェックリストの使い方」について、各チェックリストの位置づけや関連を主な利用者である在外事務所にわかりやすい記載へと改訂する。
- ・ 指針策定対象国全ての「要約」に「案件形成上の留意点」を記載する。またカウンターパート機関の能力が不足している中での案件形成に係る行動様式について、バングラデシュ・モデル調査から得られた教訓を記載する。
- ・ 今後、農村開発部が地域部や在外事務所と行うやり取り(チェックリストの使い勝手に係るアンケートの公電等)を検討委員と調査団にも伝え、情報の共有を図る。
- ・ JICA 農村開発部が、本調査のフォローアップとして、指針の使い勝手の検証等をどのように実施していくかの方針案を固める(可能であれば第5回検討委員会でゼロ・ドラフトレベルの発表を行う)。

2.5.6 第5回検討委員会(2005年8月4日)

ドラフトファイナルレポートについての討議が行われた。検討委員より事前に提出されたドラフトファイナルレポートへのコメントは、農村開発部と調査団とで協議し対応可能な範囲でファイナルレポートに反映することで合意した。

¹¹ 第3回検討委員会開催時点では、調査名称も「国別農業・農村開発執務参考資料策定調査」に変更するようになっていたが、その後、調査名称の変更は行わないことになった。

検討委員会における主な討議は次のとおりである。

- ・「要請案件調査票作成チェックリスト」に、在外事務所の要望を反映して優先調査項目案（ ）をつけたことにより、「対象地域社会の把握」など、 のついていない項目は調べなくてもよいという誤解が生じる懸念が示された。これに対して、農村開発部より、案件の発掘・形成段階では、個々の項目に関する調査の深度・精度は異なるにせよ、どの項目についても可能な限り調べ、その結果を調査票に記載することが重要であると説明された。
- ・「要請案件調査票作成のためのチェックリスト」の拘束性（案件採択への影響）についての懸念が示された。農村開発部より、基本的には関係者の協議を通じてケースバイケースで対応すること、要請案件調査票作成段階で在外事務所が農村開発部と適宜やりとりをしながら作業を進めることが可能であると指摘された。
- ・現地 ODA-TF の活動に関するバングラデシュ・モデルの教訓、課題別アプローチと国別アプローチとを融合させる試み、チェックリストとクエスショナアなどについて、他の課題部への適用可能性を検討する。

なお、本調査の終了にあたり、農村開発部より本調査の執務参考資料の実用性をさらに高めるためのフォローアップ調査を検討しており、今後さらに詳細を詰めていく予定であるとの説明があった。

3. 今後の国別農業・農村開発指針策定に向けた提言

本章では、調査団として、本調査に従事した経験を踏まえた実務的な観点から、農村開発部が今後、農業・農村開発分野の案件発掘・形成に資するために同様の文書（指針、執務参考資料、チェックリストなど）を作成する際に有用と考えられる点を提言する。提言は、指針の内容に関するものとし、作り方に関するものとは分けて述べるが、各々の内容は以下のように要約される。

3.1 指針の内容に関する提言：「より実用的な内容へ」

(1) 「実用性」を重視する

指針は、在外事務所の所員が実際に案件を発掘・形成する際に活用され得るものでなければならない。したがって、案件発掘・形成の具体的な手順が明確に理解されるとともに、その国の農業・農村開発を多面的かつ長期的な視点で捉えられるようにすることが重要である。

(2) 途上国の農業・農村開発を取り巻く環境の変化に対応する

開発途上国の農業・農村開発を取り巻く環境に様々な変化が見られる中で、日本の協力もその目的、活動内容、方法などに関して従来型からの変更を迫られている。指針においても、それに対応した方向性と具体的な案件発掘・形成方法を示す必要がある。

(3) 案件に論理的整合性を与える

指針を効果的な案件発掘・形成に役立つものにするためには、それが「案件自体の論理的整合性」と「当該国における案件の戦略的位置付け」の2つの面において、案件に論理的な整合性を与えるものでなければならない。

(4) 農村開発への包括的アプローチを検討する

指針を策定するにあたっては、農村住民のニーズを優先した協力という観点から、包括的なアプローチを検討することが重要である。

3.2 指針の作り方に関する提言：「本部・在外事務所共同による指針作りへ」

(1) 在外事務所のニーズに対応する

活用される指針を策定するためには、各在外事務所を取り巻く状況や指針に関するニーズ（必要度、内容、形式など）を把握し、かつ積極的に在外事務所の「オーナーシップ」を高めるような働きかけをすることが重要である。

(2) 指針策定に関する農村開発部の基本的な考え方を明確にする

(1)と同時に、指針策定に関する農村開発部の基本的な考え方、すなわち、指針を JICA の方針や事業の中にどう位置づけるのかを、在外事務所や対外的に明確に示す必要がある。

(3) 1カ国につき複数回の現地調査・協議を行う

指針をより実用性の高いものにするためには、1カ国につき複数回訪問し、1) 在外事務所担当者との共同作業、2) 現地 ODA-TF との協議、3) 農村部でのフィールド調査、4) 相手国政府やドナーとの会合における指針案のプレゼンテーションなどの活動をすべきである。

(4) 在外事務所のフィードバックに基づいて改訂する

指針をより現実的で使い勝手のよいものにするためには、当該国の在外事務所担当者に策定された指針を使って実際の案件を形成してもらい、そのフィードバックに基づいて改訂されることが望ましい。

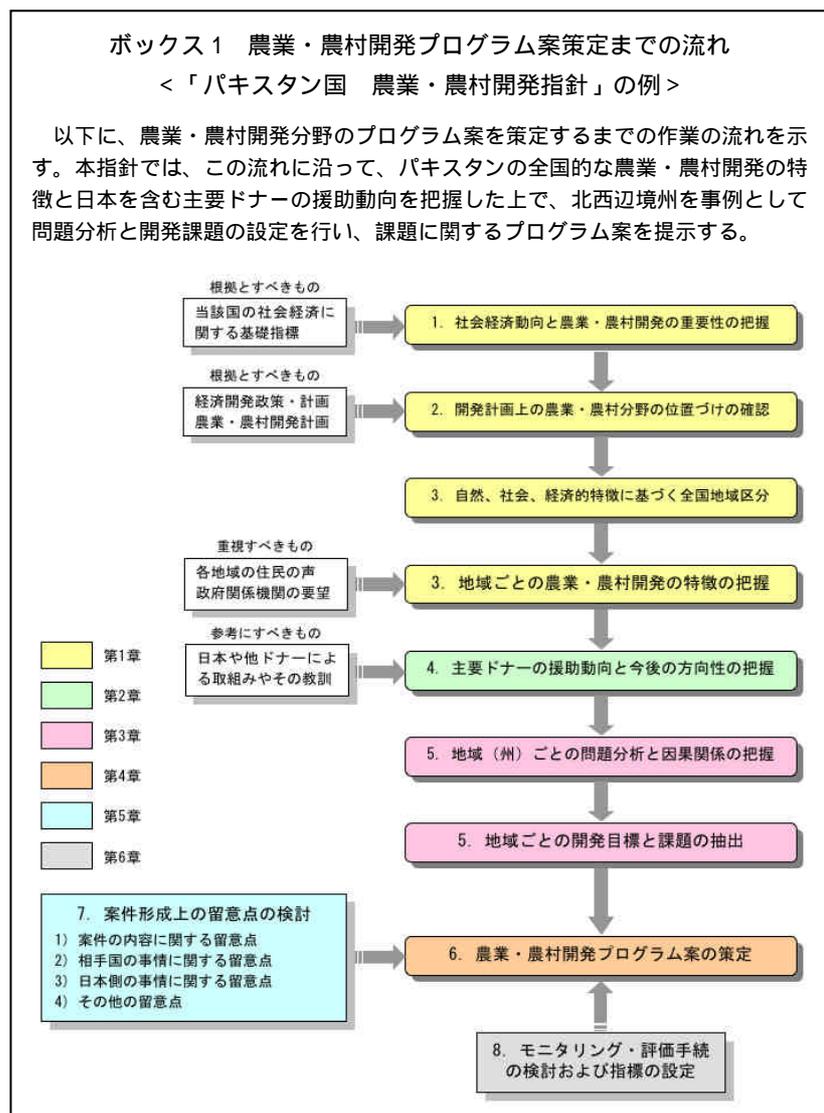
3.1 指針の内容に関する提言

(1) 「実用性」を重視する

調査団がめざしたものは、案件発掘・形成のための実用的な指針の策定である。「実用的」とは、この指針を参照しながら、在外事務所の所員が案件を発掘・形成できることを意味する。このことは、検討委員会においても、「農業・農村開発分野のバックグラウンドがない所員でも、要請案件調査票作成に資するものとする。但し（中略）指針はあくまで案件形成の入り口を設定するものである。指針があれば机上で要請案件調査票が作成できるというものではない。フィールド調査などで現場の確認を行う作業が不可欠である。」として確認された。また、そのために、本調査では、国別指針の策定と並んで、BM調査やチェックリストの作成が行われた。

しかし、「よい要請案件調査票」が作成された結果としての案件採択は最終目標ではなく、出発点である。案件は、それが実施された暁には、何らかの形で、相手国の農村住民の生計・生活の向上に寄与するものでなくてはならない。調査団は指針が単なる「要請案件調査票作成マニュアル」に矮小化されることを避けるために、各国の指針において、ボックス1に示すように、当該国の農業・農村開発の特徴を分析し、それに基づいて、重要問題の把握、開発目標の設定、開発課題の抽出、プログラム案の策定までの手順とその結果を示した。さらに、実施・評価をも視野に入れて案件形成上の留意点を整理した。これにより、指針を活用する所員が、その国の農業・農村開発を多面的かつ長期的な視点で捉え、農村の貧困削減に包括的に取り組むことを期した。

したがって、調査団は、マニュアル的な側面を重視しながらも、同時に、抽出された開発課題に対して有効なプログラム案の策定、すなわち案件形成的側面の充実に努めた。今後の指針策定においても、このような意味での「実用的な指針」作りを目指すべきであると考えられる。指針の実用性を高めるためには、さらに、後述の(2)～(4)を組み入れることが重要である。



(2) 途上国の農業・農村開発を取り巻く環境の変化に対応する

調査団は本調査を通じて、農業・農村開発分野、特に前者における支援のあり方を巡って悩んでいるドナーは、ひとり JICA だけではないことを改めて認識した。また、JICA では本分野の案件採択率が低下してきているとされるが、その原因は、在外主導の案件の発掘・形成方法が十分に確立していないということだけではないと考えられる。本分野への従来型の協力が困難になってきた背景には、多くの途上国では依然、貧困削減に向けた経済成長の牽引役として農業が重要な産業であるにもかかわらず、農業・農村開発を取り巻く環境が大きく変化していることがあるとも考えられる。主な変化として以下があげられる。

- 1) 国民経済における農業の相対的な重要度が急速に低下している。
- 2) 市場経済化、民営化、地方分権化などの政策により、中央政府の役割が縮小している。
- 3) 地域経済統合や自由貿易協定により、農地、投入材、産出物などの市場条件が変化している。
- 4) ドナー間の援助協調、さらには被援助国政府主導の開発協調への支援が進展している。

こうした変化の中で、「農業は民間の活動である」ことが途上国政府とドナーとの間で一般的な合意事項となり、民間（農民を含む）が自ら行うべきことや民間でもできることは民間の手に委ね、政府の介入は、政策や開発計画の策定、規制サービス、公共インフラ整備などに限定するという考え方が定着しつつある。かつては一般的であった相手国の中央政府が主導する農業開発を直接支援する協力は、現行の政策や制度にそぐわなくなりつつある。日本の農業協力も今、その目的、活動内容、方法などに関して従来型からの変更を迫られており、JICA による案件の発掘・形成のための指針も、それに対応した方向性と具体的な案件形成方法を示す必要がある。

調査団はその要請に応える 1 つの試みとして、第 3 年次で現地調査対象国となったホンジュラスにおいて、「行政機能が弱い国における協力アプローチ」に関する検討を行った。検討結果の概要はボックス 2 に示すとおりであるが、ホンジュラス事務所の意向に添って、政府以外の組織を通じて農村住民に裨益する協力のあり方を探ることに主眼を置いた。これは、同様の傾向をもつ他の途上国（実際、貧困削減のために国際援助を必要とするほとんどの途上国が多かれ少なかれその傾向をもつといってもよいだろう）における協力、また、ミャンマーやジンバブウェのように、国際政治の観点から政府への支援が困難な国における協力のあり方を模索する上でも参考になるという調査団の認識に基づいたものでもある。

ホンジュラスでは、農業牧畜省が自らを農業・農村開発の「ファシリテーター」に任じ、ドナーと包括的プログラムに関する合意文書は取り交わすが、個別の開発事業の実施はドナーが直接契約する民間団体やコンサルティング企業に委ねるケースが増えている。農業牧畜省の有能な専門・技術職員はよりよい待遇を求め、そうした団体や企業に転職していく。他方、新たに採用される専門・技術職員は一定期間の雇用契約による者も多い。このような状況の下で、中央省庁を実施機関として案件を形成しても、その実施可能性は低い。仮に、案件の目的の 1 つを実施機関の能力強化とした場合でも、協力終了後に、相手国の制度的枠組みの中で、その機関の能力が財政面、組織面および技術面で継続して強化される見込みがなければ、自立発展性は望めない。したがって、ホンジュラスの指針においては、これらの事情を踏まえたより現実的な実施方法（民間部門との連携や地方自治体との協力など）や実施機関の選定に関する留意点を示した。

ボックス2 ホンジュラス調査における行政機能が弱い国における協力アプローチの検討

- 1) 農業・農村開発に関する政策や事業の立案・調整・実施を担当する農業牧畜省は、緊縮財政によって予算が少ない上、政権交代による政策・開発方針の変更、頻繁な人事異動・転職、農業支援サービスの民営化などにより、その機能が縮小・弱体化している（ただし、米州開発銀行(IDB)が推進している SWAp が本格的な実施に至れば、少なくとも立案・調整機能は強化される可能性がある）。同様の傾向は他の途上国でも見られ、JICA では現在、政府以外の組織を通じて農村住民に裨益する協力のあり方が模索されている。
- 2) ホンジュラスにおける調査（2005年5月23日～6月11日）では、現地コンサルタント、NGOなどの活動状況や他ドナーの協力アプローチを把握することをねらっていたが、時間の制約に加えて、最大の二国間ドナーである米国国際開発庁（USAID）の農業・農村開発へのアプローチ、特に「Fintrac アグリビジネス開発センター（CDA）」に焦点を絞ったこともあって、複数ドナーの協力アプローチを詳細に比較検討するに至らなかった。そこで、2003年度～2004年度に企画・調整部が実施した総合分析「農業・農村開発（普及：事例研究）」¹で事例調査対象国となったエルサルバドルでの調査結果も活用して報告する。
- 3) ホンジュラスとエルサルバドルにおける政府組織を実施機関としない協力アプローチは、以下のように類型化できる（ホ＝ホンジュラス、エ＝エルサルバドル）。

自国のコンサルタントやNGOとの業務契約によるもの

例1：USAID が支援して2000年以降実施されている Fintrac-CDA(ホ)

例2：USAID が Cooperative League of the USA (CLUSA) に委託して2004年まで実施された小農・貧農向け有機農産物振興プログラム(エ)

相手国の民間組織（財団、団体、コンサルタント、NGO、大学等）との業務契約によるもの

例：世界銀行とIDBが融資して2004年に開始された投資・輸出振興財団が運営する国家競争力プログラム(ホ)

政府外（または政府から半独立の）プロジェクト運営組織（PMU）を設置するもの

例：国際農業開発基金（IFAD）の融資によって実施されている中部地域農村開発プロジェクト（PRODAP）(エ)²

国際研究機関との業務契約によるもの

例：ノルウェー開発協力庁（NORAD）の支援で熱帯農業研究・指導センター（CATIE）が1998～2004年に実施した参加型IPM・コーヒーアグロフォレストリープログラム(ホ)および他の中米諸国

- 4) 上述のドナーのいずれもが基本的な協力方針（例：USAID ホンジュラス事務所の場合は統治の改善、貧困削減、人間開発という3つの戦略目的）について相手国政府と合意した上で、自国または相手国のコンサルタントやNGOと直接契約する、あるいは援助資金の一部で雇用されるスタッフからなるPMUを設置するなどの方法で、プログラム/プロジェクトを実施している。例えば、エルサルバドルのPRODAPの場合は、同国政府が資金の1/4程度を拠出しており、農牧省が協力合意書の署名者になっている。
- 5) ホンジュラスにおける民間組織の活用可能性および活用する際の留意点は以下のとおり。

- ・調査団が聞き取りをした財団、業界団体、コンサルタントおよびNGOのアンブレラ組織の多くが、ドナーから直接業務を受託した経験をもっていることから、JICAにとっても民間組織の活用可能性は高い。
- ・しかし、調査団が接触し得た範囲でも、民間組織の財政的・組織的・技術的能力にはばらつきがあると見られるので、業務を委託する場合には、小規模かつ単純な活動によって当該組織の実施能力を把握した上で、本格的な業務を委託するといった二段構えの方法を取るとよいであろう。
- ・他方、当該組織の実施能力が不十分な場合でも、業務を委託することによって能力の向上を図り、もって、ホンジュラスの民間部門のキャパシティビルディングに貢献することも可能である。これは、政権交代によって生じる政策や開発計画の不連続性・非一貫性への国民総体の対応力を醸成するという考え方に立つものである。
- ・政府間協力においても同様であるが、民間組織を活用する場合には特に、日本政府/JICAの協力方針を文書によって明示することが不可欠である。例えば、USAIDの場合は、当該事業の指示書とともに、USAIDの一般的な援助方針、国別援助計画、関連援助事業の報告書などがウェブサイトに掲載されている。
- ・事務所員が業務監理を通じてJICAの考え方ややり方を明確に伝え、当初の計画と実施との間に乖離が生じないようにすることも重要である。

注1：本分析は「普及」に焦点を当て、「エルサルバドル 農業技術開発普及強化計画」および「タンザニア キリマンジャロ農業技術者訓練センター計画」を事例として実施されたものである。その目的は以下のとおりである。

1) 点的確立のみならず、面的展開を視野に入れた「普及」案件の形成にかかる教訓を得る。

2) 普及のための「モデル」の有効性について検証する。

3) 今後の農業普及関連案件の形成・実施の際に活用するための教訓を取りまとめる。

注2：IFADは1990年代以降エルサルバドルにおいて、PRODAPのほか、北東部地域農村開発プロジェクト（PRODERNOR）、農村復興・近代化プログラム（PREMODER）などの農村開発プロジェクトを同様の方法で実施している。

(3) 案件に論理的整合性を与える

指針を効果的な案件発掘・形成に役立つものにするためには、それが案件に論理的整合性を与えるものでなければならない。「案件の論理的整合性」については、BM 調査報告書で詳しく述べている(5.2.2 要請案件の論理的整合性の強化)が、「案件(自体)の論理的整合性」と「当該国における案件の戦略的位置付け」との2つの面がある。前者は、本部によって示される「優良案件」の定義に基づくとともに、在外事務所が現地状況に合わせて案件を最適化することである。後者は、援助潮流や相手国の社会・経済全体における農業・農村開発の位置づけを踏まえ、その国の上位計画やセクター開発戦略・プログラムにおける位置づけを明確にすることである。

「案件の論理的整合性」に関しては、今後、本部による「優良案件」の定義が指針の中で明示されることが望ましい。その定義に基づいて現地で案件を最適化するためには、情報収集や関係者との意見交換を通じて対象地域の重要問題やニーズを把握し、開発目標、それを達成するための方法、相手国の上位計画や開発戦略(例えば、経済全体の中での農業・農村開発の位置づけと重要課題)などの間に論理的整合性を確保する必要がある。さらに、実施機関の所掌範囲と能力を正確に把握し、そのニーズを明確にする必要もある。本調査では、国別指針の策定、BM 調査およびチェックリストの作成を行ったが、いずれもこれらの作業に資するためである。

「当該国における案件の戦略的位置付け」に関しては、相手国にセクター開発戦略やセクタープログラムがない場合、また、あってもドナーが1つの枠組みで協調していない場合(表10の2~4の場合)には、バングラデシュ・モデルに倣ってまず日本としてのセクタープログラムを策定し、その中に案件を位置づける必要がある。しかし、セクタープログラムを策定する時、特に現地の日本側 ODA 関係者から「公認」されるプログラムを策定しようとする時には、バングラデシュ・モデルが実践しているように、それら関係者による連携と透明性の高い議論がなされる環境が整備されていなければならない。また、組織横断的にその作業にほぼ専従できる人員を配置する必要もある。本調査で行った指針策定をセクタープログラム策定へと拡充することは可能であろうが、それには、3.2 節で述べるように、より長期間の現地調査・協議と、その作業に対する JICA 本部の強力な支援とが不可欠である。

表 10 当該国における案件の戦略的位置付け：セクター戦略・プログラム策定とドナー協調から見た4つの場合

| セクター戦略策定とドナー協調の状況 | 当該国における案件の戦略的位置付け方法 |
|--|--|
| 1. 相手国政府が農業・農村開発戦略あるいはセクタープログラムを有し、その枠組みの中でドナーが十分に協調している | その農業・農村開発戦略あるいはセクタープログラムにおける当該案件の位置づけを明確にすること自体が、戦略的位置付けの根拠となる。 |
| 2. 相手国政府に農業・農村開発戦略は存在するが、援助協調が不十分である | 当該国政府の上位計画や農業・農村開発戦略に沿った実行性の高い日本の戦略や指針(日本側のセクタープログラム)を策定し、その中に案件を位置付ける。 |
| 3. 相手国政府には農業・農村開発戦略が存在しないものの、ドナー協調が活発である | 大使館、JICA および JBIC が連携して活発に活動していればその代表が、大使館が置かれていない国では JICA が、積極的にドナーに日本の方針を示すことが必要となる。このためにも、実行性の高い農業・農村開発分野の戦略書を作成し、それを根拠として案件の発掘・形成を行なう。 |
| 4. 相手国政府の農業・農村開発戦略が存在せず、ドナー協調も活発でない | 実行性の高い農業・農村開発分野における戦略書を作成すると同時に、他ドナーとの重複を避けることに注意を払う。 |

(4) 農村開発への包括的アプローチを検討する

より持続性の高い農業・農村開発協力を実現するためには、「住民自らが農村ニーズを満たす」ことをベースに考えるべきである。外部者の支援は、農村ニーズと外部者（当該国政府や官民のドナー）の関心が合致したところで初めて実現する。日本はこれまで、農業分野の特定サブセクターに特化した協力を得意としてきた。しかし、協力を特定サブセクターに限定することは、農村住民のニーズと外部者の関心が合致する範囲を狭める。このため、参加型開発手法を用いたとしても、表面的には需要先行的ではあるが、実質は供給先行的な協力を陥りやすい。これは、他のドナーの援助にも多かれ少なかれ共通する傾向である。今後、指針を策定するにあたっては、図3に示すように、より包括的なアプローチを検討することが重要である。

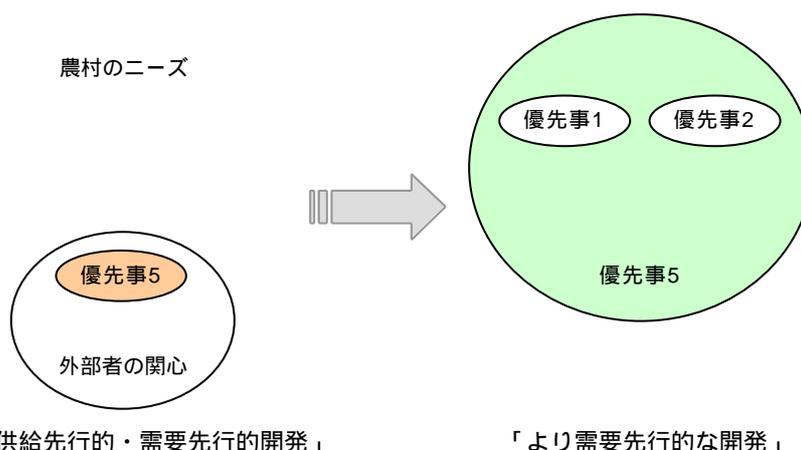


図3 包括的アプローチ：農村外部者による農村ニーズに合致した協力範囲の拡大

包括的アプローチの重要性については、JICA の本部ならびに在外事務所でも広く認識されている。BM 調査における本部関係者インタビューで、特に農村開発部の多くの関係者から、「プログラムとしての『貧困削減』や『人間の安全保障』への取り組みを重視する」、「セクターやサブセクターからのアプローチではなく、農家経営、農村住民の生計・生活向上の視点から問題を分析する」、「農業以外の支援も検討する」、「総合的、ニーズ優先、かつ『人』に焦点をあてる」などの指摘がなされた。実際に案件を採択・実施する際には、日本側、相手国側ともに担当機関・担当部の所掌範囲の問題を克服しなければならない（ボックス3参照）が、住民のニーズを優先した農村開発協力を推進するのであれば、上述の実施における民間部門との連携なども含め、農村におけるあらゆる可能性を柔軟に受け止める姿勢が必要である。在外事務所にとっても、セクターを限定せずに検討する方がより現実的な案件の形成をしやすいと考えられる。

ボックス3 プログラム（包括的）アプローチに関するボリビア事務所のコメント

「協力のプログラム化」の観点からは、担当省庁が1つで農村開発を担当できるシステムになっているかどうかの確認が必要である。農業以外に保健や教育セクターを入れた農村総合開発を計画する場合は、世銀など他ドナーのこれまでの経験から見てもわかるように、全ての分野を同じウエイトで協力してはいけいない。まず、農業部門を中心として他の分野のウエイトを減らして協力し、次に他の分野のウエイトを高くするといった段階的な協力が必要である。

出所：農村開発部が2005年6月に実施した「チェックリスト/クエスショナアに係る在外事務所アンケート」の回答。

3.2 指針の作り方に関する提言

(1) 在外事務所のニーズに対応する

本調査の趣旨は、今後、JICA の案件管理（発掘・形成、調達、実施監理、評価など）の主体となっていく在外事務所の農業・農村開発分野における案件発掘・形成を支援することである。したがって、このような調査を実施するにあたってはまず、各在外事務所を取り巻く状況や指針に関するニーズ（必要度、内容、形式など）を把握することが重要である。本調査では第1年次の後半に、農村開発部が状況やニーズによる指針の策定レベルを設定するとともに、重点47カ国の在外事務所に対して「指針の策定レベルや内容についての要望調査（アンケート）」（表11）を行い、極めて有益な調査結果を得た。第2年次以降は、この調査結果に基づいて47カ国をレベル分けした上で、第1年次に行った指針策定対象国の絞り込み結果も勘案して、新たな指針策定対象国を選定した。また、同様に、チェックリストの作成や先行の指針案の改訂作業を行った。

「現場主義」を実質的なものにしていくためには、「在外事務所が考える課題への取り組みや事務所のニーズを尊重することが前提である」（農村開発部長）が、同時に、本部が一丸となって「在外主導」を支援する必要もある。そのためには、地域部と農村開発部とが連携して、在外事務所との円滑なコミュニケーションを図るとともに、積極的に在外事務所の「オーナーシップ」を高めるような働きかけをすることが重要である。調査団は本調査を進めるにあたって、農村開発部の担当者と緊密に打ち合せながら在外事務所の意向を尊重するとともに、同部の地域別担当者や地域部との協議も継続的に行った。今後指針を策定する際には、一歩進めて、対象国の在外事務所を中心とし、農村開発部担当、同部地域担当、地域部、企画・調整部ならびに調査団が参加する運営委員会を設けて、事務所・本部間で協議しながら一連の作業を行うのも一案である¹²。

表11 農村開発部による在外事務所を対象とする「指針の策定レベルや内容についての要望調査（アンケート）」

| 質問事項 | 回答 |
|--|----|
| 1. 責任国において、ODA タスクフォース等が設定している、農業農村開発分野における最新の協力方針、重点課題はどのような内容ですか。 また、その中で特に重点を置く分野は何ですか。以下に例を示します。 (1) 特定の農業技術・サブセクターに絞った協力 (2) 農業、保健、教育等総合的な農村開発 | |
| 2. 協力・重点課題について、情報更新・強化をしなければならないものはありますか。 ある場合、具体的に何ですか。 | |
| 3. 上記1.、2.に記載した内容について、緊急性（＝短期で成果を出さなければならない、今すぐ取り組まねばならない）はありますか。 或は、長期的な視野で取り組むべきものはありますか。 | |
| 4. 農業農村開発分野における在外事務所の案件形成強化を目的に本指針を策定しますが、どのような指針が活用しやすいか要望はありますか（例：サブセクター別のとりまとめがよいか、自然条件・行政区分等の地域別のとりまとめがよいか）。 | |
| 5. 農村開発部の支援による国別農業・農村開発指針策定を希望しますか。 希望の場合は、別添3 ^(注) の策定レベルのどれにあてはまりますか。 | |
| 6. その他（案件形成において困っている点等）何かあれば記載願います。 | |

注： 第2章の表5を参照。

出所： JICA農村開発部（下線は同部による）。

¹² 参加者全員が物理的に一堂に会するのは困難であろうが、テレビ会議や電子メールを活用した協議は可能である。

(2) 指針策定に関する農村開発部の基本的な考え方を明確にする

指針を策定するにあたっては、指針策定に関する農村開発部の基本的な考え方、すなわち、指針を JICA の方針や事業の中にどう位置づけるのかを明確にする必要がある。これは、本部の方針をトップダウンで在外事務所に押し付けるという意味ではない。実際、農村開発部では上述のように、事務所の意向やニーズを尊重することの重要性が広く認識されている。検討委員会においても、「在外事務所の意見をよく聞く」ことが繰り返し指摘され、「所員にとって使いやすい指針とはどのようなものか」が一貫して議論された。本部の農業・農村開発に関する基本的な考え方については、農村開発部が中心となって作成された「課題別指針」や「効果的アプローチ」に明示されている。一方、各対象国では、国別援助計画や現地 ODA-TF による対処方針の策定状況や在外事務所の指針に対する期待も様々である。したがって、農村開発部は指針策定に関する基本的な考え方を在外事務所のみならず、対外的にも明確に示すことが重要である。

指針は当初、1) 地域における農業・農村開発の特徴と事業の展開のあり方の大枠を示す根拠となること、2) 対象国において同様の枠が提示されること、3) 国別援助計画等の上位の計画に対して、実際の案件がどのように位置づけられるか、その関係に具体的かつ論理的な整合性を与えること、4) 農業・農村開発分野のプログラムの整備および新規案件の発掘・形成につながることを、のために活用されることが期待された。しかし、この中で日本の協力量針や事業のあり方に関わる部分に関しては、特に現地 ODA-TF によって対処方針やセクタープログラムが策定されている国では、他の ODA 関係機関からそれらとの関係の明確化を求められる場合もあった（これは、上述の在外事務所の状況やニーズの把握とも関係している）。農村開発部の基本的な考え方を明確にすることは、有用な指針を策定するためには不可欠の条件である。

本調査では、各国指針の「はじめに」に、指針が案件発掘・形成のための「執務参考資料」であることやその「使い方」を説明することによって、指針の趣旨を明確にするように努めた。現地調査対象国となった国では、在外事務所や現地 ODA-TF にも同様のことを説明し、誤解が生じないようにした。今後の指針策定においては、農村開発部の担当者が調査団に同行して、その基本的な考え方を在外事務所や他の日本側 ODA 関係機関に説明することも有益であると考えられる。

(3) 1カ国につき複数回の現地調査・協議を行う

本調査の現地調査では、日本側関係者、相手国政府および他ドナーとの協議を重点に置き、かつ複数回訪問できる国ではそのようにした。例えば、第1年次では、図4に示すように、現地調査を挟んで指針案の策定・改訂作業を行った。

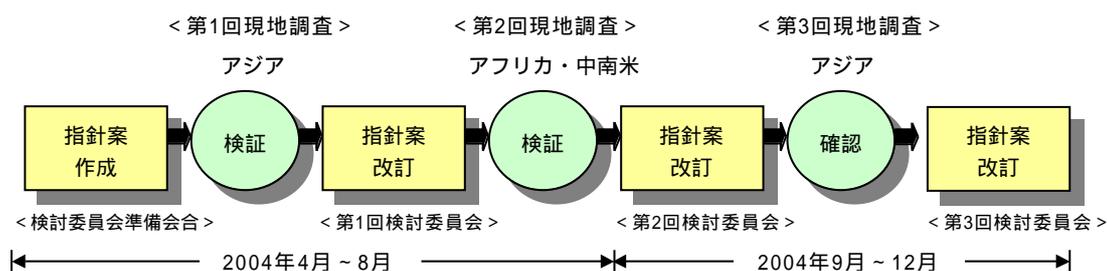


図4 第1年次調査の流れ

第1年次における対象5カ国の現地調査をこのように3回に分けて行ったのは、関係者と繰り返し意見交換をすることにより、より現実的な指針の策定をめざしたからである。すなわち、最初の現地調査（アジア：フィリピン、パキスタン）から得られた指針案に対する意見や分析結果について検討委員会で議論した上で、指針案を改訂し、次の現地調査（アフリカ・中南米：エチオピア、セネガル、ボリビア）では、より現実に近い指針案を示して協議する。さらに、最後の現地調査（アジア：フィリピン、パキスタン）で再度、改訂された指針案について関係者から意見を聴取し、その有用性を確認するというものである。実際に、現地を2回訪問し、日本側 ODA 関係者と口頭で指針案を協議したフィリピンとパキスタンについては、その後の改訂作業をより円滑に進めることができた。

今後策定される指針をより実用性の高いものにするためには、1カ国につき指針策定中に少なくとも2～3回訪問し、1) 在外事務所担当者と協議・共同作業を行う、2) 現地 ODA-TF と協議を行う、3) 農村部におけるフィールド調査を行う、4) 相手国政府やドナーとの会合で指針案をプレゼンテーションする、などの活動をすべきであると考えられる。本調査でも各対象国でこれらの活動を行った（下の写真参照）が、現地調査により長い期間をあてるとともに、活動内容を一層充実させる必要がある。1)と2)の重要性は論を待たないが、3)も対象国の農業・農村開発の現状と課題を的確に把握するために不可欠である。本調査で行ったフィールド調査（地方行政体訪問を含む）は最長でも1週間であったが、各事務所からも要望されたように、より長い期間をあてること、また、在外事務所の担当者が同行することが望ましい。



フィリピンでワークショップに参加（2004年6月）



ボリビアで農民にインタビュー（2004年8月）

バングラデシュで専門家と面談（2005年3月）



セネガルで精米所を訪問（2004年7月）



ホンジュラスで農業牧畜省に指針案を説明（2005年5月）



上記の活動を行うにあたっては、途上国の農業・農村開発を取り巻く環境の変化、策定対象国の農業・農村開発の特徴、日本の援助政策、JICAの方針や業務（特に案件の発掘・形成）などに精通している国内外のコンサルタントを活用し、かつ、農村開発部、在外事務所それぞれの担当者が共同で作業することを提案する。

（４）在外事務所のフィードバックに基づいて改訂する

指針をより現実的で使い勝手のよいものにするためには、当該国の在外事務所担当者に策定された指針を使って実際の案件を形成してもらい、その結果をフィードバックしてもらうのが最もよい。第４回検討委員会において、農村開発部長から、「本指針案を使って作業をした結果を示す演習を載せるのも一案である」と指摘されたが、同様の趣旨であると理解する。チェックリストについても同じことがいえる。手始めに、本調査対象国の各在外事務所に、策定された指針およびチェックリストを用いて案件を形成し、内容や使いやすさに関する感想と改善策を示すことをお願いしたい。農村開発部と調査団がその作業を共同で行うことも一案である。

全ての在外事務所に配布される予定のチェックリストについては、さらに、在外事務所の職員（日本人所員およびナショナルスタッフ）を対象に研修を行うことが考えられる。これは、第３年次に農村開発部が行った「チェックリスト/クエスショナアに係る在外事務所アンケート」に対する在外事務所の回答においても要望されている点である。また、同アンケート回答には、ナショナルスタッフには説明を要するものが多いことも指摘されている。調査団は、チェックリストのみならず、各国指針およびBM調査報告書についても、その翻訳がナショナルスタッフや相手国政府職員などに明確に理解されるよう努めたが、日本側の制度や方針などに関しては口頭で説明する機会があれば、より明確・正確な理解が得られるものとする。

いずれにせよ、本調査で策定された指針は、「最終版」ではない。今後、各国の農業・農村開発を取り巻く状況およびその変化に応じて、より実用性の高いものに改訂されることが望まれる。

なお、調査団が指針およびチェックリストに関してすでに得ている在外事務所からのフィードバックの１つは、「在外主導」の考え方を堅持しつつも、案件の発掘・形成に対して本部から実質的な支援を得たいという要望である。この点については、BM調査報告書第５章（5.2.3 在外事務所に対する本部の支援）に述べており、また、本章の範囲を超えるので、ここでは詳しく述べないが、上述の点と合わせて、今後の指針策定作業に反映すべき課題であるとする。

付 録

付録 1：指針策定対象国の絞り込み結果

付録 2：農業・農村開発分野の調査分析手法（チェックリスト）

付録 3：「開発課題に対する効果的アプローチ〈農業開発・農村開発〉」

農業開発・農村開発 開発課題体系全体図

指針策定対象国の絞り込み結果

第 1 年次調査で指針を策定するパイロット国候補を検討委員会に提案するために調査団が行った絞り込み作業の結果を示す。

1 指針策定対象国を絞り込む理由

指針策定国を絞り込む理由は以下のとおりである。

- ・調査期間中に 47 カ国全てに対して質の高い指針を策定することは基本的に困難であり、指針策定の優先度を検討する必要がある。
- ・従って、各国が属する地域で、指針を策定しない他の国にとっても有効・有用な指針を作成できる国を検討する必要がある。

2 絞り込みの方法

以下の手順で指針策定対象国候補の絞り込みを行った。

- ・農業・農村開発に関連する絞り込みの視点を検討する。
- ・47 カ国の所属する地域的特性を考察する。
- ・地域ごとに、上記視点を踏まえて各国を比較検討し、その地域で代表的と思われる数カ国を総合的に選択する。

3 農業・農村開発に関連する絞り込みの視点

調査団はプロポーザルで示したように、「貧困」を中心とする視点に基づいて絞り込みを行い、その結果を 2004 年 5 月 7 日に開催された農業・農村開発指針策定検討委員会（以下、検討委員会）の準備会合に提示した。この絞り込み作業結果に対して、同準備会合において、「貧困」の視点に途上国の農業・農村開発を支援する意義に関する他の視点も加えるべきであるとの指摘がなされた。そのため、「貧困」に加え、「食料安全保障」、「環境」、「農業技術」、「日本の食料安全保障への影響」などの視点を加えて、再度指針策定対象国を絞り込む作業を行った（次ページの表 1 を参照）。

2004 年 7 月 1 日に開催された第 1 回検討委員会に、多面的な視点から絞り込んだ結果を提示し、第 1 年次に現地調査を通じて指針を策定するパイロット国として、フィリピン、パキスタン、エチオピア、セネガル、ボリビア、バングラデシュ¹の 6 カ国が選定された。

¹バングラデシュについては、在外事務所によって農業基礎調査が実施されていたことから、第 2 年次に現地調査が延期された。さらに、在外事務所との協議の結果、調査目的も指針策定ではなく案件発掘・形成に係るバングラデシュ・モデルの他国への適用可能性の分析に変更された。

表 1 多面的な絞り込みの視点

| 視点 | 判断の基準 |
|---------------|---|
| 貧困 | 経済発展水準→ その国の全般的発展水準。農業セクターの背景となる経済活動のレベル 貧困度→総人口に占める貧困層の比率 農業の重要度→就業人口比で見た農業の経済全体における重要度、人々の農業への依存度 農業労働生産性→農業技術水準（農業セクター付加価値）の高さ JICAの技術協力における重要性→ 我が国にとっての支援優先度（支援重点国） |
| その国の食料安全保障 | 穀物自給率→ 基本的食料である穀物の自国の供給力 一人当たり穀物供給量→国内の食料供給力 土地生産性→ その国の生産力（技術レベルとも関係） 食料輸入比率→ 食料供給に関する対外依存度 将来人口増加率→ 将来（2015年まで）の食料需要増加率 |
| 環境への影響 | 平均森林面積減少率→ 森林の物理的面積の減少スピード GNIに占める純森林消費率→ 貨幣換算された国富としての森林価値の減少率 農村部人口密度→ 環境に対する人口圧力 再生可能水量に対する年間消費水量（農・工・上水）の比率→ その国の水資源に対する水利用率（水資源の汚染等に対する脆弱性の指標と想定） |
| 農業技術レベル | 機械化の程度→ 単位面積当たりのトラクター台数 肥料投入量→ 単位面積当たりの肥料投入量 塊茎類作付面積比率→ 全耕作面積に対する塊茎類の作付面積比率で、農業技術が低いほど塊茎類の作付けが多いと想定 灌漑比率→ 全耕作面積に対する灌漑面積比率 穀物・塊茎類以外の作物の作付面積比率→ 全耕作面積に対する穀物・塊茎類以外の作物の作付面積の比率（作物の多様化、商品作物の導入の程度の指標と想定） |
| 日本の食料安全保障への影響 | 我が国が輸入する作物に関しその供給国の寡占状態 我が国が輸入する作物に関し我が国と競合する輸入（消費）国の状況 我が国の農業と諸外国の農業との共存条件の醸成 |

出所：調査団作成

4 地域的特性の考察

47 カ国を東南アジア、南アジア、東南アフリカ、西アフリカ、中央アメリカ、南アメリカ、中東に分け、各地域の平均指標を表 2 にまとめた。なお、北東アジア、中央アジア、オセアニアについては対象国が少なく、平均値で地域特性を議論する意味が弱いため、対象に含めない。

表 2 各地域の平均指標

| 特性の分類 | 指標 | 東南アフリカ | 西アフリカ | 南アジア | 東南アジア | 中米 | 南米 | 中東 | オセアニア (バブアニューギニア) |
|---------|--|--------|-------|------|-------|------|------|------|----------------------|
| 経済発展水準 | 一人当たりGNI (US\$) | 986 | 1460 | 2212 | 3431 | 5703 | 6571 | 4682 | 2150 |
| 人的資本の質 | 農業労働生産性（技術水準） （1人当たり付加価値） （US\$） | 189 | 669 | 472 | 1593 | 2177 | 4393 | 2051 | 765 |
| | 成人識字率（%） | 67.7 | 56.5 | 55.5 | 84.8 | 85.8 | 91.7 | 73.3 | 64.6 |
| 貧困度 | 貧困比（国際） （PPP1日1ドル以下所得の家計数の%） | 44 | 38 | 26 | 18 | 13 | 13 | 2 | .. |
| | 農村の貧困度 （当該国貧困ライン以下の人数%） | 51 | 37 | 39 | 43 | 49 | 47 | 24 | .. |
| | 栄養失調者比率（%） | 44 | 15 | 24 | 19 | 18 | 13 | 5 | 27 |
| 農業比率 | 就業者数農業就業比（%） | 75.5 | 52.6 | 59.7 | 55.4 | 21.9 | 24.1 | 34.7 | 73.6 |
| | GDP農業比（%） | 33 | 28 | 27 | 29 | 10 | 13 | 14 | 26 |
| 農業技術水準 | 穀物の土地生産性（ton/ha） | 1.4 | 1.2 | 2.7 | 3.5 | 2.7 | 2.9 | 2.2 | 4.1 |
| JICA重点度 | 累積技術協力費（億円） | 285 | 174 | 378 | 1041 | 276 | 472 | 242 | 190 |
| | 技協プロジェクト累積件数（件） | 8 | 5 | 15 | 43 | 11 | 18 | 7 | 2 |

出所：世界銀行 World Development Indicators 2003、World Development Indicator 2003
FAO Production Yearbook 2001、JICA 年報2003

一人当たり GNI で見た経済の発展度合は、東南・西アフリカ、東南・南アジア、中・南米と比較的大きな違いを呈しており、他の指標も基本的にこれと類似の傾向を示している。例えば、貧困率は、アフリカ地域では 35%以上、アジアでは 20～30%、中南米では 15%前後となっている。その一方、農村の貧困度にはいずれの地域も高く、途上国の農村における貧困問題の重要性を示唆している。農業従事者対総就業者数比率では、アフリカでは 50%から 70%、アジアでは 50 から 60%、中南米では 20 から 30%となっている。中東は、一人当たり GNI および就業者比率で見るとアジアと中南米との中間にある。しかし中東は表 3 に示すとおり、年間平均降水量で他地域と大きく異なり、農業を取り巻く自然環境において顕著な差がある。なお、農業技術の水準を端的に示す土地生産性の地域間較差には、この降水量の違いもかなり影響を与えている。

表 3 地域の比較

| 特性の分類 | 指標 | 東南アフリカ | 西アフリカ | 南アジア | 東南アジア | 中米 | 南米 | 中東 |
|-------|-----------------------------------|--------|-------|------|-------|------|------|-----|
| 自然環境 | 年間平均降水量 (1961-90) (mm/year) | 1006 | 1093 | 1417 | 2150 | 2214 | 1353 | 294 |

出所：FAO Aquastat, 2003

図 1 は各地域の貧困・農業特性を比較したものである。各地域の平均値と全地域の平均値を比較したものである。レーダーの外側になるほど、1)経済水準は低い、2) 貧困度は高い、3) 農業重要度は高い、4)農業技術水準は低い、5)JICA の重点度は高い図となっている。

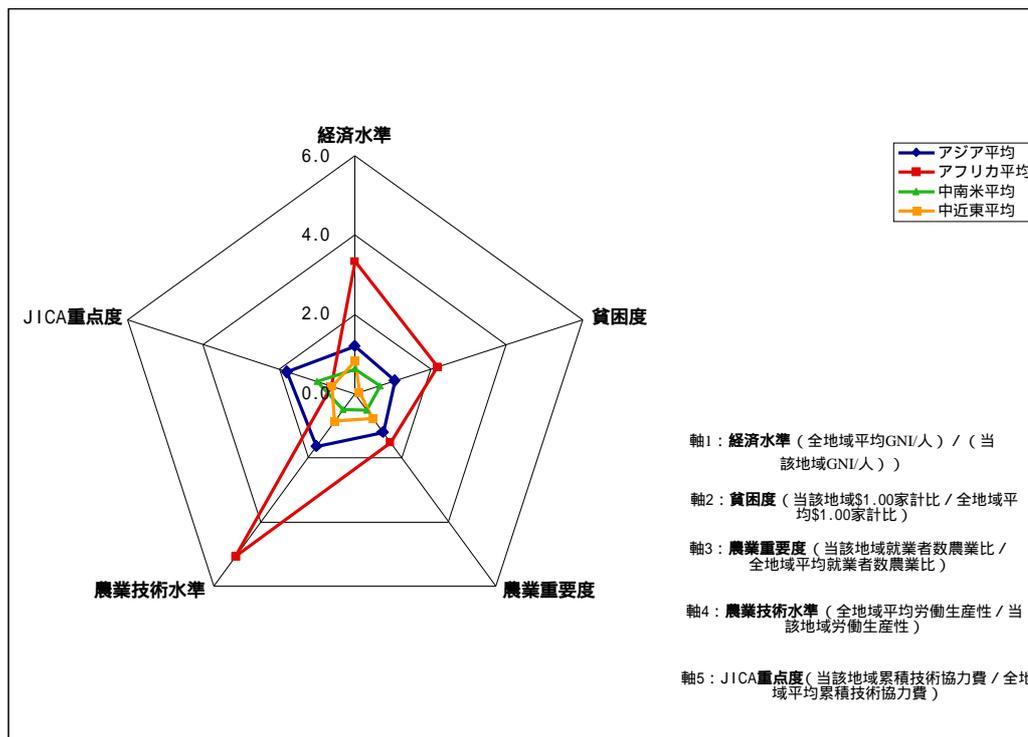


図 1 世界諸地域の貧困・農業特性の比較

以下に各地域の特性をまとめる。

(1) アジア地域²

アジア地域は大きく東南アジアと南アジアに分類される。ともにモンスーン気候に影響され、比較的降水量に恵まれている。アセアン諸国を中心に近年大きく発展しているが、東南アジアと南アジアとでは格差がある。例えば、東南アジアの農業生産性（一人当たり農業付加価値）は南アジアの約3倍である。

同じ地域内でも経済の発展段階にばらつきがあり、経済発展が比較的進んだ国とそうでない国との間には、大きな経済・社会的格差が生じている。東南アジアでは、従来から市場開放的政策を続けているアセアン原加盟国と、近年市場経済に移行しつつある諸国との間に経済格差がある。また南アジアでも、経済発展が比較的順調に進むインドと、内紛など政治的に不安定な状態が続くネパールならびにスリランカとでは、社会・経済的な状況に大きな違いがある。発展が比較的スムーズな国々では、農業セクターはすでに相対的に縮小しつつあり、社会的な諸指標も向上し貧困も徐々に改善されつつある。発展がなお十分でない国々では、経済に占める農業の比重は大きく貧困率も高い。

(2) アフリカ地域

アフリカ地域は各種指標で比較すると他地域よりも経済発展段階が低い。貧困率も他地域より高く、農業の国内経済における重要性も大きい。さらに降雨量が極めて少なく、土地生産性（アフリカ 1.3t/ha、アジア 3.1t/ha、中南米 2.9t/ha）も農業労働生産性（アフリカ\$349、アジア\$1,091、中南米\$3,587）も低い。また、内紛・独裁政権など政治的に不安定な要因も多く、現在はマクロ経済の安定など開発環境の整備に政策の重点が置かれている国が多い。

マクロ指標から見ると、アフリカ地域は東南アフリカと西アフリカとに区別できる。JICA 重点国に含まれるアフリカ諸国について見ると、一人当たり GNI（東南アフリカ\$986、西アフリカ\$1,460）、農業労働生産性（同\$189、\$669）のいずれも東南アフリカの方が低い。経済に占める農業の重要度も東南アフリカの方が大きい（農業就業人口対総就業者は東南アフリカの 75.5%に対して西アフリカは 52.6%）³。

(3) 中南米地域

中南米地域は、今回対象となる 47 カ国を 3 地域に大別した場合に、経済発展及び農業開発が最も進んだ地域であり、求められている支援内容も他地域と異なる。本地域の中でも比較的発展している国々（メキシコ、アルゼンチン、ブラジル、チリなど）では、すでに農業生産の基本構

²北東アジア（中国、モンゴル）並びに中央アジア（ウズベキスタン）については、以下の理由により、指針策定国の検討対象に含めなかった。中国は農業・農村開発の重要性は高いが、農業・農村形態はその広大な国土に広がる多様な自然環境から様々な様相を持ち、1 国全体を対象とした指針策定には相当な調査期間を要する。モンゴルは基本的に牧畜が主要な農業形態であるが、裨益人口が小さく、47 カ国中では指針策定対象国として選択する緊急性は相対的に低い。ウズベキスタンはソビエト時代からの中央集権的農業政策が色濃く残り、農業の活性化にはまず同国の全般的体制改革が不可欠である。

³47 カ国に含まれる西アフリカはガーナ、コートジボアール、セネガル、ナイジェリアの 4 カ国であり、他の西アフリカ諸国も含めて平均値をとった場合には、その差はあまり大きくならない可能性がある。

造は確立されつつあり、今後は生業からビジネスへの脱皮などに対する支援が期待されている。一方、開発が遅滞しなお困難を抱えている国々（ボリビア、ホンジュラス、パラグアイ、ペルー等）もある。これらの国々は、世界の他地域と比較すれば相対的には進んでいるが、農業への依存度が高く、農業生産性も低いレベルに留まっている。また本地域は、NAFTA 等の地域経済統合が進んでおり、農業の発展・向上においてもこれらの国際的市場統合の影響を十分考慮する必要がある。

本地域は貧富格差が大きいことも特徴である。農村地域の貧困率は、ボリビアで 79.1%、ペルーで 64.7%、ホンジュラス 51.0%、パナマ 64.9%となっており、これらはいずれも東南アフリカ諸国と同じレベルである。

(4) 中近東地域

中近東地域は、他の対象地域と以下の諸点で性格が異なる。1) 降水量が非常に少ない（平均で 294mm/年）、2) 我が国からの従来の支援は他地域に比べて少ない、3) 国際比較可能な貧困率で見ると貧困レベルが、相対的に低く深刻な問題となっていない。以上から、他地域に比べて本地域における指針策定の緊急性は高くないと判断される。

(5) オセアニア地域

本地域は、パプアニューギニア以外全て陸地面積の小さな島嶼国である。農業が重要な産業と言えるのはパプアニューギニアであるが、同国の農業は伝統的な自給的農業が中心であり、今回の調査で指針を策定する緊急性は高くないと判断される。

5 指針策定対象国の選定

表 4 に「貧困」に重点を置いて行った第 1 回目の絞り込み結果と、多面的な視点に基づいて行った第 2 回目の絞り込みの結果を示した。

表 4 指針策定の優先度が相対的に高い国

| | 「貧困」重視の視点（2004年5月） | 多面的視点（2004年7月） |
|------------------|--------------------|--------------------|
| アフリカ地域（5カ国） | | |
| 東南アフリカ | タンザニア、ケニア | エチオピア、タンザニア、モザンビーク |
| 西アフリカ | セネガル、ガーナ | セネガル、ガーナ |
| アジア地域（7カ国） | | |
| 東南アジアⅠ（アセアン原加盟国） | フィリピン、インドネシア | フィリピン、インドネシア |
| 東南アジアⅡ（市場経済移行国） | ベトナム、カンボジア | カンボジア、ベトナム |
| 南アジア | バングラデシュ、パキスタン、ネパール | ネパール、バングラデシュ、パキスタン |
| 中南米地域（4カ国） | | |
| 中央アメリカ | ホンジュラス | ホンジュラス、パナマ |
| 南アメリカ | ボリビア、パラグアイ | ボリビア、パラグアイ |
| 中近東地域（2カ国） | | |
| 中近東 | | エジプト、モロッコ |

注：太字は第1年次にパイロット国に選定された6カ国。

出所：調査団作成。

4 で述べた地域特性を踏まえつつ、3 で述べた多面的な絞り込みの視点に基づいて比較検討し、各視点において優先度が高いと考えられる国を表5にまとめた。優先度の高い国は、以下の二つの基準を用いて判断した。

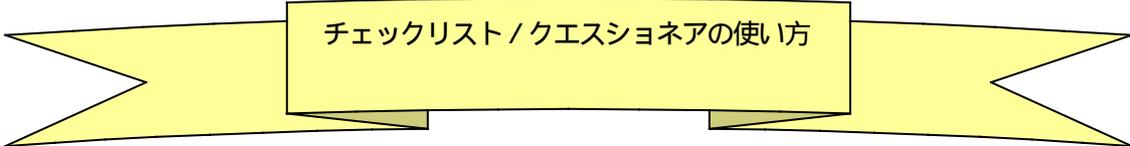
- 1) 5つの視点で最も多く選定された国
- 2) 貧困の視点で優先度が高いとされた国

表5 多面的な絞り込みの結果

| 大地域 | 小地域 | 視点 | 地域としての問題の緊急度(高***、中**、低*) | 優先度の高い国 | | | |
|------|----------|-----------------|---------------------------|---|----------|-------|------|
| | | | | 1 | 2 | 3 | 4 |
| アフリカ | 東南アフリカ | 貧困/農重要度/JICA重点等 | *** | タンザニア | ケニア | エチオピア | ザンビア |
| | | 食料の安全保障 | *** | モザンビーク | エチオピア | タンザニア | |
| | | 環境への影響 | *** | エチオピア | マラウイ | ザンビア | |
| | | 農業技術 | *** | モザンビーク | マダガスカル | エチオピア | |
| | | 日本の食料安保 | * | 日本の食料安全保障には影響なし | | | |
| | 西アフリカ | 貧困/農重要度/JICA重点等 | *** | セネガル | ガーナ | | |
| | | 食料の安全保障 | *** | セネガル | コートジボアール | | |
| | | 環境への影響 | *** | ガーナ | セネガル | | |
| | | 農業技術 | *** | ガーナ | ナイジェリア | | |
| | | 日本の食料安保 | * | 日本の食料安全保障には影響なし | | | |
| アジア | 旧アセアン諸国 | 貧困/農重要度/JICA重点等 | * | フィリピン | インドネシア | | |
| | | 食料の安全保障 | * | フィリピン | | | |
| | | 環境への影響 | * | フィリピン | タイ | | |
| | | 農業技術 | * | フィリピン | インドネシア | タイ | |
| | | 日本の食料安保 | *** | タイのトウモロコシ生産強化、インドネシアの大豆・トウモロコシ生産強化、その他諸国の作物の多角化支援 | | | |
| | 市場経済移行諸国 | 貧困/農重要度/JICA重点等 | *** | ベトナム | カンボジア | | |
| | | 食料の安全保障 | * | ラオス | カンボジア | | |
| | | 環境への影響 | ** | ベトナム | カンボジア | | |
| | | 農業技術 | ** | カンボジア | ラオス | | |
| | | 日本の食料安保 | *** | ベトナムの大豆生産強化、その他諸国の作物の多角化支援 | | | |
| | 南アジア諸国 | 貧困/農重要度/JICA重点等 | *** | バングラデシュ | パキスタン | ネパール | |
| | | 食料の安全保障 | ** | スリランカ | ネパール | パキスタン | |
| | | 環境への影響 | ** | ネパール | パキスタン | スリランカ | |
| | | 農業技術 | ** | ネパール | バングラデシュ | インド | |
| | | 日本の食料安保 | * | パキスタン小麦生産強化 | | | |
| 中・南米 | 中米諸国 | 貧困/農重要度/JICA重点等 | ** | ホンジュラス | パナマ | | |
| | | 食料の安全保障 | * | パナマ | ホンジュラス | | |
| | | 環境への影響 | ** | パナマ | ドミニカ共和国 | | |
| | | 農業技術 | ** | ドミニカ共和国 | ホンジュラス | | |
| | | 日本の食料安保 | ** | メキシコの大豆・トウモロコシ生産強化 | | | |
| | 南米諸国 | 貧困/農重要度/JICA重点等 | * | ボリビア | パラグアイ | | |
| | | 食料の安全保障 | ** | ペルー | コロンビア | ボリビア | |
| | | 環境への影響 | * | アルゼンチン | コロンビア | ブラジル | |
| | | 農業技術 | * | ボリビア | パラグアイ | ペルー | |
| | | 日本の食料安保 | *** | パラグアイの大豆・トウモロコシの生産強化 | | | |
| 中近東 | 中近東諸国 | 貧困/農重要度/JICA重点等 | * | エジプト | トルコ | モロッコ | |
| | | 食料の安全保障 | ** | ヨルダン | エジプト | モロッコ | |
| | | 環境への影響 | ** | エジプト | チュニジア | モロッコ | |
| | | 農業技術 | ** | モロッコ | チュニジア | エジプト | |
| | | 日本の食料安保 | ** | トルコのトウモロコシ・小麦生産強化、その他諸国の小麦生産強化 | | | |

出所：調査団作成

既述のとおり、第1回検討委員会において上記の絞り込み結果について討議され、フィリピン、パキスタン、バングラデシュ、エチオピア、セネガル、ボリビアの6カ国が選定された。


 チェックリスト/クエスショナアの使い方

1. チェックリストの目的と概要

(1) 目的と使われ方

- ・「採択につながる要請案件調査票」作成のための日頃の情報収集及び調査票記載段階での留意点を提示する。
- ・相手国に何らかのニーズがあり、そのニーズが相手国政府の要請書として申請された場合に、この要請書をチェックし、JICAの「要請案件調査票」に記載する際に用いる。
- ・チェックリストはどのようなタイプの案件にも対応出来るように網羅的に項目を掲載したものである。そのため、案件によっては必ずしも留意する必要のない項目もあり、使用にあたっては必要事項を選択して使用する。

(2) チェックリストの構成

チェックリストは「1.要請案件調査票作成のためのチェックリスト」と「2.案件形成に必要な情報収集のためのチェックリスト（ニーズ別）」から構成される。

- 1) 「1.要請案件調査票作成のためのチェックリスト」（以下、「**要請案件調査票チェックリスト**」）は **要請案件調査票**の「現状と問題点」から「その他」にいたる項目ごとに、一般的な「記述にあたっての確認項目¹」を示す。
- 2) 「2.案件形成に必要な情報収集のためのチェックリスト（ニーズ別）」（以下「**情報収集チェックリスト**」）は、農業・農村開発分野における特定テーマ毎（例：食料流通機能の整備）に調査項目例をリストアップしたものである。各テーマ（チェック項目）は「開発課題に対する効果的アプローチ＜農業開発・農村開発＞」の開発課題体系全体図の「中間目標」ならびに「中間目標のサブ目標」に基づき、一部項目を補足して設定した。

(3) チェックリストと指針本編（調査パイロット国のみ）との関係

上記2つのチェックリストについて、「**要請案件調査票チェックリスト**」は特に本部に提出する「要請案件調査票」の作成時に用いる。その一方で、「**情報収集チェックリスト**」は優良案件を形成するために、日頃から関係者へのインタビューや、現地視察等を通じた情報収集を行う際に用いる。

また、得られた情報等を基に相手国関係者等と案件の内容について協議することが重要であり、日頃から協議するにあたって留意すべき当該国特有の点を、指針本編の第5章「5.案件形成上の留意点」に記載した。チェックリストと合わせて「要請案件調査票」を作成する際に参考にしていきたい。

¹ 確認項目は、本調査における「案件形成上の留意点」ならびに「バングラデシュ・モデル」調査から得られた各種情報（「本部における要請案件調査票検討の視点」、「優良案件の定義」、「要請案件調査票検討に必要とされる情報」）に基づいて整理したもの。

² 国際協力機構 国際協力総合研修所「開発課題に対する効果的アプローチ＜農業開発・農村開発＞」、2004年8月参照。

2. チェックリストの使い方³

相手国関係機関より案件の要請があった場合、最初に下記(A1)～(A3)の条件を満たすかどうかをチェックする。条件が満たされている場合、以下のB.「要請案件調査票作成のためのチェックリスト」とC.「情報収集チェックリスト」(前述のとおり日頃から情報を収集しておくことが重要である)を用いて要請案件調査票を作成する。条件を満たさない場合は、相手国政府にその旨を伝えて要請内容の再検討を依頼する。

A. 条件

- (A1) 相手国の要請内容を検討し、現地 ODA タスクフォース等が定めた方針や、我が国の協力重点分野に当てはまるかどうかを検討する。当てはまらない場合は、相手国関係者にその旨を説明し、我が国の方針にあった案件要請を提出するように伝える。
- (A2) 他ドナーやJBIC などの過去もしくは実施中の案件と競合がないか検討する。同時にJICA 既存案件の情報も確認する。競合案件がある場合は相手国政府に採択しない、あるいは別の案件(例：要請の所期の目的を達成するための別のアプローチ)を形成する旨通知する。
- (A3) JICA のスキームに適しているかどうかを確認する。スキームにあっていない場合は、他のドナーに要請するか、あるいは JICA のスキームに合うように案件の再形成を依頼する(例：農家グループが運営する信用組合への資金援助の要請があった場合、資金援助は出来ないが、組合の能力向上に係る技術移転及びそれに関連する資機材の提供は可能である旨連絡する等)

上記(A1)～(A3)の前提条件を満たしていることを確認したうえで、チェックリストを以下のように用いて要請案件調査票を作成する。

B. 「要請案件調査票作成のためのチェックリスト」

- (B1) 相手国からの要請内容を要請案件調査票の項目に沿って分類する。
- (B2) 分類後、「要請案件調査票作成チェックリスト」の「記述に当たっての確認事項」を参考に記載する。記載された項目に関するすべての情報を収集しなければならないということではなく、その国の事情や案件内容に応じて関係のある、あるいは必要と考えられる項目を抜きだして活用する。情報が不足している項目については、「指針案」(本編)記載情報の活用、あるいは同リストの「情報の収集方法/対応方法」を参考にして必要情報を入手する。同リストの「チェックリスト対応」に「情報収集チェックリスト」の関連項目番号が記載されている場合は、それも参考にしつつ情報を収集する。情報収集段階で相手国関係者と日本との間で認識の不一致がないかもチェックする。認識の不一致などがあった場合は、「情報の収集方法/対応方法」を参考にして協議する。
- (B3) 記載されていないと JICA 本部における案件の採否検討が困難な項目には をつけた。以外の項目については、要請案件調査票には精緻な情報を記載できなくとも、本部の照会に速やかに回答できるよう情報を収集しておくことが望ましい。

C. 「情報収集チェックリスト」/クエスショナ

- (C1) 「情報収集チェックリスト」は相手国の要請活動に関する情報を収集して、プロジェクト活動より具体的に記述するために用いる。同リストの全ての項目について情報収集を行うのではなく、

³ 本チェックリストは基本的に JICA 在外事務所の担当者が案件の発掘・形成を行う際に用いるものであるが、実際の先方政府への働きかけはオールジャパンで対応することになる。

ショッピングリスト的に要請内容（ニーズ）に合致した項目を選んで用いる。 情報収集は大きく中央政府レベルと、活動が想定されている対象地域レベル（対象地域住民および対象地域を直接管轄する州政府、村役場など）で行うことを想定している。

- (C2) 最初に「情報収集チェックリスト」の中から、相手国の要請内容に関連する「チェック項目」を抽出する。このとき「確認目的」を見て、その調査項目の必要性について確認する。「チェック項目」の選び方がわからない場合や、「確認目的」を読んでもイメージが湧かない場合は、「チェック項目」に該当する「開発課題に対する効果的アプローチ 農業開発・農村開発」の本文を読んで理解を深める。
- (C3) 「調査項目（中央）」と「調査項目（対象地域）」の両方を用いて、要請案件調査票作成のために収集すべき情報を確認する。
- (C4) 収集情報は、「入手先」に記載された機関より入手する。「情報収集チェックリスト」では例として「農業省」「財務省」などを記載してあるが、当該国の事情に合わせて想定される情報入手機関名を各事務所が記載する。その上で調査項目ごとの情報の入手・確認先として適切な機関名に印をつけることにより、担当者が変わっても使えるチェックリストとする。「情報収集チェックリスト」はCD ROM版で配付される予定であり、電子データを用いて選択調査項目を「入手先」毎にソートすることにより、収集・確認情報についてのクエスショナを入手機関別に作成・活用することも可能である。
- (C5) 上記の作業で明らかになった必要情報を収集するためには、クエスショナ（質問票）を作成する。クエスショナは個々の案件により様々であり、「情報収集チェックリスト」で示した核となる情報以外にも適宜、調査項目を加える必要がある。その際には既存の同種案件なども参考に質問項目を補足する。補足項目について質問のある場合は、農村開発部の技術審議委員会がアドバイスすることも可能である。調査票作成例として対象（農村）地域の状況を把握するためのクエスショナ例を添付したので、合わせて活用願いたい。
- (C6) 収集情報を要請案件調査票の該当する項目に記載する。
- (C7) 「情報収集チェックリスト」の調査項目には個々の案件を形成するうえで必要と考えられる情報を挙げている。しかしながら、同じ目的の案件であっても、案件の対象地域や受益者の置かれた状況などによって、収集すべき情報は異なる。ここで挙げた調査項目は固定されたものではなく、調査イメージの喚起を助けるためのものである。要請案件調査票記載者は必要に応じて対象地域にも足を運び、想定する活動を実施するために必要な情報を収集する。

3. チェックリストの期待される利点

- 1) 本チェックリストは案件の発掘・形成にあたって確認し、要請案件調査票に記載する情報を整理したものであるため、繰り返し活用することで案件の採択につながる要請案件調査票を書くコツを身に付けるきっかけとなることが期待される。また、前述したように作業を通じて在外事務所に経験・情報ともに蓄積されるので、要請案件調査票作成作業の効率化が期待される。
- 2) チェックリストをCD ROM化することにより、次のような利点が考えられる。
 - ・ 情報収集対象者への配布や回答回収後のデータ加工が容易である。このため、データの種類によっては情報入手コストの削減も期待される。
 - ・ データの保存性・検索性が向上し、人事異動時の引継ぎを容易とすることが期待される。

- ・ 必要項目を抽出して使用できる。調査対象の特徴に合わせた質問項目の抽出が容易である。
- ・ 英語、仏語、西語に翻訳するため、ローカルリソース（コンサルタント、NGO、大学等）への現地調査のTOR作成に活用が可能であり、委託作業が容易となることが期待される

4. チェックリストを使うにあたっての留意点

- 1) 本チェックリストは、案件の発掘・形成および実施を担う在外事務所の職員が、農業・農村開発分野の案件を発掘・形成する際の視点と方法を提示するものである。
- 2) 実際に活用するにあたっては、チェックリストの記載事項を念頭に置き、各々の職員がその国における駐在経験を十分に活かしつつ、必要に応じて対象地域にも足を運び、関係者との意見・情報交換を通じて対象地域の現状を把握し、現実的な案件を形成する。
- 3) 案件が採択された後も、その案件が形成の段階で意図したように実施され、対象地域や周辺地域の人々の生計の維持・向上に貢献しているかを検討する際に活用する（例：要望調査段階で得られる「情報収集チェックリスト」の「1-2-1 生産基盤の整備と維持管理」のデータはベースラインデータとなりうる。事業開始後同じ項目のデータの収集・比較することにより、定量的なモニタリング・分析・評価に活用出来る）。
- 4) 案件を形成・実施する過程で在外事務所に蓄積される知見や経験を反映して本チェックリストの項目を適宜改訂し、各国の実情に即したより実用的なものにしていく。

5. その他

- (1) FAOSTAT や World Development Indicators で入手できる国家レベルのデータに関しては「既存情報源」として挙げている。それ以外のデータは、中央レベルでは農業省、財務省、地方分権担当省など、対象地域レベルでは地方自治体、省庁出先機関、住民（農民）組織、農家などにあたってデータの収集を行う。
- (2) 調査に当たっては質問者と回答者で理解に相違がないように基本的な用語に関しては定義を明らかにしておく必要がある。本チェックリストは「開発課題に対する効果的アプローチ＜農業・農村開発＞」に基づいて作成されており、この「効果的アプローチ」における基本的な用語の定義（5～6 ページと176～182ページ）を参照にする。
- (4) チェックリスト作成にあたって使用した資料
 - ・ 独立行政法人 国際協力機構 国際協力総合研修所「開発課題に対する効果的アプローチ＜農業開発・農村開発＞」、2004年8月。
 - ・ 国際協力事業団 国際協力総合研修所「開発課題に対する効果的アプローチ＜農村開発＞」、2002年5月。
 - ・ 独立行政法人 国際協力機構 国際協力総合研修所 金森秀行「調査手法とプロジェクト形成調査（第1稿）」、2004年。
 - ・ 国際協力事業団農業開発協力部「農村調査の手引書 - 研究・普及連携型農業プロジェクトにおける問題発掘と診断のために - 」、2000年3月。
 - ・ 国際協力事業団「プロジェクト研究 アフリカ農村開発手法の作成 第3年次報告書 本編 アフリカ農村開発手法ガイドライン」、2001年10月。

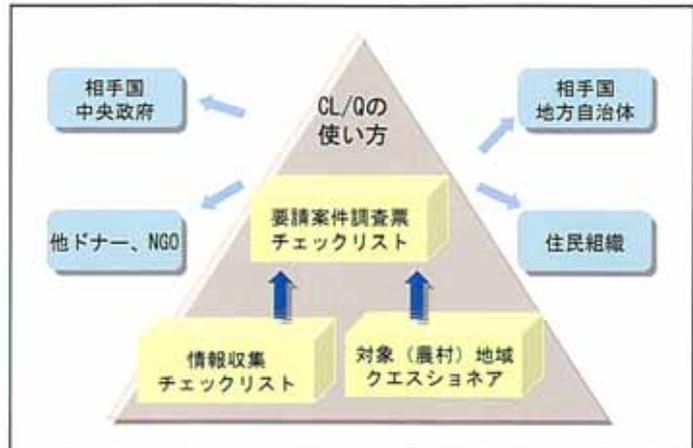
要請案件調査票作成および案件採択のプロセス（主として、技術協力プロジェクトの場合）

| 月 | 作 業 | | 備 考 |
|-------|-------------------|-------------------|--|
| | 日本国内 | 在外 | |
| 通年 | | 情報収集と要請書作成の働きかけ | 日ごろから相手国関係者への働きかけや情報収集活動を行う。個別専門家や開発調査などを通じ非公式な要請書が提出される。可能性のある案件は本部や外務本省も交え随時検討を行なう。6月以降の要請書作成と要請案件調査票作成に向けた準備を行なう。 |
| 6~7 | 要請案件調査票書式の送付・作成指示 | | 6月に外務本省が在外公館に送付する。手続き上の留意点（例えば、民活技プロなどの新スキームの説明）方針（例えば、在外の意向の尊重など）などを伝達する。 |
| | | 相手国政府への要請書作成依頼 | 現地ODAタスクフォースが相手国援助窓口機関や関係省庁に説明を行なう（年次政策協議とは別。提出期限や日本の方針などに関する説明を行なう） |
| | | 相手国政府からの要請書提出締め切り | 要請書は在外公館へ提出される。 |
| 8 | | 要請案件の検討、スクリーニング | 現地 ODA タスクフォースが要請案件の検討とスクリーニングを行なう（絞り込みと優先順位付け） |
| | | 要請案件調査票作成と提出 | 在外公館が外務本省へ提出する。提出期限は8月31日。 |
| 9~10 | 要請案件調査票検討 | | 地域部/企画・調整部事業調整第一チームが要請案件をデータベース化したうえで、分野ごとに担当課題部に検討を依頼する。案件が分野横断的な場合、課題部間で協議して担当部を決める。全体的（政策的）な視点に加え、技術的な視点から課題部が地域部とも協議しつつ検討を行なう。JICAとして取りまとめて、外務本省に提出する。 |
| 11 | 第1次各省検討会 | | 外務本省（技術協力課）が案件ごとに関係省庁と個別検討を行なう。JICA からは企画・調整部事業調整第一チームおよび地域部が必要に応じて参加する。課題部は関係する案件の検討時に、オブザーバーとして参加する。 |
| 11~12 | 早期通報 | | 外務本省が在外公館に検討結果を通報する。 |
| | | 早期通報 | 在外公館が相手国政府に検討結果を通報する。在外公館はA評価案件の国際約束締結の準備を行なう。 |
| 12 | 部内で次年度予算案を作成 | | 12月から2月にかけて作成する。地域ごとの予算配分に基づき課題部でも予算案を作成する。 |
| 1 | 第2次各省検討会 | | 外務本省（技術協力課）が案件ごとに関係省庁と個別検討を行なう。JICA からは企画・調整部事業調整第一チームおよび地域部が必要に応じて参加する。課題部は関係する案件の検討時に、オブザーバーとして参加する。第1次各省検討会で協議されなかった案件やペンディングとなった案件の検討を行なう。 |
| 1~2 | 全体通報 | | 外務本省が在外公館に検討結果を通報する。 |
| | | 全体通報 | 在外公館が相手国政府に検討結果を通報する。在外公館はA評価案件の国際約束締結の準備を行なう。 |
| 2 | 部内の次年度予算確定 | | 以上をもとに、各部が予算を最終化する。 |

出所:国際協力機構 「『バングラデシュ・モデル』および同モデルの他国の案件発掘・形成手法への応用性に関する調査報告書」 2005年8月

農業・農村開発分野の調査分析手法（チェックリスト）の構成

「1. 要請案件調査票作成のチェックリスト」を用いて、「2. 案件形成に必要な情報収集のためのチェックリスト（ニーズ別）」と「3. 対象（農村）地域把握クエスショナア例」の関係項目も参考にしながら、要請案件調査票を作成する。なお、これらのチェックリストは日頃から案件の形成に向けた情報収集や、関係者（中央、対象地域）との協議の際にも活用する。



両チェックリストとクエスショナアの構成は以下のとおりである。

1. 要請案件調査票作成のためのチェックリスト
- 要請案件調査票 1
- I. 現状と問題点
 - II. 我が国援助方針との整合性
 - III. 案件概要
 - 1) 上位目標
 - 2) 案件の目標
- 要請案件調査票 2
- 3) 成果
 - 4) 活動
 - 5) 投入
 - 6) 外部条件
 - 7) 協力期間
 - 8) 実施体制
- 要請案件調査票 3
- 関連する援助活動
 - ミレニアム開発目標との関連
 - 我が国重要課題との関連
 - ジェンダー配慮について
 - 類似案件からのフィードバック
 - 裨益グループの種類と現状（人数、人口）
 - 治安状況
 - その他

2. 案件形成に必要な情報収集のためのチェックリスト（ニーズ別）
- 0. 基本項目
 - 1. 持続可能な農業生産
 - 1-1 マクロレベルでの農業政策立案・実施能力の向上
 - 1-2 農業生産の拡大と生産性の向上
 - 1-3 輸出促進策の強化
 - 1-4 環境配慮の向上
 - 1-5 農業関連高等教育の強化
 - 2. 安定した食料供給
 - 2-1 食料需給政策の策定
 - 2-2 食料流通機能の整備
 - 2-3 輸入体制の整備
 - 2-4 援助食料の適性な利用
 - 3. 活力ある農村の振興
 - 3-1 農村振興関連政策の促進
 - 3-2 農外所得の向上
 - 3-3 農産品加工業の振興
 - 3-4 農村インフラの整備
 - 3-5 農村環境の保全
 - 3-6 生活改善の推進
 - 3-7 村落共同体活動の推進
 - 3-8 住民の保健水準の向上
 - 3-9 住民の教育水準の向上

3. 対象（農村）地域把握クエスショナア例
- (1) 自然資本
 - (2) 社会資本
 - (3) 人的資本
 - (4) 物的資本
 - (5) 金融資本

1. 要請案件調査票作成のためのチェックリスト

要請案件調査票作成の際に確認すべき事項を示す。これらすべての項目に関する情報を収集しなければならないということではなく、その国の事情や案件内容に応じて関係のある、あるいは必要と考えられる項目を抜き出して情報収集時に活用する。

記載されていないとJICA本部における案件の採否検討が困難な項目には をつけた。 以外の項目については、要請案件調査票には精緻な情報を記載できなくとも、本部の照会に速やかに回答できるよう情報を収集しておくことが望ましい。

| 記述に当たっての確認事項 | | 日頃からの情報の収集方法/対応方法 | 「案件形成に必要な情報収集のためのチェックリスト(ニーズ別)」の対応項目 |
|----------------------------------|---|--|--|
| 要請案件調査票1 | | | |
| ・現状と問題点 | | | |
| | 相手国の社会・経済開発における農業・農村開発の役割について書かれているか | ・現地のリソースパーソンを把握し、案件発掘時に意見聴取する | A2 ~ A4 |
| | 問題の背景が相手国の開発計画・政策との関連で明確に位置づけられているか | ・現地ODA タスクフォースメンバー、それ以外の関係者の幅広い視点から案件の妥当性を確認する | A4 B1 01 ~ 02 |
| | 国家開発計画などの相手国の上位計画における問題の位置づけ | ・相手国政府との定期会合を通じた双方の方向性の合意 | |
| | PRSPなど国際機関との取り決めにおける問題の位置づけ | ・PRSP 等相手国の主要政策を踏まえたセクタープログラム策定協議に参加 | |
| | 市場自由化、民営化、地方分権化、自由貿易協定など政治・経済環境の変化と問題との関係 | ・現地ODA タスクフォースメンバー、それ以外の関係者の幅広い視点から案件の妥当性を確認する | |
| | プロジェクトで対応する問題が対象地域住民(ジェンダー的な要素を含む)の視点も踏まえて記述されているか | ・JICAプロジェクトの活動を広く公開することにより、広い視点から案件の妥当性を確認する | ・A1 ~ A3 ・P3 ・「対象(農村)地域把握クエスチョネア」の活用 |
| | 対象地域の農村社会構造、社会制度から見た問題の把握 (*把握のための調査がもたらす住民への負担ならびに住民からの過度な期待を防ぐために、ある程度対象地域が確定してから行う) | ・PCM、PRA等を用いて農村社会構造、制度を把握 | |
| | 対象地域の共同体や住民組織などによる自然資源(土地、森林、草地、水等)の保全・管理方法を踏まえた問題の把握 (*把握のための調査がもたらす住民への負担ならびに住民からの過度な期待を防ぐために、ある程度対象地域が確定してから行う) | ・対象地域における既存協力機関へのインタビュー ・対象地域で参与観察等を長期間行っている研究があれば、その成果の反映 | |
| | 直接的受益者とその他の農村居住者の経済的・社会的なリネージュの把握 (*把握のための調査がもたらす住民への負担ならびに住民からの過度な期待を防ぐために、ある程度対象地域が確定してから行う) | ・対象地域における既存協力機関へのインタビュー ・対象地域で参与観察等を長期間行っている研究があれば、その成果の反映 | |
| | 利用可能な行政サービスの機能も考慮した問題の把握 | ・対象地域の行政機関と住民へのインタビュー | |
| | 問題点の緊急性・優先性が示されているか(優先課題の絞り込みができていないか) | ・相手国政府による地域の優先順位を確認したうえで、対象地域でPCM、PRA手法等を用いて分析を行う | (案件内容により関係情報を収集) |
| | 貧困層など重要な概念の定義がなされているか | | |
| ・我が国援助方針との整合性 | | | |
| | 我が国の援助方針(外務省の国別援助計画、JICAの国別事業実施計画、ODAタスクフォースの方針など)に対応しているか | ・相手国関係者に論理的に日本の方向性(セクタープログラムをもとにした案件採択基準)を提示し、優先順位に理解を得る。 相手国に日本側の実施機関の役割を周知する。 | A5 U1 ~ W3、u1-1 ~ w3-2 |
| | 現地ODAタスクフォースの策定した農業・農村開発プログラムやJICAの既存プログラムがある場合、プログラム内の他案件(プロジェクトや活動)との相互補完性はあるか | ・ODAタスクフォース内での議論(一人の視点ではなく、多くの意見をもとに確認する)。 ・本部との情報共有を担当レベルで活発に行なう。 | |
| | 「課題別指針」や「開発課題に対する効果的アプローチ<農業開発・農村開発>」を踏まえているか | | |
| | 相手国のニーズに適したJICAのスキームが選択されているか | | |
| | 日本農業へのブーメラン効果のない案件か | | |
| ・案件概要 | | | |
| 1) 上位目標: 協力終了後に達成が期待される目標 | | | |
| | 案件の目標を達成することで実現可能な上位目標であるか | ・相手国政府との定期会合を通じた双方の方向性の合意 | B1 |
| | 国家開発計画などの相手国の上位計画と整合性があるか | ・PRSP 等相手国の主要政策・上位計画の把握 | B1、A4 |
| | PRSP、セクタープログラムなど国際機関と取り決めた方向と整合性があるか | ・ドナー会合における協議 | B1 A5 |
| | 相手国における市場自由化・民営化・地方分権化、自由貿易協定の動向などの進捗状況と整合性が保たれているか | ・関係省庁におけるインタビュー ・他ドナーやNGOへのインタビューを通じた現状把握 | H1 ~ H4、L1 ~ L5 01 ~ 02 |
| | 貧困削減や環境保全など包括かつ普遍性を持った目標か | ・PRSP 等相手国の主要政策・上位計画の把握 | A5 |
| | モデルとしての波及性を考えた目標になっているか | ・PRSP 等相手国の主要政策・上位計画の把握 | E1 ~ E3、B4、B1 |

| 記述に当たっての確認事項 | | 日頃からの情報の収集方法/対応方法 | 「案件形成に必要な情報収集のためのチェックリスト(ニーズ別)」の対応項目 |
|--|--|--|---|
| 2) 案件の目標: プロジェクト終了時の達成目標(アウトカム): 現在の状態がプロジェクトの実施によりどのような状態に変わるか | | | |
| | 案件の背景、問題、目標および目標を達成する道筋(ロジック)が明確であるか | ・ 相手国関係者に論理的に日本の方向性(セクタープログラムをもとにした案件採択のクライテリア)を提示し、優先付けの結果に理解を得る | |
| | 要請書の内容(目的)と住民のニーズが一致しているか | ・ 対象地域の行政機関と住民へのインタビュー | (案件内容によって異なる) ・ 「対象(農村)地域把握クエスチオネア」の活用 |
| | 裨益者が明確であるか | ・ 対象地域の行政機関と住民へのインタビュー | (案件内容によって異なる) ・ 「対象(農村)地域把握クエスチオネア」の活用 |
| | 実施機関の能力や役割、協力期間に見合った波及効果が想定されているか | ・ 関係省庁におけるインタビュー 他ドナーやNGOへのインタビューを通じた現状把握 | A4、B1~B4、E1~E3 |
| | 終了後の成果の活用について明示されているか | ・ 相手国政府との定期会合を通じた日本側、相手国側双方の方向性の合意 | |
| 要請案件調査票2 | | | |
| 3) 成果: プロジェクト目標を達成するために実現すべき短期的目標(活動実績/アウトプット) | | | |
| | 活動の成果が積み重なって、案件目標が達成され自立発展性があるか フェーズ2やフォローアップを前提としない活動実績が想定されているか | | B1~W3 |
| | 実施機関の能力や機能、役割などに見合った成果が想定されているか | ・ 優良事例(NGOや住民組織自身のプロジェクトも含む)から得られる教訓の反映 | A4、B1~B4、E1~E3 |
| | 日本農業へのブーメラン効果のない案件か | | |
| | ソフトとハードとのバランスに配慮した成果が想定されているか | | B1~W3 (案件内容によって異なる) |
| | 投入に見合った活動成果が想定されているか | | |
| 4) 活動: 上位目標(政策)と裨益者(住民の生活向上)とのリンクを作るために、JICAが何をすべきかを明示する | | | |
| | 活動から目標実現に至る道筋(ロジック)が明確であるか | ・ 既存の協力や研究蓄積の教訓を学ぶ | |
| | 要請案件をODAにより実施する意義が明示されているか | ・ 周辺地域へも波及しうる面的な広がり、様々な関係者への働きかけの有無(地方行政や流通業者も含む) ・ その国における対象地域の位置づけの明示(例: 貧困地域など) ・ 既存の協力や研究蓄積を活用 当該分野における民間部門の活動を疎外しないか | A4、E1~F3、L1~L5 A2 |
| | 相手国の発展の度合いを考慮した協力内容であるか | | |
| | 適切な実施機関の選定: 実施に必要な人材、予算を確保しうる行政機関(中央ならびに対象地域)があるか、行政のかわりにサービスを提供する民間組織あるいは住民組織があるか等、相手国の事情をよく勘案してプロジェクトに適切な実施機関を選定 | ・ 他の類似機関との比較 ・ 実施機関候補について複数の他ドナー/NGOに実施能力・体制の確認 | B1、B2、B4 E1~E3 F1~F3 O1、O2 |
| | 地方分権化の進展度: 進んだ国では実施機関は中央政府でなく地方自治体も検討されているか。そこには地方自治体の能力強化コンポーネントが含まれているか | | A4 |
| | 所得水準も踏まえた案件規模の検討: JICAの予算規模、相手国の負担能力に応じた案件規模が検討されているか | JICA本部の方で7月上旬を目処(17年度見込み。今後の年度分については毎年本部に要確認)に、要望調査分に配分出来る次年度予算の目安額を設定されるのでそれを参考に | A2~A3 |
| | 産業構造: 高度化した国では、必要とされる特殊な分野/技術の農業普及への対応が検討されているか | ・ マクロデータ分析 | A2 D1~D2 |
| | 市場の開放度: 高い場合は国際競争力のある作物の導入が検討されているか | ・ マクロデータ分析 ・ 制度の把握 | H1~H4 |
| | 協力形態: 単独協力、セクタープログラムの枠の中で他ドナー等との連携の模索など。民間部門が強い国では民間部門との連携の可能性も検討されているか | ・ 関係省庁におけるインタビュー ・ 他ドナーやNGOへのインタビューを通じた現状把握 | A5 |
| | モデル性: 中進国では周辺国への波及性も含めたモデル性のある案件であるかも考慮されているか(広域協力や第3国への専門家派遣なども考) | | |
| | 技術的に可能か(機材が供与される場合、プロジェクト終了後の維持管理が可能か、可能とする体制構築を活動の中に含めているか) | | |
| | 援助協調が行なわれている国では、相手国の農業セクタープログラムの内容に沿った活動であるか | | A5 |
| | 活動内容・スケジュールに即して、JICAが人や予算を手当するに適したスキームが選ばれているか | | |
| | 案件の終わり方が明確にイメージできる活動であるか | | |
| | 裨益者の活動を支える周辺状況(生計や生業に加え、教育や保健などの生活の要素)についても検討されているか | ・ PCM、PRA等を用いて農村社会構造、制度を把握 | (案件内容によって異なる) ・ 「対象(農村)地域把握クエスチオネア」の活用 |

| 記述に当たっての確認事項 | | 日頃からの情報の収集方法/対応方法 | 「案件形成に必要な情報収集のためのチェックリスト(二コース別)」の対応項目 | |
|--|--|---|---|-------|
| | 農村部住民全体に裨益するアプローチであるか | ・直接的受益者とその他の農村居住者の経済的・社会的なリンクの把握 | ・「対象(農村)地域把握クエスチオネア」の活用 | |
| | 開発された技術の農民への普及方法が明確な活動であるか | | E1～E3 | |
| | 実施機関とその他の相手国政府機関の連携が図られているか | | | |
| | 投入が少なくても効果が期待できるか | | | |
| | 対象地域の農村社会構造、社会制度を踏まえた活動内容となっているか | | E1～3 ・「対象(農村)地域把握クエスチオネア」の活用 | |
| | 対象地域の共同体や住民組織などによる自然資源(土地、森林、草地、水等)の保全・管理方法にも配慮した活動であるか | | P3、02、G5、c2 ・「対象(農村)地域把握クエスチオネア」の活用 | |
| | 対象住民が利用可能な行政サービスを考慮した活動であるか | | 12～3 | |
| 5) 投入: それぞれの活動を実施するために必要な人員、資機材、施設、資金 | | | | |
| 日本側 | | | | |
| | 「重点分野か」、「専門家のリクルートが可能か」、「日本が協力する意義があるか」、「場所(地)はどこか」などが明示されているか | | ・国別事業実施計画 | |
| | 投入規模の根拠は明確か(同種の案件と比較して予算規模が大きくかけ離れてないか。かけ離れている場合に根拠はあるか) | | A4、B1～B2 | |
| | 援助協調が行われている国では、相手国政府・ドナーが合意した内容に沿った投入であるか | ・JICAプロジェクトの活動を広く公開することによって、ODAタスクフォース以外から出てくる知見の活用を図る ドナー会合における情報収集 | A5 | |
| | JICAの事業としてスキームの選択は適切か | ・相手国実施機関とのJICAスキームと提供できる支援に関する協議 | | |
| | 活動内容、協力期間、受益者数、案件の規模に合致しているか | ・日本及び他ドナー/NGOの既存協力から得られた教訓を活かして検討 | | |
| | 次年度予算(目安)をもとに検討しているか | ・次年度以降に相手国の農業・農村開発分野に割り当てられるJICA予算の確認 | | |
| | 日本が技術協力を行う意義があるか | ・相手国、周辺諸国における既存技術協力(日本及び他ドナー、NGO等)との比較・検討 | | |
| 相手国側 | | | | |
| | 目的、活動内容、投入、実施方法、実施時期について相手国政府・実施機関と合意しているか | ・定例会議の開催 ・相手国の案件採択から実施に至る手続きと年間スケジュールの把握(相手国事情に詳しいナショナルスタッフに確認するなど) | B1～B2 | |
| | ローカルコスト負担 | ・相手国による要請案件採択(優先順位付け)基準の確認 ・財務省における予算措置の確認 ・セクタープログラムのある国では、セクター内部の予算計画を把握し、要請案件に適用可能な予算の有無を確認 | A4、A5、B1～B2 | |
| | 実施機関の妥当性(採択後の実施機関の変更は難しいため、要請案件調査段階で十分確認) | ・他の類似機関との比較 ・実施機関候補について複数の他ドナー/NGOに実施能力・体制の確認 ・NGOを活用する場合、政府の承認をとる必要がある場合もある ・実施機関の予算措置の確認 フルタイムの実施機関の確認 責任者の取り組み意欲の確認 | B1 | |
| 6) 外部条件: プロジェクトに決定的な影響を与える条件であるが、プロジェクト自体でコントロール不可能なもの。 | | | | |
| 案件により確認 | 経済 | プロジェクトが経済活動を想定している場合、価格変動、流通システムの変更可能性など | ・政府関係機関や市場・流通関係者などを通して価格情報を入手し、トレンドをみる | K4、K5 |
| | 政策・規制 | 案件実施に影響を与え得る法律、政治体制、財政状況、政策など | ・実施機関機関を通して、現行の政策・制度および変更予定などを確認する | B1 |
| | (国際) | 自由貿易協定(WTOやFTAなど)や環境に関する国際条約などの締結・進展の案件の活動と成果に影響を及ぼす可能性 | ・関係国際機関(世銀・WTO等)へのヒアリングを通して今後のトレンドをおさえておく。他の実施プロジェクトも把握する | H1～H4 |
| | (国内) | 市場経済化、民営化や分権化が案件の成果や想定実施機関の役割にどのような影響を及ぼしているか。分権化などの進捗はどうか | | A4 |
| | 人材の定着 | 実施機関機関の人員が移動や辞職などをする可能性はないか | ・人員の定着などに関しては過去の事例を踏まえる | B4 |
| 他のプロジェクト | 他の関連プロジェクトの有無 | | | |
| 自然環境 | 自然条件などで案件の成果を左右するものはあるか | | | |
| 7) 協力期間 | | | | |
| | 予算、案件の規模、スキームに関連づけられているか | | | |
| 8) 実施体制 | | | | |
| | 実施方法、実施時期などについて、相手国の実施機関と基本的な合意がなされているか | ・中央政府の誰(省庁、部、課、実施機関名や役職、人数)が何を担当するのか明確にしておく ・対象地域における実質的な実施機関の確認(地方自治体、住民組織等) | B1～B2、B4、01～02 | |

| 記述に当たっての確認事項 | | 日頃からの情報の収集方法/対応方法 | 「案件形成に必要な情報収集のためのチェックリスト(ニース別)」の対応項目 |
|---|---|--|--------------------------------------|
| | 「地方分権」の農業・農村開発プロジェクト実施に与える影響の検討 | ・実施機関がどの程度の予算、人材、事務所スペースなどを確保できるのかを提示してもらったとともに、発掘・形成段階から相手側のオーナーシップを高める | A4 01~02 |
| | 中央省庁と地方自治体の優先課題が異なる場合の意思決定者の把握と実施体制の検討 | | |
| | 資源配分(土地、その他自然資源)決定機関の把握とプロジェクトへの関与方法の検討 | | |
| | 予算に関する確認 | | B2 |
| | 開発予算、経常予算における農業・農村開発関連支出の内訳 | ・大蔵省(財務省)の歳出入データ入手 ・対象地域行政機関(財務担当)へのインタビュー | |
| | 対象地域への交付金総額とその使途(開発予算、経常予算) | ・大蔵省(財務省)の歳出入データ入手 | |
| | 対象地域における予算決定メカニズムの確認(法律と実際) | ・実施機関の所掌範囲の把握 ・対象地域行政機関(財務担当)へのインタビュー | |
| | 対象地域における徴税状況と農業・農村開発への支出の把握 | ・セクター別歳出と地方自治体向け歳出の関連性が中央で正確にわからない場合は、対象地域の地方自治体で支出項目を確認する | |
| | 援助協調の進んだ国では、相手国政府ならびにドナーが合意した方式にそった実施体制であるか | ・セクタープログラム策定協議に参加 | A5 |
| | 周辺地域への波及効果を期待できるように、面的な広がり、様々な関係者への働きかけを踏まえた実施体制となっているか | | E1~E3 |
| 要請案件調査票3 | | | |
| 関連する援助活動 | | | |
| | 他ドナーが同一地域で案件を形成、実施していないか。ある場合、案件同士の競合はないか、補完性はあるか | ・ODAタスクフォース内での関連活動の確認 ・ドナー会合における確認 | |
| | JICAの類似案件の確認(他国でも同じような取り組みがなされていれば、そのプロジェクトの教訓を生かして案件を形成する) | ・他ドナーへのヒアリング ・相手国政府援助担当機関へのヒアリング | |
| ミレニアム開発目標との関連 | | | |
| | ポップアップで選択入力 | | |
| 我が国重要開発課題との関連 | | | |
| | ポップアップで選択入力 | | |
| ジェンダー配慮について | | | |
| | 社会的弱者である女性や子供、老人に負の効果を及ぼさないか | ・PCM手法などの活用、実施済み案件(他ドナーも含む)からの教訓の活用 | U1~U3 |
| | 新技術の導入によるジェンダーの変化・影響についての配慮 | | ・「対象(農村)地域把握クエスチオネア」の活用 |
| | 「参加型」で計画を策定した場合、「誰の声」が反映されているかに注意する | | ・「対象(農村)地域把握クエスチオネア」の活用 |
| 類似案件からのフィードバック | | | |
| | 過去に、JICAあるいは他ドナーによって類似の案件が実施されていないか | ・案件のデータベース化を進め、JICAの実施済み案件から得られる知見を活用する | |
| | 国際機関やJBIC案件からの知見も活用する | ・先行・既存のプロジェクトからの教訓(何が良く/悪いか)が記載されているか。 ・実施に結びつかなかったものや期待された成果やインパクトが得られなかった類似案件の分析結果が反映されているか | |
| 裨益者グループの種類と規模(人数・人口)(可能な範囲で男女別に記載) | | | |
| | 裨益者の基本情報が述べられているか(グループ名、人数、年齢、性別、教育水準、所属組織、社会・文化的特徴、経済的側面、技術力など) | ・対象地域政府機関、住民(農民)組織、小中学校、保健所などを通して情報を得る | A1~A3 ・「対象(農村)地域把握クエスチオネア」の活用 |
| | | ・直接、裨益者にインタビューする。裨益者が多い場合は、ランダムサンプリング ^(注1) などの統計的手法を用いる | |
| 治安状況 | | | |
| | 近年において治安上憂慮すべき状況は起きていないか | ・セキュリティ対策が進んでいるドナーの事例を参考に、対策を改善する | |
| | 治安上も問題が起こった場合の対策はなされているか | | |
| | 国際機関や他ドナー、他国の大使館の認識はどうか | ・関係諸機関と情報交換を行う | |
| その他 | | | |
| | 相手国関係者(中央ならびに対象地域)、日本大使館、JBIC、プロジェクト関係者などの日本の関係者、他ドナーやNGOなどと風通しのよい議論を行い、多様な視点から形成された案件か | | |
| | 相手国政府に可能な限り日本の方針を理解してもらっているか | | |
| | 相手国関係者へ日常的な働きかけを通じて形成された案件か | | |

注1：ランダムサンプリングについては例えば以下を参照。http://www.oricom.co.jp/research/re2_1.html

2. 案件形成に必要な情報収集のためのチェックリスト（ニーズ別）

| チェック項目 | 確認目的 | 調査項目（中央） | 既存情報源 | | | | 調査項目（対象地域） | 地方自治体 | | | | |
|-----------------------------------|------------------|--|-------------------------------------|-----|-------|-------|------------|-------------------------------|------|------|-----|--|
| | | | 農業省 | 財務省 | その他省庁 | 地方分権省 | | 省庁出先機関 | 住民組織 | 個人農家 | その他 | |
| | | | 調査項目 | 入手先 | | | | 調査項目 | 入手先 | | | |
| 0. 基本項目 | | | | | | | | | | | | |
| A1 | マクロの経済社会状況 | ・当該国の概況把握 | A1-1 国内総生産(GDP) | | | | | a1-1 対象地域の総生産 | | | | |
| | | | A1-2 1人当たりGDP | | | | | a1-2 1人当たり地域総生産 | | | | |
| | | | A1-3 GDP成長率 | | | | | a1-3 地域総生産成長率 | | | | |
| | | | A1-4 1人当たりGDP成長率 | | | | | a1-4 1人当たり地域総生産成長率 | | | | |
| | | | A1-5 面積 | | | | | a1-5 面積 | | | | |
| | | | A1-6 人口 | | | | | a1-6 人口 | | | | |
| | | | A1-7 人口密度 | | | | | a1-7 人口密度 | | | | |
| | | | A1-8 人口増加率 | | | | | a1-8 人口増加率 | | | | |
| | | | A1-9 ジニ係数 | | | | | a1-9 地域レベルのジニ係数 | | | | |
| | | | A1-10 都市化率 | | | | | | | | | |
| | | | A1-11 物価上昇率 | | | | | | | | | |
| A2 | 農業・農村の位置づけ | ・当該国に対する農業・農村開発協力の意味を確認 | A2-1 農業就業人口 / 総就業人口 | | | | FAOSTA | a2-1 農業就業人口 / 総就業人口 | | | | |
| | | | A2-2 農産物輸出 / 総輸出 | | | | | a2-2 農産物輸出 / 総輸出 | | | | |
| | | | A2-3 農業GDP比率 | | | | | a2-3 農業 / 地域総生産比率 | | | | |
| A3 | 農業の特徴 | ・協力の方向性の検討に活かす ・農村部の主たる生業の把握 | A3-1 地形・地勢図 | | | | | a3-1 地形・地勢図 | | | | |
| | | | A3-2 農業人口（男女別） | | | | FAOSTA | a3-2 農業人口（男女別） | | | | |
| | | | A3-3 農業部門GDP | | | | FAOSTA | a3-3 農業部門地域総生産 | | | | |
| | | | A3-4 農業部門GDP成長率 | | | | FAOSTA | a3-4 農業部門地域総生産成長率 | | | | |
| | | | A3-5 土地利用 | | | | FAOSTA | a3-5 土地利用 | | | | |
| | | | A3-6 農地所有・保有規模別世帯数 | | | | | a3-6 農地所有・保有規模別世帯数 | | | | |
| | | | A3-7 農地保有形態別世帯数（自作地・小作地別など） | | | | | a3-7 農地保有形態別世帯数（自作地・小作地別など） | | | | |
| | | | A3-8 農産物輸出額・輸入額 | | | | FAOSTA | a3-8 農産物輸出額・輸入額 | | | | |
| | | | A3-9 農産物価格指数 | | | | | a3-9 農産物価格指数 | | | | |
| | | | A3-10 年間平均降雨量 | | | | | a3-10 年間平均降雨量 | | | | |
| | | | A3-11 食料自給率 | | | | FAOSTA | a3-11 食料自給率 | | | | |
| A4 | 農業・農村開発の影響を与える改革 | ・行政財改革などの動きを把握 | A4-1 地方分権化の進展 | | | | | a4-1 地方分権化の進展 | | | | |
| | | | A4-2 その他の行財政改革の進展 | | | | | a4-2 その他の行財政改革の進展 | | | | |
| A5 | 援助における日本の立場の把握 | ・当該国政府とドナーの力関係の把握 | A5-1 援助依存度（総援助額 / 総歳入） | | | | | a4-1 地域におけるドナー及びNGOの活動 | | | | |
| A5-2 援助協調（財政支援、セクタープログラム実施状況） | | | | | | | | | | | | |
| 1. 持続可能な農業生産 | | | | | | | | | | | | |
| 1-1 マクロレベルでの農業政策立案・実施能力の向上 | | | | | | | | | | | | |
| B1 | 農業政策の立案・実施能力 | ・C/P機関としての能力の判断 ・政策の実現性の判断 | B1-1 現行の農業・農村開発政策、開発計画の概要、体系 | | | | | b1-1 現行の地域開発計画 / 農業開発計画の概要、体系 | | | | |
| | | | B1-2 過去の農業・農村開発政策、開発計画の評価（数値目標の達成率） | | | | | | | | | |
| | | | B1-3 農業・農村開発政策・計画策定手順・時期・担当部局 | | | | | | | | | |
| | | | B1-4 農業関連法規の体系の概要 | | | | | | | | | |
| | | | B1-5 農業関連法規の遵守、執行体制 | | | | | | | | | |
| | | | B1-6 策定人員の人数、学歴、実務経験 | | | | | | | | | |
| B2 | 農業財政政策の立案能力 | ・農業分野における公的資金メカニズムの把握 ・農産物価格統制にかかる公的介入度の見極め | B2-1 農業・食料分野予算（種類・金額） | | | | | b2-1 歳入（課税対象、種類、金額） | | | | |
| | | | B2-2 補助金（種類・基準・金額） | | | | | b2-2 予算策定手順・時期 | | | | |
| | | | B2-3 歳入（課税対象、種類、金額） | | | | | | | | | |
| | | | B2-4 価格政策の概要（買上、売渡、在庫）とパブリック・サービス | | | | | | | | | |
| | | | B2-5 公的価格と市場価格との差 | | | | | | | | | |
| | | | B2-6 予算策定手順・時期 | | | | | | | | | |
| | | | B2-7 国内需給予測能力（過去の予測精度） | | | | | | | | | |
| | | | B2-8 国際市場動向予測能力（過去の予測精度） | | | | | | | | | |

| チェック項目 | 確認目的 | 調査項目（中央） | 調査項目（対象地域） | | | | 農業者 自治体 個人農家 その他 |
|--------------------|--------------|--|---|-----|------|---|---------------------------|
| | | | 調査項目 | 入手先 | 調査項目 | 入手先 | |
| B3 | 農業統計関連政策立案能力 | ・案件の根拠となるデータの取得可能性の検討 | B3-1 農業統計（種類、対象、刊行機関） | | | b3-1 各地域の統計の種類、保有機関 | |
| | | | B3-2 整備方法 | | | b3-2 全国統計の地域での集計方法、プロセス | |
| | | | B3-3 時期（刊行期間） | | | | |
| B4 | 行政人材育成 | ・行政官の実施能力向上のための施策の把握 | B4-1 人材育成システム（Pre-service, In-service, OJTなど） | | | b4-1 人材育成システム（Pre-service, In-service, OJTなど） | |
| 1-2 農業生産の拡大と生産性の向上 | | | | | | | |
| 1-2-1 生産基盤の整備と維持管理 | | | | | | | |
| C1 | 農地の開発・整備状況 | ・新規の開墾・開拓、地目・作目転換、灌漑面積拡大などに対応できているか | C1-1 土地利用、農地利用の変化 | | | c1-1 土地利用、農地利用の変化 | |
| | | | C1-2 土地制度（所有、賃貸借に関する法制度） | | | c1-2 地域の伝統的土地制度 | |
| | | | C1-3 農産物需要の推移 | | | c1-3 農産物需要の推移 | |
| | | | C1-4 各作物作付面積 | | | c1-4 各作物作付面積 | |
| | | | C1-5 灌漑・開墾計画（潜在的適地面積） | | | c1-5 灌漑・開墾計画（潜在的適地面積） | |
| | | | C1-6 灌漑耕作地面積 | | | c1-6 灌漑耕作地面積 | |
| | | | C1-7 農家あたりの平均耕作面積 | | | c1-7 農家あたりの平均耕作面積 | |
| | | | C1-8 栽培面積や生産量の割当制度の有無、内容 | | | c1-8 栽培面積や生産量の割当制度の有無、内容 | |
| C2 | 農地の保全状況 | ・土壌流出や塩害などによって地力の低下、単収の低下などが起こっていないか、それらを防ぐことができているか | C2-1 農地保全のための政策・戦略・施策 | | | c2-1 土地利用の変遷 | |
| | | | C2-2 農地保全のための関連法規 | | | c2-2 単収の推移 | |
| | | | | | | c2-3 傾斜地の利用方法 | |
| | | | | | | c2-4 問題（土壌流出、塩害など）別被害額 | |
| | | | | | | c2-5 問題ごとの保全への取り組み（テラス、チェックダムなど） | |
| C3 | 灌漑・排水施設の整備状況 | ・灌漑、排水能力の低下が起こっていないか、新規の敷設が必要か | C3-1 灌漑整備のための戦略・計画・施策 | | | c3-1 耕作面積/灌漑面積 | |
| | | | C3-2 灌漑にかかる関連法規 | | | c3-2 灌漑地/非灌漑地単収 | |
| | | | C3-3 耕作面積/灌漑面積 | | | c3-3 灌漑方式別面積/農家数 | |
| | | | | | | c3-4 灌漑受益農家数 | |
| | | | | | | c3-5 水量（灌漑面積、単収） | |
| | | | | | | c3-6 耐用年数（建設時期） | |
| C4 | 水利組合の機能状況 | ・灌漑施設及び水管理を農民自身が行っているか | C4-2 水利組合参加数 | | | c4-2 水利費・維持管理費の徴収率 | |
| | | | C4-3 水利費支払農家数 | | | c4-3 水利組合参加数 | |
| | | | C4-4 作業別参加率 | | | c4-4 水利費支払農家数 | |
| | | | C4-5 中央省庁管理下の水利施設 | | | c4-5 作業別参加率 | |
| | | | C4-6 水利用あるいは水利権にかかる法規 | | | c4-6 自治体が管理している水利施設 | |
| | | | | | | c4-7 組織の成立過程、既存組織との関係 | |
| | | | | | | c4-8 水の分配（水不足、水争い） | |
| | | | | | | | |
| C5 | 畜産生産基盤 | ・畜産分野での増産、品目転換、新規参入などを行うための基盤があるか | C5-1 畜産に対する政府の介入・支援策（価格制度、経営支援、技術支援） | | | c5-1 家畜の種類、頭数 | |
| | | | C5-2 畜産技術普及制度の有無、内容 | | | c5-2 飼育形態（放牧・舎飼い）別農家数、頭数 | |
| | | | | | | c5-3 畜産経営規模別分布 | |
| | | | | | | c5-4 食肉処理場の場所、規模、数 | |
| | | | | | | c5-5 畜産品保管倉庫の場所、規模、数 | |
| | | | | | | c5-6 畜産物需要・供給・輸入・輸出（種類、量、金額） | |
| | | | | | | c5-7 エサの賦存状況（飼料、草地：規模、数） | |
| | | | | | | c5-8 畜産関連資材（フェンス、畜舎）の賦存状況 | |

| チェック項目 | 確認目的 | 調査項目（中央） | 調査項目（対象地域） | | | | 調査項目（対象地域） | | | | |
|--------------------|-------------|---------------------------------------|---|-----|------|-----|-------------|--|-----------|-----|--|
| | | | 調査項目 | 入手先 | 調査項目 | 入手先 | 省庁 地方自治体 | 住民 個人 | 農家 その他 | その他 | |
| 1-2-2 試験研究・技術開発の強化 | | | | | | | | | | | |
| D1 | 試験研究機関の機能状況 | ・生産、加工、保存などの技術開発を行ううえで必要な研究機関と人材があるか | D1-1 予算（中央及びゾーン別） | | | | | d1-1 予算（自治体の試験研究機関） | | | |
| | | | D1-2 研究内容（中央及びゾーン別） | | | | | d1-2 研究内容（自治体の試験研究機関） | | | |
| | | | D1-3 研究組織（中央及びゾーン別） | | | | | d1-3 研究組織（自治体の試験研究機関） | | | |
| | | | D1-4 研究者（数、分野、学位、資格）（中央及びゾーン別） | | | | | d1-4 研究者（数、分野、学位、資格）（自治体の試験研究機関） | | | |
| | | | D1-5 過去に開発された有用技術の代表例（中央及びゾーン別） | | | | | d1-5 過去に開発された有用技術の代表例（自治体の試験研究機関） | | | |
| D2 | 生産技術 | ・政府関係機関及び在野（篤農家）において適正技術の開発が行われているか | D2-1 生産技術向上のための政府機関及びその生産技術内容 | | | | | d2-1 各作物の単収 | | | |
| | | | D2-2 政府機関が開発した技術の普及状況 | | | | | d2-2 生産資材投入量（農家当たり、面積当たり） | | | |
| | | | | | | | | d2-3 農家あたりの耕作機械利用時間数 | | | |
| | | | | | | | | d2-4 労働生産性 | | | |
| D3 | 植物遺伝資源の保全状況 | ・将来品種改良を行うための植物遺伝資源が保全されているか | D3-1 遺伝資源保全のための政府機関及びその内容 | | | | | d3-1 対象自治体の研究機関の遺伝資源保有数 | | | |
| | | | D3-2 政府機関による遺伝資源保全取扱い件数 | | | | | d3-2 対象地域の各作物の在来品種（種類、数、分布） | | | |
| | | | D3-2 国内の在来品種（種類、数、分布）と保全対象品種 | | | | | | | | |
| D4 | ポストハーベスト技術 | ・収穫後のロス、品質低下を防ぐ技術があるか、付加価値を高める技術があるか | D4-1 ポストハーベスト技術向上のための政府機関及びその技術内容 | | | | | d4-1 ポストハーベストレロスの量と原因（貯蔵、流通、精製（精米）、加工など） | | | |
| | | | D4-2 政府機関が扱うポストハーベスト技術の普及状況 | | | | | d4-2 対象一次産品の品質（異物混入率、品質保持期間など） | | | |
| | | | | | | | | d4-3 既存の加工技術、加工製品 | | | |
| | | | | | | | | d4-4 原料と加工品との価格差 | | | |
| D5 | 畜産技術 | ・畜産分野において、増産、品目転換をすすめる、付加価値を高める技術があるか | D5-1 畜産に対する政府の介入・支援策（価格制度、経営支援、技術支援） | | | | | d5-1 家畜生産量・生産額（農家当たり、面積当たり） | | | |
| | | | D5-2 畜産に関する試験研究機関の数、研究員数、予算 | | | | | d5-2 畜産農家の経営規模別分布 | | | |
| | | | | | | | | d5-3 各家畜における技術（酪農であれば搾乳技術など）の種類とその水準（篤農家との差） | | | |
| | | | | | | | | d5-4 家畜の病気と被害額 | | | |
| | | | | | | | | d5-5 獣医数、薬品などの入手可能性 | | | |
| 1-2-3 農業普及の強化 | | | | | | | | | | | |
| E1 | 農業普及体制 | ・改善された農業技術、農業経営を農家に普及させる体制があるか | E1-1 中央政府の普及機関の機能状況 | | | | | e1-1 普及員数（州あたり、農家あたり） | | | |
| | | | E1-2 中央政府の普及のための予算 | | | | | e1-2 普及員の定着率（定着期間） | | | |
| | | | E1-3 中央政府の普及システム | | | | | | | | |
| E2 | 農業普及方法 | ・農家に技術、経営が定着しているか | E2-1 中央政府の普及方法 | | | | | e2-1 ワークショップ等開催状況、受講者数 | | | |
| | | | E2-2 中央政府による普及技術の内容 | | | | | e2-2 普及員の農村巡回状況 | | | |
| | | | | | | | | e2-3 指導された技術の利用者（取得者）数 | | | |
| | | | | | | | | e2-4 技術、経営の改善状況（単収の増加、生産費の低減など） | | | |
| E3 | 普及員の人的能力構築 | ・普及員の研修が適切に行われ、その結果として指導能力が向上しているか | E3-1 普及員養成機関の分布、所管省庁（部局） | | | | | e3-1 普及員の研修受講経験 | | | |
| | | | E3-2 普及要請のためのカリキュラム、技術指導項目、生徒数、教官数、予算、授業料 | | | | | e3-2 普及員の習得技術の適用状況 | | | |
| | | | E3-3 普及員のバックグラウンド（学歴、性別） | | | | | | | | |
| 1-2-4 農家経営の改善 | | | | | | | | | | | |
| F1 | 経営能力 | ・経営の拡大、改善が行われているか | F1-1 農家経営改善のための中央政府施策の有無及びその内容 | | | | | f1-1 経営規模（面積、生産額；収益率） | | | |
| | | | | | | | | f1-2 農家経営内容（主要換金作物、農産加工品、流通経路） | | | |
| F2 | 農業金融 | ・経営を拡大、改善するために農業金融が用いられているか | F2-1 農業金融、マイクロクレジット等の金融制度 | | | | | f2-1 農業金融の種類・規模 | | | |
| | | | | | | | | f2-2 利用率、利用者数 | | | |
| | | | | | | | | f2-3 利用額、利子率 | | | |
| | | | | | | | | f2-4 返済率 | | | |
| | | | | | | | | f2-5 信用割当の有無 | | | |

| チェック項目 | 確認目的 | 調査項目（中央） | 既存情報源 | | | | 調査項目（対象地域） | | | | | |
|-----------------------|--------------------------|---|---------------------------------------|-----|------|-------|------------|---|------|------|-----|--|
| | | | 農業省 | 財務省 | 地方分庁 | その他省庁 | 地方自治体 | 省庁出先機関 | 住民組織 | 個人農家 | その他 | |
| | | 調査項目 | 入手先 | | | | 調査項目 | 入手先 | | | | |
| F3 | 農民組織化 | ・個人で対応できない問題に組織を形成して取り組んでいるか、ただ乗りを防ぐ方法があるか | F3-1 農民組合にかかる中央政府の制度 | | | | | f3-1 組織の種類・目的・組織率 | | | | |
| | | | F3-2 農民組合にかかる関係法規 | | | | | f3-2 組合員の活動参加率 | | | | |
| | | | | | | | | f3-3 組合機能に関する組合員満足度 | | | | |
| 1-2-5 農業生産資材の確保・利用の改善 | | | | | | | | | | | | |
| G1 | 農業機械・農機具 | ・農業生産資材へアクセス可能か、適正な水準で用いられているか、投入することで単収の増加などの効果が表れているか | G1-1 農業機械の需要と供給状況 | | | | | g1-1 農業機械・農機具使用の現状 | | | | |
| | | | | | | | | g1-2 農業機械の賃貸システムの有無と状況 | | | | |
| G2 | 種子の安定供給 | ・種子が安定供給されているか、あるいは、その体制が整っているか | G2-1 改良種子の普及率 | | | | | g2-1 種子の種類と特性（地域の伝統的種子も含める） | | | | |
| | | | G2-2 改良種子の普及政策（生産物の買い上げ、種子購入への支援・補助金） | | | | | g2-2 圃場条件別種子使用基準、使用量 | | | | |
| | | | | | | | | g2-3 種子種類別（伝統種子、HYV）の使用量（農家当たり、haあたり） | | | | |
| | | | | | | | | g2-4 種子種類別の単収 | | | | |
| | | | | | | | | g2-5 種子価格 | | | | |
| | | | | | | | | g2-6 入手先（業者、自家採取、組合、市場） | | | | |
| G3 | 農業の適切な利用 | ・農業の適切な利用がなされているか | G3-1 国内生産量、価格 | | | | | g3-1 病虫害の発生頻度、被害額 | | | | |
| | | | G3-2 農業使用に関する技術普及の有無、内容 | | | | | g3-2 農業の種類別特性（対象病虫害、散布方法、時期・期間など） | | | | |
| | | | G3-3 農業の使用に関する法令及び安全（残留）基準 | | | | | g3-3 農業の使用量（農家あたり、haあたり） | | | | |
| | | | | | | | | g3-4 農業の価格、購入先（業者、組合、市場） | | | | |
| | | | | | | | | g3-5 減農薬に向けた取り組み（総合害虫防除など） | | | | |
| G4 | 肥料の安定供給・適正利用 | ・肥料が安定供給されているか、適正に利用されているか | G4-1 肥料の国内生産の有無、有りの場合は種類別生産量、販売価格 | | | | | g4-1 肥料の種類、投入量 | | | | |
| | | | G4-2 肥料生産工場への支援方法、補助金 | | | | | g4-2 肥料の種類別購入先（業者、自家堆肥、組合、市場）、価格 | | | | |
| | | | G4-3 国際価格、輸入量 | | | | | | | | | |
| G5 | 畜産資材の安定供給 | ・畜産資材が安定供給されているか | G5-1 畜産施設の規模、分布、所有者（政府系機関/民間） | | | | | g5-1 施設建設、資機材購入のための資金調達方法（利子、担保、返済期間など） | | | | |
| | | | G5-2 畜産資材の種類、製造元、価格 | | | | | | | | | |
| | | | G5-3 畜産資材供給への政策的支援（補助金など） | | | | | | | | | |
| | | | G5-4 放牧地・草地の分布・面積 | | | | | | | | | |
| 1-3 輸出促進策の強化 | | | | | | | | | | | | |
| H1 | 輸出政策立案能力 | ・有望な輸出農産物があるか、国際競争力があるか、国際市場の動向に対応できているか、情報は収集・分析できているか | H1-1 農産物輸出入政策 | | | | | | | | | |
| | | | H1-2 農産物貿易量（輸出入） | | | | | | | | | |
| H2 | 輸出制度・体制の整備状況 | ・輸出制度・体制は整備されているか、輸出の促進要因になっているか | H2-1 各農産物ごとの輸入関税、輸出税、数量制限 | | | | | h2-1 輸出農産物の生産状況、年次変動 | | | | |
| | | | H2-2 輸出関連政府組織と許認可 | | | | | h2-2 出荷組織の収集規模、参加人数、資金など | | | | |
| | | | H2-3 取り扱い品目別の輸出業者の規模、数 | | | | | h2-3 輸出経路（国内における経路） | | | | |
| | | | H2-4 構造調整以降の動向 | | | | | | | | | |
| H3 | 輸出競争力 | ・農産物の国際競争力があるか、国産農産物の国際市場への参入ポテンシャルはあるか | H3-1 主要輸出農産物の品目と輸出量 | | | | | h3-1 輸出品目の現行生産費、生産費低減の可能性 | | | | |
| | | | H3-2 国際市場における他国産品とのグレード、価格差 | | | | | | | | | |
| | | | H3-3 輸出先・輸入先（国名・割合、数量） | | | | | | | | | |
| | | | H3-4 国際価格と国内価格 | | | | | | | | | |
| | | | H3-5 輸出品目の流通経費 | | | | | | | | | |
| H4 | 国際市場動向情報ネットワーク・マーケティング能力 | ・国際市場対応力は向上しているか、流通網は発達しているか | H4-1 国際市場・価格動向 | | | | | | | | | |
| | | | H4-2 需給動向（国内・相手国） | | | | | | | | | |
| | | | H4-3 相手国内流通情報システム | | | | | | | | | |
| | | | H4-4 FTAなどの貿易協定と関税率、数量制限、緩和期限 | | | | | | | | | |

| チェック項目 | 確認目的 | 調査項目（中央） | 既存情報源 | | | | 調査項目（対象地域） | 地方自治体 | | | |
|------------------------|----------------------|--|---|-----|------|-----|-----------------------------------|--------|------|------|-----|
| | | | 農業省 | 財務省 | 地方分庁 | その他 | | 省庁出先機関 | 住民組織 | 個人農家 | その他 |
| | | | 調査項目 | 入手先 | 調査項目 | | | 入手先 | | | |
| 1-4 環境配慮の向上 | | | | | | | | | | | |
| I1 | 農業から排出される廃棄物の処理と有効利用 | | I1-1 環境規制法規 | | | | i1-1 各種農業廃棄物（畜産糞尿など）の処理方法、再利用方法 | | | | |
| | | | I1-2 環境基準の内容 | | | | i1-2 環境基準の遵守状況 | | | | |
| I2 | 肥料・農薬などのによる環境負荷 | ・農業生産によってどのような環境問題が引き起こされているか、逆にどのような環境保全に役立つているか、負の影響を最小化するために適切な基準の設定が行われているか、知識、技術の普及が行われているか | I2-1 環境問題の発生地帯とその内容（環境・人体への悪影響の有無、内容、程度、頻度） | | | | i2-1 肥料・農薬の投入量 | | | | |
| | | | I2-2 肥料・農薬の種類別投入基準・残留基準 | | | | i2-2 減農薬・有機農法への取り組み例と効果、収益性 | | | | |
| | | | I2-3 技術普及（農薬・肥料などの）時の環境配慮に対する指導内容 | | | | | | | | |
| I3 | 多面的機能の維持・発現、環境教育 | | I3-1 多面的機能として認知されている機能の種類、発生場所（田、森林など） | | | | i3-1 自治体による環境対策の有無及びその内容 | | | | |
| | | | I3-2 自然保護地域 | | | | | | | | |
| | | | I3-3 砂漠化率 | | | | | | | | |
| | | | I3-4 水質汚染物質濃度 | | | | | | | | |
| | | | I3-5 森林減少率 | | | | | | | | |
| | | | I3-6 環境教育回数、対象（学生、農民など）、人数、内容 | | | | | | | | |
| 1-5 農業関連高等教育の強化 | | | | | | | | | | | |
| J1 | 教育活動 | | J1-1 カリキュラム | | | | j1-1 自治体の農業高等教育機関 | | | | |
| | | | J1-2 教員数 | | | | | | | | |
| J2 | 研究機能 | ・農業関連教育機関の農業・農村開発とのリンクはあるか | J2-1 農業高等教育機関数、学生数、その進路 | | | | j2-1 自治体の農業研究機関及びその研究内容 | | | | |
| | | | J2-2 研究機関によって開発された技術 | | | | | | | | |
| J3 | マネジメント | | J3-1 農業高等教育機関、研究機関におけるマネジメントの仕組み・制度 | | | | j3-1 自治体の農業研究機関及びその研究内容 | | | | |
| J4 | 関係機関や地方・地域との連携状況 | | J4-1 農業高等教育機関、研究機関と他の機関との間の共同事業、受委託事業の有無、内容 | | | | j4-1 自治体の農業研究機関及びその他研究機関との連携 | | | | |
| J5 | 普及拠点としての機能強化 | | J5-1 農業高等教育機関、研究機関と普及制度との関係（フィードバック関係） | | | | j5-1 自治体の農業研究機関及びその研究の活用状況 | | | | |
| 2. 安定した食料供給 | | | | | | | | | | | |
| 2-1 食料供給政策の策定 | | | | | | | | | | | |
| K1 | 国民栄養 | ・食料需要に対応できているか、そのために適切な食料安全保障政策・制度が整っているか | K1-1 食料安全保障政策、戦略、計画の有無、及び内容 | | | | | | | | |
| | | | K1-2 一人当りのカロリー摂取量 | | | | | | | | |
| | | | K1-3 栄養不足人口、栄養不足比率 | | | | | | | | |
| | | | K1-4 子供、成人のBMI (Body Mass Index) | | | | | | | | |
| K2 | 食料生産・流通統計の整備 | ・食料需要を把握するための統計は整備されているか | K2-1 統計の種類、対象（農産物など） | | | | | | | | |
| | | | K2-2 統計サンプル収集プロセス、予算、人員 | | | | | | | | |
| K3 | 主要食料供給状況の把握 | ・食料需要に対応できているか、将来の食料需要に対応可能か | K3-1 各農産物の生産量（過去、現在、将来） | | | | | | | | |
| | | | K3-2 各農産物の輸出・輸入量（過去、現在、未来） | | | | | | | | |
| | | | K3-3 各農産物の需要量 | | | | | | | | |
| | | | K3-4 人口増加率 | | | | | | | | |
| | | | K3-5 所得増加率 | | | | | | | | |
| K4 | 流通・市場関連法令・制度の整備状況 | ・食料需要に対応するための法令・制度は整備されているか | K4-1 輸出入に関する法令、許認可 | | | | k4-1 民間貿易関連業者、流通業者への法令の影響 | | | | |
| | | | K4-2 食料流通に関する法令、許認可 | | | | | | | | |
| | | | K4-3 買入、売渡の方法と価格水準の決定方法 | | | | | | | | |
| | | | K4-4 中央政府から地方政府への食料の分配方法 | | | | | | | | |
| K5 | 農産物価格政策 | ・食料需要に対応するための農産物価格及び分配への公的介入はあるか | K5-1 食料管理制度の法令と概要 | | | | k5-1 農家の価格への反応（作付面積、生産量、品目の選択の変化） | | | | |
| | | | K5-2 買入、売渡の方法と価格水準の決定方法 | | | | | | | | |
| | | | K5-3 中央政府から地方政府への食料の分配方法 | | | | | | | | |
| | | | K5-4 構造調整、WTOとの関連 | | | | | | | | |

| チェック項目 | 確認目的 | 調査項目（中央） | 既存情報源 | | | | 調査項目（対象地域） | | | | | |
|----------------|------------------|--|--|-----|-------|--|------------|--------------------------------|------|------|-----|--|
| | | | 農業者 | 財務省 | 地方分権省 | その他省庁 | 地方自治体 | 省庁出先機関 | 住民組織 | 個人農家 | その他 | |
| | | 調査項目 | 入手先 | | | | 調査項目 | 入手先 | | | | |
| K6 | 食料備蓄計画の整備状況 | ・緊急の食料需要への対応策はとられているか | K6-1 適正備蓄水準とその根拠 | | | | | k6-1 民間備蓄量 | | | | |
| | | | K6-2 在庫量 | | | | | k6-2 農家備蓄量 | | | | |
| | | | K6-3 純輸入量 | | | | | | | | | |
| | | | K6-4 輸入制度 | | | | | | | | | |
| | | | K6-5 食料輸入の容易さ（食料輸入額、財・サービスの輸出総額、外貨準備高） | | | | | | | | | |
| | | | K6-6 国内食料買入制度 | | | | | | | | | |
| 2-2 食料流通機能の整備 | | | | | | | | | | | | |
| L1 | 流通市場の整備状況 | ・農産物が地域間で過不足なく市場メカニズムによって分配されているか、スムーズな移動が可能か、流通中の品質低下やロスが起きているか | L1-1 主要農産物別流通経路 | | | | | l1-1 主要農産物別流通経路 | | | | |
| | | | L1-2 流通業に対する規制 | | | | | l1-2 流通方法（業者、組合、個人、公的機関） | | | | |
| | | | L1-3 流通業者の産業構造（規模、占有率、流通経路別業者数など） | | | | | l1-3 流通経路別価格 | | | | |
| | | | L1-4 流通方法（業者、組合、個人、公的機関） | | | | | l1-4 市場までの距離 | | | | |
| | | | L1-5 流通経路別価格 | | | | | | | | | |
| L2 | 流通施設・設備の管理と利用状況 | ・流通施設・設備は機能しているか | L2-1 流通施設の種類、管理者（公共/民間） | | | | | l2-1 流通施設の種類、管理者（公共/民間/協同組合） | | | | |
| | | | L2-2 各流通施設の利用者数、利用料金 | | | | | l2-2 各流通施設の利用者数、利用料金、管理システム | | | | |
| L3 | 市場流通情報システムの整備状況 | ・市場メカニズムが機能するための市場情報は生産者間で共有されているか | L3-1 価格の伝達方法 | | | | | l3-1 価格の伝達方法 | | | | |
| | | | L3-2 農産物市場情報の伝達促進における公的機関の支援内容 | | | | | l3-2 農産物市場情報の伝達促進における公的機関の支援内容 | | | | |
| | | | L3-3 民間流通業者の情報入手方法 | | | | | | | | | |
| L4 | 輸送体制の整備状況 | ・物理的な流通機能は発達しているか | L4-1 輸送インフラ別の整備状況 | | | | | l4-1 輸送インフラ別の整備状況 | | | | |
| | | | L4-2 コールドチェーンの有無 | | | | | l4-2 コールドチェーンの有無 | | | | |
| L5 | 備蓄体制 | ・国家備蓄体制は整っているか | L5-1 適正な在庫水準 | | | | | | | | | |
| | | | L5-2 過去10年間の在庫水準 | | | | | | | | | |
| | | | L5-3 国民1人当たり供給量の変動 | | | | | | | | | |
| | | | L5-4 最大カロリー-供給食料 | | | | | | | | | |
| 2-3 輸入体制の整備 | | | | | | | | | | | | |
| M1 | 検疫・防疫体制 | ・適切な防疫基準で輸入が行われているか | M1-1 農産物別輸入量、輸入額、相手国 | | | | | | | | | |
| | | | M1-2 農産物別輸入制限（数量制限、関税など）、輸入機関（民間以外の場合）、許可の内容 | | | | | | | | | |
| | | | M1-3 輸入禁止病害虫（検疫上輸入禁止の農産物）、検査方法、検査人員、検査設備 | | | | | | | | | |
| | | | M1-4 各農作物・畜産物の病害虫（種類、被害額） | | | | | | | | | |
| M2 | インフラ整備 | ・適切な輸入農作物の市場流通管理ができていますか | M2-1 輸入農産物流通経路 | | | | | | | | | |
| | | | M2-2 流通経路別インフラ整備状況（保管庫など） | | | | | | | | | |
| 2-4 援助食料の適正な利用 | | | | | | | | | | | | |
| N1 | 援助食料の分配システムの構築状況 | ・緊急時の食料の調達と分配が適切に行われているか、緊急時への備えがあるか、不足地域の情報を適切に把握できるか | N1-1 食料援助量 | | | | | | | | | |
| | | | N1-2 援助食料の地域への割り当て方法・基準 | | | | | | | | | |
| | | | N1-3 過去の被害状況 | | | | | | | | | |
| | | | N1-4 ターゲティング手法 | | | | | | | | | |
| | | | N1-5 食料価格政策 | | | | | | | | | |
| | | | N1-6 地域別在庫水準 | | | | | | | | | |
| | | | N1-7 近隣の集積地からの輸送経路の状況（距離、舗装率、災害時の通行状況） | | | | | | | | | |
| N2 | モニタリングシステムの構築状況 | ・食料安全保障のためのモニタリングシステムが整備されているか | N2-1 過去の作物被害状況 | | | | | n2-1 過去の作物被害状況 | | | | |
| | | | N2-2 過去の飢餓発生率（地域別） | | | | | n2-2 慢性的食料不足家計数、分布、特徴 | | | | |
| | | | N2-3 脆弱な地域の食料安全保障に関する指標 | | | | | n2-3 主要食料（穀物）の生産状況 | | | | |
| | | | N2-4 地域別在庫水準 | | | | | n2-4 降水量などの自然状況 | | | | |
| | | | N2-5 設定された指標 | | | | | n2-5 土地なし農家数 | | | | |
| | | | | | | n2-6 食料との交換で生計をたてている家計数、分布、交換するものと食料との相対価格 | | | | | | |

| チェック項目 | 確認目的 | 調査項目（中央） | 調査項目（対象地域） | | | | 調査項目（対象地域） | | | | |
|------------------------|--------------------|--|--|-----|------|-----|--------------------------------|---|--|--|--|
| | | | 調査項目 | 入手先 | 調査項目 | 入手先 | 調査項目 | 入手先 | | | |
| 3. 活力ある農村の振興 | | | | | | | | | | | |
| 3-1 農村振興関連政策の推進 | | | | | | | | | | | |
| 01 | 国レベルの調整・実施能力 | ・中央省庁に複数の省庁を調整する機能があるか（特に農村開発案件） | 01-1 農村振興政策・施策の有無及び内容 | | | | | o1-1 農村振興関連省庁出先機関の職員数、配置、予算 | | | |
| | | | 01-2 中央省庁に権限のある分野及び施策（農業普及など） | | | | | o1-2 地方の農業・農村開発計画の策定方法 | | | |
| | | | 01-3 農村振興関連省庁の組織図と人数 | | | | | o1-3 農村人材育成のための中央政府による研修制度の活用状況 | | | |
| | | | 01-4 省庁職員の採用方法、給与 | | | | | o1-4 農村主導の地域振興への中央行政の支援状況 | | | |
| | | | 01-5 中央政府の農村振興にかかる予算制度（貧困地域に対する予算の傾斜配分制度の有無など） | | | | | | | | |
| 02 | 地方地域レベルの調整・実施能力 | ・地方行政組織は農村活性化のために重要な役割を担っているか | | | | | | o2-1 地方自治体の農村振興にかかる権限 | | | |
| | | | | | | | | o2-2 地方自治体の職員数、配置、予算、歳出・歳入（経費予算、開発予算） | | | |
| | | | | | | | | o2-3 地方の農業・農村開発計画の策定方法 | | | |
| | | | | | | | | o2-4 予算策定方法（従事者、時期、最終決定者） | | | |
| | | | | | | | | o2-5 農村主導の地域振興への自治体行政の支援状況 | | | |
| 3-2 農外所得の向上 | | | | | | | | | | | |
| P1 | 村落商工業の現状 | ・村落商工業の現状はいかなるものか | P1-1 村落商工業の分布 | | | | | p1-1 村落商工業の分布 | | | |
| | | | P1-2 村落商工業の業容の統計 | | | | | p1-2 村落商工業の業容の統計 | | | |
| P2 | 職業訓練機会の有無 | ・職業訓練需要に対する供給は十分か | P2-1 職業訓練政策の有無及びその内容 | | | | | p2-1 職業訓練校数、カバーする分野、受入可能人数 | | | |
| | | | P2-2 職業訓練教育の体制 | | | | | p2-2 職業訓練校の修了後の就職先、就職率 | | | |
| | | | P2-3 職業訓練需要と訓練校の数 | | | | | p2-3 その他の職業訓練機会 | | | |
| P3 | 農村雇用情報 | ・農村の雇用機会は生計を維持するのに十分か | P3-1 労働統計（都市部、農村部別） | | | | | p3-1 対象地域における生業（出稼ぎなども含む）の把握 | | | |
| | | | P3-2 失業率及び失業理由（都市部、農村部別） | | | | | p3-2 世帯レベルの所得源（農業の内訳、非農業） | | | |
| | | | P3-3 主な農村雇用機会 | | | | | p3-3 非農業収入の割合と内容 | | | |
| | | | P3-4 地域別の農家収入 | | | | | | | | |
| P4 | 特産品生産活動の現状 | ・国レベル、地域レベルの特産品は何か、需要に基づいた生産か | P4-1 国の特産品（輸出向け特産品） | | | | | p4-1 地域特産品の生産量、出荷状況 | | | |
| | | | P4-2 輸出向け特産品の生産量、輸出量 | | | | | p4-2 地域特産品出荷高の国内需要と国外輸出の割合 | | | |
| | | | P4-3 特産品の輸出高に占める割合 | | | | | | | | |
| P5 | 農村金融整備と情報の提供 | ・農村金融へのアクセスは十分か、十分活用されているか | P5-1 農村金融にかかる制度、法令の有無及びその内容 | | | | | p5-1 農村金融へのアクセスの有無 | | | |
| | | | P5-2 農村金融にかかる農民への情報提供システムの有無 | | | | | p5-2 農村金融の返済率 | | | |
| | | | | | | | p5-3 農村グループなどによるマイクロクレジットの活用状況 | | | | |
| 3-3 農産品加工業の振興 | | | | | | | | | | | |
| Q1 | 加工施設の整備状況 | ・加工施設整備を促進するための政府の介入はあるか、実際に存在する加工業は何か | Q1-1 農産加工業振興政策、計画、施策の有無 | | | | | q1-1 事業数（加工品別） | | | |
| | | | | | | | | q1-2 平均生産規模 | | | |
| | | | | | | | | q1-3 平均雇人数 | | | |
| | | | | | | | | q1-4 生産設備 | | | |
| Q2 | 民間加工会社の発達 | ・民間加工会社の設立状況、経営インセンティブは何か | Q2-1 加工業への民間による投資インセンティブ付与の有無 | | | | | q2-1 民間加工会社数（本社、支社、工場別） | | | |
| | | | Q2-2 競合他社による製品の生産量、品質、価格、マーケットシェア | | | | | q2-2 民間加工会社の規模 | | | |
| Q3 | 加工品安全基準の整備状況 | ・加工品の品質管理は十分か | Q3-1 加工品安全衛生基準の有無 | | | | | q3-1 加工品の品質 | | | |
| | | | Q3-2 加工品安全衛生基準の適用状況 | | | | | q3-2 加工技術 | | | |
| Q4 | 農産品加工に関するマーケティング能力 | ・農産加工品が需要ベースで生産されているか | Q4-1 関連する政策・制度 | | | | | q4-1 農産加工品の種類、生産量、出荷量、出荷先 | | | |
| | | | Q4-2 市場での農産加工品の需要動向 | | | | | q4-2 資金調達（調達額、利子、返済率、返済期間） | | | |
| 3-4 農村インフラの整備 | | | | | | | | | | | |
| R1 | 農村道路の整備状況 | ・農村道路の整備は十分か | R1-1 地方道路整備キロ数 | | | | | r1-1 幹線地方道路までのアクセス道路の利用頻度（雨期と乾期） | | | |
| | | | R1-2 地方道路利用車両数 | | | | | r1-2 農村によるアクセス道路あるいはフィーダー道路の維持管理システムの有無及び機能状況 | | | |

| チェック項目 | 確認目的 | 調査項目（中央） | 既存情報源 | | | | 調査項目（対象地域） | | | | | | | | | | |
|----------------|--------------------|--|-------|---------------------------|-------|-------|------------|-----|------|---|-------------------------|-----------------------|------------------------------------|----------------------------|--|--|--|
| | | | 農業省 | 財務省 | 地方分権省 | その他省庁 | 調査項目 | 入手先 | 調査項目 | 入手先 | | | | | | | |
| R2 | 農村電化、給水施設の整備状況 | ・農村住民の水・電気へのアクセスは十分か | R2-1 | 発電量及び輸送量・電線延長 | | | | | r2-1 | 電力供給戸数（発電機は含まない）、電力供給率/安全な水へのアクセス戸数、給水率 | | | | | | | |
| | | | R2-2 | 農村電力/給水需要（Willing to Pay） | | | | | | r2-2 | 供給水もしくは井戸水の管理組合の有無、機能状況 | | | | | | |
| | | | R2-3 | 維持管理組合加入者数 | | | | | | r2-3 | 利用者負担システムの有無、機能状況 | | | | | | |
| R3 | 電話などの通信インフラの整備状況 | ・農村住民の情報へのアクセスは十分か | R3-1 | 電話加入者数 | | | | | | r3-1 | 電話加入者数 | | | | | | |
| | | | R3-2 | ラジオ保有台数 | | | | | | | r3-2 | ラジオ保有台数 | | | | | |
| | | | R3-3 | ラジオ局数 | | | | | | | r3-3 | ラジオ局数 | | | | | |
| R4 | 集落公共事業の実施状況 | ・農村住民出資による農村インフラ整備は現実的か | | | | | | | r4-1 | 農村住民共同出資の施設の有無、維持管理状況 | | | | | | | |
| 3-5 農村環境の保全 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| S1 | 里山、河川、沿岸の環境保全状況 | ・農村住民に環境保全への意識は存在するか、環境保全のためのインセンティブはあるか | S1-1 | 環境保護法令の有無 | | | | | | s1-1 | 自治体による環境保護条例の有無、適用状況 | | | | | | |
| | | | S1-2 | 環境特別保護区の有無、予算措置 | | | | | | | s1-2 | 主な環境問題と農村住民による取り組み状況 | | | | | |
| | | | S1-3 | 環境保護補助金の有無、活用状況 | | | | | | | s1-3 | 農村住民にとっての環境保全のインセンティブ | | | | | |
| 3-6 生活改善の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| T1 | 普及体制 | ・生活改善が普及するポテンシャルはあるか | T1-1 | 生活改善のための政府の施策の有無 | | | | | | | t1-1 | 生活改善員の数 | | | | | |
| | | | T1-2 | 生活改善員の数、年間採用数 | | | | | | | | t1-2 | 農村における生活改善員の役割 | | | | |
| | | | T1-3 | 生活改善員の配置状況 | | | | | | | | t1-3 | 農村住民による生活改善の重要性の認識 | | | | |
| T2 | 普及手法 | ・生活改善は効果的に普及しているか | T2-1 | 生活改善員の研修、訓練方法 | | | | | | | t2-1 | 生活改善員と農業普及員の連携の有無 | | | | | |
| | | | T2-2 | | | | | | | | t2-2 | 生活改善員が個別農村家庭を訪問する頻度 | | | | | |
| 3-7 村落共同体活動の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| U1 | 集落活動 | ・対象地域の文脈に沿って案件を実施できるか ・案件の実施を阻害する要因はなにか | U1-1 | 村落共同体活動を支援する政府機関の有無 | | | | | | | u1-1 | 既存の村落住民組織の数と種類、その目的 | | | | | |
| | | | U1-2 | 村落共同体活動を支援する政府機関の活動内容 | | | | | | | | u1-2 | 村落住民組織への住民の加入率 | | | | |
| U2 | 文化的基盤 | ・対象地域の文化的基盤は案件を受け入れることができるか | U2-1 | 国内の宗教・文化圏及びその地理的な影響範囲 | | | | | | | | u2-1 | 地域における伝統的権力構造 | | | | |
| | | | U2-2 | 特殊文化圏、保護対象文化圏の有無 | | | | | | | | | u2-2 | 地域における伝統的社会構造 | | | |
| | | | U2-3 | | | | | | | | | | u2-3 | 伝統支配と新しい文化の共存状況 | | | |
| U3 | 各種提案事業の推進状況 | ・村落による提案事業は政府により支援されているか | U3-1 | 政府の村落事業への支援（補助金、人材育成など） | | | | | | | | u3-1 | 村落開発計画の有無 | | | | |
| | | | U3-2 | 村落開発計画の策定義務の有無 | | | | | | | | | u3-2 | 村落開発計画策定プロセスにおける地方自治体の役割 | | | |
| | | | U3-3 | | | | | | | | | | u3-3 | 村落提案事業への中央あるいは自治体からの予算配賦状況 | | | |
| 3-8 住民の保健水準の向上 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| V1 | 保健・医療サービスの現状 | ・農村住民の保健・医療サービスへのアクセスは十分か | V1-1 | 保健セクター計画の有無 | | | | | | | | v1-1 | 農村住民の健康（母子の栄養状態、疾患別罹患状況など） | | | | |
| | | | V1-2 | 保健医療システム | | | | | | | | | v1-2 | 子供の健康（予防摂取状況など） | | | |
| | | | V1-3 | | | | | | | | | | v1-3 | プライマリ・ヘルスケアへのアクセス状況 | | | |
| V2 | 健康知識の普及状況 | ・健康知識の普及体制は確立されているか | V2-1 | 国家普及システムの有無 | | | | | | | | v2-1 | ヘルスワーカーあるいは生活改善員の数 | | | | |
| | | | V2-2 | ヘルスワーカーの数、採用状況、普及における役割 | | | | | | | | | v2-2 | プライマリ・ヘルスケアにかかる情報へのアクセス | | | |
| V3 | HIV/AIDSの予防とコントロール | ・HIV/AIDSの予防体制は確立されているか | V3-1 | HIV/AIDS予防のための政府の施策 | | | | | | | | v3-1 | 農村住民のHIV/AIDSへの認識度 | | | | |
| | | | V3-2 | HIV/AIDS予防教育、メディアの活用状況 | | | | | | | | | v3-2 | HIV/AIDS予防への取り組み状況 | | | |
| | | | V3-3 | HIV/AIDS予防への民間の協力状況 | | | | | | | | | | | | | |
| 3-9 住民の教育水準の向上 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| W1 | 基礎教育 | ・基礎教育は十分に普及しているか | W1-1 | 教育セクター計画の有無 | | | | | | | | w1-1 | 就学適齢児童の初等教育就学率（NER）及び初等教育総就学率（GER） | | | | |
| | | | W1-2 | 正規教育システム | | | | | | | | | w1-2 | 農村住民の識字率 | | | |
| | | | W1-3 | 非正規教育システム（成人識字教育など） | | | | | | | | | w1-3 | 農村における非正規教育の実施状況 | | | |

| チェック項目 | 確認目的 | 調査項目（中央） | 調査項目（中央） | | | | 調査項目（対象地域） | | | | 調査項目（対象地域） | | | | | | | |
|--------|-----------|--------------------------|----------|-----------------------|-------|-------|------------|------|-----|------|----------------------|--------------------------------|-------------------------|------|------|-----|--|--|
| | | | 農業省 | 財務省 | 地方分権省 | その他省庁 | 既存情報源 | 調査項目 | 入手先 | 調査項目 | 入手先 | 地方自治体 | 省庁出先機関 | 住民組織 | 個人農家 | その他 | | |
| W2 | 教育サービスの拡充 | ・農村における教育ニーズは充足されているか | W2-1 | 教育施設の充足度（教室、その他の学校施設） | | | | | | W2-1 | 初等教育施設の充足度（教室：児童比率） | | | | | | | |
| | | | W2-2 | 有資格教員の充足度（教師：児童比率） | | | | | | | W2-2 | 教育サービスの充足度（児童：教科書比率、児童：教師比率など） | | | | | | |
| | | | W2-3 | カリキュラムの内容 | | | | | | | | W2-3 | 農村部における非正規教育機会の有無及び活用状況 | | | | | |
| | | | W2-4 | 非正規教育サービスの供給状況 | | | | | | | | | | | | | | |
| W3 | 教育に対する理解 | ・農村部では、十分に教育の重要性を認識しているか | W3-1 | 教育への理解促進のための政府の施策 | | | | | | W3-1 | 学校委員会あるいはPTAの有無、活動状況 | | | | | | | |
| | | | W3-2 | | | | | | | W3-2 | 農村家計支出における教育支出の比率 | | | | | | | |

3. 対象（農村）地域把握クエスショナ例

目的

- ・協力が対象地域にある既存の資源管理システムを壊さないかを検討するための情報収集。
- ・案件によってもたらされる利益の管理・配分・蓄積がどのように行われるかを予想するための情報収集。

| | 中央 | 対象地域 | 質問例&回答例（数値に現れない項目） |
|-----------------|--------------------------|---------------------------|--|
| (1) 自然資本 | | | |
| | ・災害あたりの死傷者数 | ・災害あたりの死傷者数 | 「2.案件形成に必要な情報収集のための チェックリスト」参照 |
| | ・災害の発生頻度（洪水、旱魃、鳥害・・・） | ・災害の発生頻度（洪水、旱魃、鳥害・・・） | |
| | ・降雨（降雨量、降雨期間、降雨分布、年毎の変化） | ・降雨（降雨量、降雨期間、降雨分布、年毎の変化） | |
| | | ・気温（最高、最低、平均） | |
| | | ・標高 | |
| | | ・湿度 | |
| | | ・地形（傾斜度） | |
| | | ・地下水 | |
| | | ・河川・湖沼 | |
| | | ・土壌肥沃度 | |
| | | ・排水状況 | |
| | | ・燃料資源(新炭材、牛糞等) | |
| | | ・自然災害の種類 | |
| | | ・土地利用（未開墾地・休耕地等の有無） | |
| | | ・町（市場）からの距離 | |
| | | ・牧草 | |
| | | ・農作物 | |
| | ・家畜 | | |
| | ・漁獲量 | | |
| | ・耕地面積 | | |
| | ・作付面積 | | |
| | ・草地面積 | | |
| | ・森林面積 | | |
| (2) 社会資本 | | | |
| 1) 対象地域を取り巻く制度 | ・土地の分配状況（土地台帳） | ・（伝統的な）土地の管理・分配システム | 参与観察を通じた確認（時間がかかる） |
| | ・農業普及情報センター数 | ・栄養改善、健康保健など生活改善サービスの提供状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・何らかの普及サービスを受けたことがあるか？ ・いつ、誰から何を教えてもらったか ・どれぐらい頻りに普及員は来たか ・無料だったか、有料だったか ・何を学んだか ・農業生産に関して困った時、どうするか？ |
| | ・一人当たり農業普及員の担当世帯数 | | <ul style="list-style-type: none"> ・1日に何件の農家を回るか？その交通手段は？（徒歩、自転車等） ・週に何回農家を訪問するか（季節ごとに） ・普及員の給料で生計を維持できるか ・他の代替的な収入活動の有無（例：農業） |
| 2) 対象地域に内在する制度 | | ・一般的な互助システム | 例えば「食料不足・資金不足・労働不足時」の対応方法を確認 Q:「食糧がないとき」「お金がないとき」「人手が足りないとき」どうするか？ A: <ul style="list-style-type: none"> ・同年齢男性グループによる労働力を借りる ・女性グループによる労働力を借りる ・村の伝統的な穀物銀行から穀物を借りる ・知人にお金を借りる |
| | | ・社会的弱者に対する互助システム | Q:自然災害（対象地域に特有の自然災害名を入れる）にあったとき、どうするか？ A: <ul style="list-style-type: none"> ・集落の長に助けを求める ・金持ちの親戚に助けを求める ・土地の有力者に助けを求める |
| | | ・リーダーの選出方法 | Q:誰が（調査対象組織、コミュニティ等の）主なリーダーか（フォーマルとインフォーマルなリーダーを明らかにする）。 ・なぜ、その人物が選出されたのか。 ・該当組織の中におけるリーダーの役割は何か。 |
| | | ・既存グループの形成過程 | 既存のプロジェクト（検討中の案件と類似プロジェクト）で形成されたグループがある場合、 ・グループのメンバーはどのように選出されたのか（特にプロジェクト側からの指図もなく、村の住民が自由にグループを形成する場合、対象地域社会の特性が出る場合がある） ・グループに入っていない人は誰か（例：表面的には見えない社会制度が現れる場合もある） |
| | | ・コミュニティの意思決定システム | Q:(案件に関係する資源、例えばコミュニティの土地や水)の活用に関する意思決定権をもつのはだれか？ |
| | | 村落の最終意志決定者（グループ）の有無 | Q:(検討中の案件の)活動を行う場合、誰の許可を得る必要があるか |

| | 中央 | 対象地域 | 質問例&回答例(数値に現れない項目) |
|----------|-------------------------|---|---|
| | | ・情報伝達システム | Q: 村の決まり事はどのように伝えられるのか A: ・各世帯の長老がそれぞれの世帯メンバーに伝える ・既存プロジェクトで形成されたグループを通じて ・小学校の掲示版 |
| 3) 社会構造 | ・収入別世帯数 | Wealth ranking (対象地域における「富」の定義の確認と、それに沿った貧富格差の把握) | Q: 対象地域で豊かな人は誰か、それはなぜか。 A: ・牛の保有頭数、保有土地面積、ナツメヤシの保有数(モリタニアのオアシス)、エンセートの保有数(エチオピア南部) |
| | ・ジェンダー | ・女性筆頭農家の割合 女性の労働状況(特に男性不在時) | ・女性世帯主の数/総世帯数 ・一日のスケジュールの確認 |
| | | ・男女の分業形態 | ・男性がおもに行う農作業は何か。女性は何か? ・男性が出稼ぎ等で不在のときはだれが男性の仕事をしますか。 |
| | ・対象地域の宗教 ・土地制度 | 農業従事者層(地主、雇用労働者の有無) | フィールド調査をしながら Q: 「この土地は誰が耕作しているのか」「耕作主が土地を保有しているのか」 |
| | | ・農業所得/非農業所得 | 統計局 |
| | | ・世帯の成立要因(核家族/大家族 一夫多妻制等) | |
| | | ・人口の流出入状況 | |
| (3) 人的資本 | | | |
| | | ・栄養不足人口 | Q: だれが栄養不足になっているか |
| | | ・栄養状態(年間を通じた食料供給状況等) | Q: ・1年に自分で生産した穀物等で何ヶ月間食べていけるか ・食料が底をついたらどうしているのか(A: 出稼ぎ、親類縁者の保護、商人からついで買う) |
| | | ・乳幼児死亡率 | Q: 乳幼児死亡率の高い地域あるいは世帯はあるか |
| | | ・平均寿命 | 統計局 |
| | | ・主な疾病 | Q: だれがその病気によくかかるか |
| | | ・平均疾病率 | 統計局 |
| | | ・人口(合計、男女比、世代別)、人口増加率 | |
| | | ・HIV感染者(成人)割合 | |
| | ・(成人)識字率(男女別) | | |
| | ・就学率 | | |
| (4) 物的資本 | | | |
| | 案件の利益の分配の予測に役立つ可能性のある情報 | ・電気に対するアクセス | Q: ・対象地域で電気を使える世帯は何割いるか。 ・電気を使えない世帯はどのような世帯か(A: 女性世帯主世帯、貧困世帯) ・電気のサービスはよくなっているか ・電気の使用料は誰に払っているのか |
| | | ・安全な水へのアクセス | Q: ・対象地域で安全な水を使える世帯は何割か。 ・使えない世帯はどのような世帯か(A: 女性世帯主世帯、貧困世帯) ・水のサービスはよくなっているか ・水の使用料は誰に払っているのか |
| | | ・衛生施設へのアクセス | Q: ・対象地域で(案件の対象となる衛生施設)を使っている世帯は何割か。 ・使えない世帯はどのような世帯か(A: 女性世帯主世帯、貧困世帯) ・(案件の対象となる衛生施設)のサービスはよくなっているか ・(案件の対象となる衛生施設)の使用料は誰に払っているのか |
| | | ・住居の質 | ・参与観察(例: トタン屋根が「富」の証拠という地域など) |
| | | ・電気・通信手段(電話、郵便)へのアクセス | 統計局 「2. 案件形成に必要な情報収集のためのチェックリスト」との併用 |
| | | ・通年での村内道路・幹線道路の状況 | |
| | | ・交通輸送手段(公共サービスへのアクセス、世帯レベルでの保有状況) | |
| | | ・学校 | |
| | | ・保健医療施設 | |
| | | ・集会所 | |
| | ・農業インフラ | | |
| | ・農機具 | | |
| | ・漁具 | | |
| | ・生産資材 | | |
| (5) 金融資本 | | | |
| | | 世帯レベルでの貯金(「動く銀行」としての家畜を含む) | ・収入が入ったとき、どうするか。 ・家畜をもっているか。その種類と頭数は? |
| | | ・コミュニティ内の融資機会(個人の金貸し業、グループ金融プロジェクト) | ・グループでお金を貸し借りするシステムの有無。 |
| | | ・外部の融資機会(フォーマル金融機関等)へのアクセス | ・銀行や郵便局を使った経験の有無。 |
| | | ・副業機会 | ・乾期など農業生産ができない時、どのようにお金を稼ぐか。 |
| | | ・出稼ぎ機会 | ・(地方の中核都市、あるいは首都など固有名詞を挙げて)農村以外の場所で働いたことはあるか。 ・それはいつか?(乾期、年代・・・) |
| | ・外部からの送金 | ・定期的な送金はあるか。それはだれからか。 | |

4. 「要請案件調査票作成のためのチェックリスト」の演習

既存の要請案件調査票の中からJICA総合判定がA判定とD判定の案件を取り上げ、「要請案件調査票作成チェックリスト」の項目に沿って検討した。主な比較結果は以下のとおりである。

- ・ A判定案件は も多いが、そもそもの情報量がD判定案件よりも多い。
- ・ 「要請案件調査票作成チェックリスト」の記載事項を踏まえて、関連項目を記述することは、本部が案件の採択を検討する際に必要な情報を盛り込むことにつながる可能性がある。

| 国名 | A国 | B国 | C国 | D国 |
|--|--|---|---|--|
| 案件名 | 灌漑計画策定 | 家畜育種 | 農業技術普及 | 水利行政 |
| JICA総合評価 | D | D | A | A |
| 要請案件調査票 1 | | | | |
| . 現状と問題点 | | | | |
| <p>相手国の社会・経済開発における農業・農村開発の役割について書かれているか</p> <p>問題の背景が相手国の開発計画・政策との関連で明確に位置づけられているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相手国側政策における問題の位置づけ ・ PRSPなど国際機関との取り決めにおける問題の位置づけ ・ 国家開発計画などの相手国の上位計画における問題の位置づけ ・ 相手国の開発計画などにおける問題の位置づけ ・ 市場自由化・民営化・地方分権化、自由貿易協定との関係における問題の位置づけ <p>対象地域の人々の視点から問題点が的確に把握されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象地域の農村社会構造、社会制度から見た問題の把握がなされているか ・ 対象地域の共同体や住民組織などによる自然資源（土地、森林、草地、水等）の保全・管理方法を踏まえて問題が把握されているか ・ 対象住民が利用可能な行政サービスを考慮して問題が把握されているか <p>問題点の緊急性・優先性が示されているか（優先課題の絞り込みができていないか）</p> <p>直接的な裨益者を「貧困層」とするプロジェクトの場合、当該国の「貧困」について概念の定義がなされているか</p> | <p>農業が主要産業である対象地域において「雨が少ない条件を克服」することの困難性がより具体的に記述してあるとなおよい。</p> | <p>・ 対象地域の人々の生活における家畜の重要性は述べられている。</p> <p>・ 「品種改良や優良種保全措置がとられていない」ことと貧困農家の生計との関係についての説明があるとさらによい。</p> | <p>普及活動の停滞要因についても述べられている。普及体制の不備が農家の困窮とどのような関係にあるかについての説明があるとさらによい。</p> | <p>灌漑施設管理に関する権限委譲とその取り組みについては詳しく述べられている。灌漑の国民経済、農村の社会経済面について果たす役割を述べれば、本プロジェクト実施の意義がさらに明確になる。</p> <p>・ 権限の地方移譲は国の開発の方向性と整合的である。</p> <p>・ 対象地域だけでなく国家政策のなかに位置づけられている。</p> |
| . 我が国援助方針との整合性 | | | | |
| <p>我が国の援助方針（外務省やJICAの国別援助計画、ODAタスクフォースの方針など）に対応しているか</p> | <p>協力の重点分野と記述されている。</p> | <p>国別援助計画との整合性は述べられている。</p> <p>家畜育種が国家開発計画の「農業関連産業」の中でどのように位置づけられているかについての記述があるとさらによい。</p> | <p>国別援助計画との整合性が述べられている。</p> | <p>世界水フォーラムとの関連で位置づけられている。可能であれば「国別援助計画」や「現地ODAタスクフォースの協力方針」との関係での位置づけも記載するとよい。</p> |

| 国名 | A国 | B国 | C国 | D国 |
|---|--|--|---|--|
| 案件名 | 灌漑計画策定 | 家畜育種 | 農業技術普及 | 水利行政 |
| JICA総合評価 | D | D | A | A |
| JICAの方針に則しているか（「貧困」や「人間の安全保障」など「人」に焦点をあてた案件であるか。国別事業実施計画の方針にそっているか） | | | | 農家は農民組織を通して本プロジェクトで重要な役割を担うことが目指されている。 |
| 現地ODAタスクフォースの策定した農業・農村開発プログラムがある場合、プログラム内の他案件（プロジェクトや活動）との相互補完性はあるか 「課題別指針」や「効果的アプローチ」を踏まえているか | | | | 既存有償案件との連携を意図しており、JICAが行う意義は高い。 |
| JICAのスキームに適しているか、JICAが協力する意義が明確であるか | | | | |
| ・案件概要 | | | | |
| 1) 上位目標：協力終了後に達成が期待される目標 | | | | |
| 案件の目標を達成することで実現可能な上位目標であるか | 投入から活動を経て目標達成に至る経緯の具体的な説明があるとよい。 | 案件目標が達成された結果、人々の生計がどう改善するのか（人間の安全保障）についての記載があるとよい。 | 上位目標と案件の目標との関係が明確。案件の目標も現実的に設定されている。 | 上位目標 - 案件の目標 - 活動の間のロジックは明確。案件の目標を達成できれば、上位目標達成の一助となる。 |
| 貧困削減や環境保全など包括的かつ普遍性を持った上位目標か | 普遍性はある。水資源の効率を高めることの社会的意義について触れられているとなおよい。 | | 普遍性はある。貧困層についての考慮もなされているとなおよい。 | 達成できれば相手国の財政状況の改善や食料安全保障の堅持につながり、普遍性は高い。 |
| モデルとしての波及性を考えた目標になっているか | | | 波及性についてはC/P機関のプロジェクトを通してなされることが明記されている。 | 対象地域におけるプロジェクトの成功体験を他の県にも適用することが明記されている。 |
| 相手国側政策との関連付けがなされているか | | | 県レベルでの関連性は述べられている。 | 国の政策（灌漑部門改革）に位置づけられている。 |
| PRSP、セクタープログラムなど国際機関と取り決めた方向と整合性があるか | | | | 権限の地方移譲は主要国際機関が打ち出した方向性と整合的である。 |
| 相手国の国家開発計画など上位計画における農業・農村開発の位置づけとの整合性のある目標が設定されているか | | | | ・対象地域だけでなく国家の政策的なかに位置づけられている。 |
| 相手国における市場自由化・民営化・地方分権化、自由貿易協定の動向などと整合性が保たれているか | | | 地方分権化と関連づけられたプロジェクトである。 | 灌漑局の権限委譲は地方分権の枠組みに沿っており、整合性は保たれている。 |
| 2) 案件の目標：プロジェクト終了時の達成目標（OUTCOME）：現在の状態がプロジェクトの実施によりどのような状態に変わるか | | | | |
| 案件の背景、問題、目標および目標を達成する道筋（ロジック）が明確であるか。 | | | 投入に見合った目標が設定されている。目標を達成すると農家がどのような便益を受けるかについての記述があるとなおよい。 | ロジックが明確である。 |

| 国名 | A国 | B国 | C国 | D国 |
|--|--------|------|--|--|
| 案件名 | 灌漑計画策定 | 家畜育種 | 農業技術普及 | 水利行政 |
| JICA総合評価 | D | D | A | A |
| 要請書の内容（目的）と住民ニーズが一致しているか 裨益者が明確であるか | | | C/P機関への技術協力という「裨益」は明確である。最終受益者である農家への裨益についての説明があるとなおよい | 裨益者数の記載あり。プロジェクトによる裨益者へのサービス改善についての記述があるとなおよい。 |
| 実施機関の能力や役割、協力期間に見合った波及効果を踏まえた目標が設定されているか | | | C/P機関を通じて波及することが明示されている。 | 波及効果が想定されている。 |
| 終了後の成果の活用についても明示されているか | | | 相手国の政策と当該プロジェクトの位置づけが比較的明確であり、終了後の姿も明示されている。 | 灌漑施設管理権限の下部行政機関への移譲を踏まえ、下部行政機関の自立的管理能力の向上のために活用することが明示されている。 |
| 要請案件調査票 2 | | | | |
| 3) 成果: プロジェクト目標を達成するために実現すべき短期的目標(実績/アウトプット) | | | | |
| 活動の成果が積み重なって、案件目標が達成されるか | | | | |
| 自立発展性があるか フェーズ2やフォローアップを検討しない活動実績が想定されているか | | | 上位目標 - 投入までの関係が比較的明確。相手国が案件終了後にどのように取り組むかという記述があるとさらによい。 | 受益者による水管理委員会が財政的に自立できることが想定されており、案件の自立性が考慮されている。 |
| ソフトとハードとのバランスがとれているか | | | | ハード面の整備を進めている有償資金協力との連携が検討されている。 |
| 相手の能力、機能・役割などに見合った成果が想定されているか | | | | |
| 投入に見合った活動成果が想定されているか | | | | |
| 日本農業へのブーメラン効果のない案件か | | | | |
| 4) 活動(上位目標(政策)と裨益者(住民の生活向上)とのリンクを作るために、JICAが何をすべきかを明示する) | | | | |
| 目標を実現するための道筋が明確な活動であるか | | | ロジックが整理されている。 | ロジックが整理されている。水の分配や施設の管理についての詳細な計画がたてられている。 |
| 裨益者の活動を支える周辺状況(生計や生業に加え、教育や保健などの生活の要素)についても検討されているか | | | | |

| 国名 | A国 | B国 | C国 | D国 |
|---|--------|------|--|---|
| 案件名 | 灌漑計画策定 | 家畜育種 | 農業技術普及 | 水利行政 |
| JICA総合評価 | D | D | A | A |
| <p>農村部住民全体に裨益する活動であるか</p> <p>要請案件をODAにより実施する意義が明示されているか</p> <p>開発された技術の農民への普及方法が明確な活動であるか</p> <p>C/P機関とその他の相手国政府機関の連携が図られた活動であるか</p> <p>国ごとの発展の度合いを考慮した協力内容であるか</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切なC/Pの設定 地方分権の進展度 所得水準も踏まえた案件規模の検討 産業構造 市場の開放度 協力形態 モデル性 <p>案件の目標やJICAの予算に応じた活動規模になった活動スケジュールに即して人や予算の手当をするに際に適したスキームが選ばれているか</p> <p>技術的に可能な活動であるか（機材が供与される場合、維持管理可能か）</p> <p>援助協調が行なわれている国では、当該国の農業セクタープログラムの内容に沿った活動であるか</p> <p>投入が少なくても効果が期待できるか</p> <p>案件終了後の姿が想像できる活動であるか</p> <p>他の案件の経験が活かされた活動であるか</p> <p>対象地域の農村社会構造、社会制度を踏まえた活動内容となっているか。</p> <p>対象地域の共同体や住民組織などによる自然資源（土地、森林、草地、水等）の保全・管理方法にも配慮した活動であるか</p> <p>対象住民が利用可能な行政サービスを考慮した活動であるか</p> | | | <p>相手国のプロジェクトが予定通り実行されれば、裨益者は面的な広がりを持つことが明確である。</p> <p>相手国のプロジェクトを通して普及されることが明記されている。</p> <p>市場動向を見据えた作物の選定や収穫ロスなどに考慮しており、市場（商業的活動）を意識している。発展段階に対する考慮もされている。</p> <p>目標に対する適切な活動が想定されている。</p> <p>将来的な本格プロジェクト化が想定されている。</p> <p>住民が利用可能な行政サービスが案件となっている。</p> | <p>水管理の技術が農民組織を通して普及されることが想定されている。</p> <p>C/Pだけでなく、権限が委譲される下部行政組織の活動への関与も想定されている。</p> |
| 5) 投入:それぞれの活動を実施するために必要な人員、資機材、施設、資金 | | | | |
| 日本側 | | | | |
| <p>活動内容、協力期間、受益者数、案件の規模に合致しているか</p> <p>次年度の予算の目安をもとに検討しているか（要望調査票作成時期に在外事務所に目安を示している）</p> | | | | |

| 国名 | A国 | B国 | C国 | D国 |
|--|-------------------------|------|---|--|
| 案件名 | 灌漑計画策定 | 家畜育種 | 農業技術普及 | 水利行政 |
| JICA総合評価 | D | D | A | A |
| <p>日本に技術的優位性があるか</p> <p>「重点分野か」、「専門家のリクルートが可能か」、「日本がやる意義があるか」、「場所（任地）はどこか」などが明示されているか</p> <p>JICAの事業としてスキームの選択は適切か（相手国政府にも日本の方針を理解してもらっているか） 投入規模の根拠は明確か（同種の案件と比較して予算規模が大きくかけ離れてないか。かけ離れている援助協調が行われている国では、相手国政府・ドナーが合意した内容に沿った投入であるか</p> | | | | <p>農民組織の歴史のある日本への協力が要請されている。</p> <p>日本の技術的優位性が考慮されている。</p> |
| 相手国側 | | | <p>相手国のプロジェクトの中に位置づけられている。</p> <p>妥当である。農業普及担当責任者がC/Pとなる予定。相手国C/P候補機関が本プロジェクトを強く希望している。</p> | <p>相手国のプロジェクトの中に位置づけられている。</p> <p>相手国C/P候補機関が本プロジェクトを強く希望している。</p> |
| <p>6) 外部条件: プロジェクトに決定的な影響を与える条件であるが、プロジェクト自体でコントロール不可能なもの。生じるか否かが不確かなもの。</p> <p>経済 政策・規制 (国際) (国内) 人員の定着 他のプロジェクト 自然環境</p> <p>プロジェクトが経済活動を想定している場合、価格の変動、流通システムなどが変更される可能性 案件実施に影響を与え得る法律、政治体制、財政状況、政策などに関して注意すべき点はあるか。</p> <p>自由貿易協定（WTOやFTAなど）や環境に関する国際条約などの締結・進展が案件の活動と成果に影響を及ぼす可能性はあるか。</p> <p>市場経済化、民営化や分権化が案件の成果や想定実施機関の役割にどのような影響を及ぼしているか。分権化などの進捗度はどうか。</p> <p>C/P機関の人員が移動や辞職などをする可能性はないか</p> <p>他の関連するプロジェクトはないか。ある場合、計画通りに進展するのか。</p> <p>自然条件などで案件の成果を左右するものはあるか</p> | | | | |
| 協力期間 | 予算、案件の規模、スキームに関連づけられている | | | |
| 実施体制 | | | | |

| 国名 | A国 | B国 | C国 | D国 |
|---|--------|------|--|--|
| 案件名 | 灌漑計画策定 | 家畜育種 | 農業技術普及 | 水利行政 |
| JICA総合評価 | D | D | A | A |
| <p>プロジェクトの目的、活動内容、投入、実施方法、実施時期などに関して相手国政府・実施機関と合意しているか。</p> <p>「地方分権」の農業・農村開発プロジェクトの実施に与える影響の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資源配分（土地、その他自然資源）の決定権を持つ機関を関与させる。 ・ 資源利用に関する中央省庁と地方自治体の優先課題が異なる場合の意思決定者の把握とプロジェクト実施への関与促進。 <p>予算に関する確認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象地域への交付金総額とその使途（開発予算、経常予算）。セクター別歳出と地方自治体向け歳出の関連性は中央では正確にわからない場合は、対象地域の地方自治体で支出項目を確認する。 ・ 対象地域における予算決定メカニズムの確認する（法律と実際）。 ・ 開発予算、経常予算における農業・農村開発関連支出の内訳。 ・ 対象地域における徴税状況と農業・農村開発への支出の把握。 <p>援助協調の進んだ国では、相手国政府、ドナーが合意した方式にそった実施体制であるか</p> <p>周辺地域への波及効果を期待できるかように、面的な広がり、複層的アプローチを踏まえた実施体制となっているか。</p> | | | <p>相手国C/P候補機関が本プロジェクトを強く希望している。</p> <p>相手国のプロジェクトとの関連が考慮され、波及効果が想定されている。</p> | <p>政策に位置づけられているため、他の県への波及効果が期待できる。</p> |
| 要請案件調査票 3 | | | | |
| 関連する援助活動 | | | | <p>国際機関との連携、有償資金協力案件との連携も想定されている。</p> |
| <p>他ドナーが同一地域で案件を形成、実施していないか。ある場合、案件同士の競合はないか、補完性はあるか</p> <p>JICAの類似案件の確認（他国でも同じような取り組みがなされていれば、そのプロジェクトの教訓を生かして案件を形成する）</p> | | | | |
| ミレニアム開発目標との関連 | | | | |
| <p>ポップアップで選択入力</p> | | | | |
| 我が国重要開発課題との関連 | | | | |
| <p>ポップアップで選択入力</p> | | | | |
| ジェンダー配慮について | | | <p>普及対象者に女性が含まれる予定。</p> | |
| <p>社会的弱者である女性や子供、老人に負の効果を及ぼさないか</p> <p>新技術の導入によるジェンダーの変化・影響についての配慮</p> <p>「参加型」で計画を策定した場合、「誰の声」が反映されているかに注意する。</p> | | | | |
| 類似案件からのフィードバック | | | | |
| <p>過去に、JICAあるいは他ドナーによって類似の案件が実施されていないか</p> <p>・ ある場合に、先行・既存のプロジェクトからの教訓（何が良く/悪い）が記載されているか。</p> | | | | |

| 国名 | A国 | B国 | C国 | D国 |
|---|-----------------------|-----------------------|--------------------------------------|-----------------------|
| 案件名 | 灌漑計画策定 | 家畜育種 | 農業技術普及 | 水利行政 |
| JICA総合評価 | D | D | A | A |
| <p>・特に、JICAによる類似案件で、実施に結びつかなかったものや期待された成果やインパクトが得られなかったものはないか。</p> | | | | |
| 裨益者グループの種類と規模（人数・人口） 裨益者の基本情報が述べられているか（グループ名、人数、年齢、性別、教育水準、所属組織、社会・文化的特徴、経済的側面、技術力など） | | | 具体的である。C/P機関のプロジェクトとの関係についても言及されている。 | |
| 治安状況 国際機関や他ドナー、他国の大使館の認識はどうか 近年において治安上憂慮すべき状況は起きていないか 治安上も問題が起こった場合の対策はなされているか | 具体的な記述がある。憂慮すべき状況はない。 | 具体的な記述がある。憂慮すべき状況はない。 | 具体的な記述がある。憂慮すべき状況はない。 | 具体的な記述がある。憂慮すべき状況はない。 |
| その他 多様な視点から多くの関係者と透明性の高い議論を通して形成された案件か 相手国関係者へ日常的な働きかけを通じて形成された案件か 相手国政府に可能な限り日本の方針を理解してもらっているか | | | | |

「開発課題に対する効果的アプローチ〈農業開発・農村開発〉」

農業開発・農村開発 開発課題体系全体図（1）

| 開発戦略目標 | 中間目標 | 中間目標のサブ目標 | プロジェクトでの活動例 | |
|--------------|----------------------------|--------------------|---|--|
| 1. 持続可能な農業生産 | 1-1 マクロレベルでの農業政策立案・実施能力の向上 | 農業政策の立案能力の向上 | ○農業開発計画の策定 ○農業関連の法制度整備 ○農地改革の推進 | |
| | | 農業財政政策の立案能力の向上 | ×農業予算の計画策定と管理 ×農業関連の税制度整備 | |
| | | 農業統計関連政策立案能力の向上 | ○農業統計の整備 | |
| | | 行政人材育成 | ○農業行政官・技官の育成、地方農業行政官・技官の育成 | |
| | 1-2 農業生産の拡大と生産性の向上 | 1-2-1 生産基盤の整備と維持管理 | 農地の開発・整備 | ○礫などの不適物の除去 ○圃場整備 ×換地 |
| | | | 農地の保全 | ○傾斜を緩和するための土木工事 ○等高線栽培の実施 |
| | | | 灌漑・排水施設の整備 | ○農業用ダム、地下水開発、水路の建設 ○河川水、ため池の活用 ○灌漑排水施設の補修 ○灌漑水路内の沈殿土砂や植物除去 |
| | | | 水利組合の育成 | ○農民にとってのインセンティブの把握 ○農民の研修育成 ○ガイドラインの作成 |
| | | | 畜産生産基盤の改善 | ○畜舎、飼料用の草地、放牧場の改善 ○サイロ、牛乳などの貯蔵施設の改善 ○未利用資源の飼料化 |
| | | | 1-2-2 試験研究・技術開発の強化 | 試験研究機関の強化 |
| | | 生産技術の改善 | ○作物の品種改良（大豆種子の改良、牧草種子の改良など） ○栽培技術の改善（肥培管理、病虫害防除、雑草防除、作付け体系など） ○農業機械の改善 ○灌漑排水技術の改善 ○土壌流亡や塩害の防止、土壌改良の研究 | |
| | | 植物遺伝資源の保全 | ○植物遺伝資源の探索・収集、保存、評価、データ管理、配布 ○植物遺伝資源を用いた生産性向上の研究 | |
| | | ポストハーベスト技術の向上 | ○穀物の脱穀、乾燥、精米技術の向上 ○野菜、青果物、肉類、乳製品などの品質や鮮度の保持 ○農産物の貯蔵及び加工 ○選別・包装技術の研究 ○品質基準や安定性の策定及び検査体制の強化 | |
| | | 畜産技術の開発 | ○家畜疾病調査、診断、検疫 ○人工授精による家畜繁殖 ○飼育管理の向上 ○育種技術の向上 ○畜産加工の向上 | |
| | | 1-2-3 農業普及の強化 | 農業普及体制の整備 | ○中央政府、地方政府における普及政策・体制の構築 ○農業普及機関と試験研究機関との連携 ○農業普及センターの建設・改善 |
| | | | 農業普及方法の改善 | ○農民の能力やニーズの把握 ○農民から農民への普及の改善 ○NGOや教育機関などとの連携 ○普及マニュアル、普及資材などの開発 ○ワークショップなど農民の研修機会の提供 |
| | 普及員の人的能力構築 | | ×農業普及員の人数確保 ○農業普及員のインセンティブの向上 ○農業普及員の研修訓練 | |
| | 1-2-4 農家経営の改善 | 経営能力の向上 | ○個々の農家の技術の改善 ○個々の農家の経営方針の改善 ×各種助成制度や価格保証の充実 | |
| | | 農業金融の充実・強化 | ○公的機関による融資の充実 ○インフォーマル機関による融資の充実 ×農民の借り手としての能力育成 | |
| | | 農民組織化 | ○農業協同組合などを通じた農民所得の向上 ○水利組合による適切な水管理の実施 | |

農業開発・農村開発 開発課題体系全体図（2）

| 開発戦略目標 | 中間目標 | 中間目標のサブ目標 | プロジェクトでの活動例 | |
|--------------|--------------------|-----------------------|---|--|
| 1. 持続可能な農業生産 | 1-2 農業生産の拡大と生産性の向上 | 1-2-5 農業生産資材の確保・利用の改善 | 農業機械・農機具 | ×農業機械安全基準の策定 ○農業機械検査制度の整備 ◎農業機械整備技術者の育成 ×スベアパーツ流通システムの整備 |
| | | | 種子の安定供給 | ○種子増殖体制の整備 ×種子流通体制の整備 |
| | | | 農業の適切な利用 | ○農業使用安全基準の策定 ○農業安全使用教育の実施 |
| | | | 肥料の安定供給・適正利用 | ×肥料品質基準の策定 ○肥料使用基準の策定 ×肥料流通体制の整備 |
| | | | 畜産資材の安定供給 | ×品質基準の策定 ×使用基準の策定 ×流通体制の整備 |
| | 1-3 輸出促進策の強化 | | 輸出政策立案能力の向上 | ○輸出振興計画・農業産業振興策など策定支援 ◎行政官の育成 |
| | | | 輸出制度・体制の整備 | △輸出関連法制度整備 ×輸出関連金融機関・制度の整備 |
| | | | 輸出競争力の強化 | ○農産物生産の拡大と生産性の向上（中間目標1-2参照） △体系的な基準認証制度・標準化等の確立 ○試験・検査、検疫技術の向上 ○技術者・検疫官などの育成 |
| | | | 国際市場動向情報ネットワーク・マーケティング能力の向上 | ○貿易振興機関の機能強化 ○政府による民間部門育成へのサポート強化 ×マーケティングセミナー、見本市・商品展示会の開催 ○海外マーケット情報の収集 |
| | 1-4 環境配慮の向上 | | 農業から排出される廃棄物の処理と有効利用 | ○ゼロエミッション型農業推進事業 ×環境保護予算の拡大 ×廃棄物処理施設の整備 ×農民の意識向上 |
| | | | 肥料・農薬などによる環境負荷の低減 | ○農薬・肥料の使用基準の策定（中間目標1-2-5の活動例参照） ○適正使用指導（中間目標1-2-5の活動例参照） ◎環境保全型農業開発プロジェクト（複合農業の推進など） |
| | | | 多面的機能の維持・発現、環境教育の充実 | ◎農地の適正管理 ×環境教育の推進 |
| | 1-5 農業関連高等教育の強化 | | 教育活動の改善 | ◎教員に対する技術指導、教授法の改善 ◎教材開発・改善、適正なカリキュラムの設定 ◎教室、実験室、機材などの施設・設備の整備 ×奨学金制度の充実 |
| | | | 研究機能の強化 | ◎中間目標1-2-2「調査研究・技術開発の強化」参照 ◎研究者の育成 ◎大学研究成果に関するセミナー、ワークショップの開催 |
| | | | マネジメントの改善 | △農業高等教育機関の事業実施要領整備 ×事務職員の運営能力向上 ×教職員の必要数確保と配置 △資機材/ラボの管理・運営・保守システムの構築 |
| | | | 関連機関や地方・地域との連携強化 | ○農業普及制度との連携 |
| | | | 普及拠点としての機能強化 | ×先進国農業大学との連携、留学制度の充実 △農業研究機関や民間部門との連携強化 △地域との連携強化 |
| | | | | |
| 2. 安定した食料供給 | 2-1 食料需給政策の策定 | 国民栄養状態の把握 | △国民栄養調査の実施 △栄養状態分析能力の向上 △コミュニティワーカーの配置・育成 | |
| | | 食料生産・流通統計の整備 | ○中間目標1-1のプロジェクトでの活動例「農業統計の整備」参照 | |
| | | 主要食料の選定 | ×食料需給モデルの構築 ×統計分析能力の向上 | |
| | | 流通・市場関連法令・制度の整備 | ×法整備支援 | |
| | | | | |

農業開発・農村開発 開発課題体系全体図（3）

| 開発戦略目標 | 中間目標 | 中間目標のサブ目標 | プロジェクトでの活動例 | | |
|---------------|------|----------------|---|---|--|
| 2-2 食料流通機能の整備 | | 農産物価格政策の実施 | ○農産物価格安定システムの構築 | | |
| | | 食料備蓄計画の整備 | ○食料備蓄マスタープランの策定 | | |
| | | 流通市場ハードインフラの整備 | ◎幹線道路・鉄道の整備 ○フィーダー道路の整備 ◎集出荷施設・小売市場・卸売市場の整備 | | |
| | | 流通施設・設備の管理と利用 | ○流通施設の管理能力向上 ○維持管理システムの構築 | | |
| | | 市場流通情報システムの整備 | ×食料在庫情報収集システムの構築 ○食料価格情報システムの構築 | | |
| | | 輸送体制の整備 | ×公共輸送体制整備計画の策定 ×民間輸送業者の育成 | | |
| | | 備蓄体制の整備 | ○備蓄・貯蔵倉庫の整備 | | |
| | | 2-3 輸入体制の整備 | | 検疫・防疫体制の整備 | ○試験検査施設の整備 ○検査官の人材育成 |
| | | | | インフラ整備 | ○湾岸施設、道路、鉄道網の整備 △維持管理システムの構築 |
| | | 2-4 援助食料の適正な利用 | | 援助食料分配システムの構築 | ×自然災害に対する緊急援助手法の確立 ×貧困層の救済のための食料援助手法の確立 ×分配ルート、手段の確保 |
| | | | | モニタリングシステムの構築 | ×モニタリング手法の確立 |
| | | 3. 活力ある農村の振興 | 3-1 農村振興関連政策の推進 | 国レベルの調整・実施能力の向上 | ◎行政官の人材育成 ◎参加型開発の理解促進 ◎参加型村落開発計画の策定 |
| | | | | 地方・地域レベルの調整・実施能力の向上 | ◎地方行政官の人材育成 ◎参加型村落開発の実証 |
| 3-2 農外所得の向上 | | | 村落商工業の育成支援 | ○業種協同組織の育成 ×販売施設の整備 | |
| | | | 職業訓練機会の提供 | ○職業訓練機会の提供 | |
| | | | 農村雇用情報の整理と提供 | ×情報収集・提供システムの構築 | |
| | | | 特産品生産活動の導入・普及 | ○特産品生産技術の向上 ○一村一品運動の導入 △品評会（コンテスト）の実施 | |
| | | | 農村金融整備と情報の提供 | ○（中間目標1-2-4の活動例参照） | |
| 3-3 農産品加工業の振興 | | | 加工施設の整備 | ○加工施設の整備・改善 | |
| | | | 民間加工会社の育成 | ◎加工技術の開発支援 △技術者の育成 | |
| | | | 加工品安全基準の整備 | ○食品安全制度・基準の整備 ×食品安全基準の普及 | |
| | | | 農産品加工に関するマーケティング能力の向上 | ×市場情報の提供システムの構築 ×商工会議所IT化支援とネットワーク化支援 | |
| 3-4 農村インフラの整備 | | | 農村道路の整備 | ◎農村道路の設計・建設 ◎農村道路の維持管理 | |
| | | | 農村電化、給水施設の整備 | ○電力の整備 ◎上水用井戸の掘削、表流水の上水利用 | |
| | | | 電話などの通信インフラの整備 | ×電話、郵便、無線システムなどの整備 | |
| | | | 集落公共事業の実施 | ○保健所、村落医療機関の整備（「貧困削減」の中間目標3-2参照） ◎学校、集会所の設置（「貧困削減」の中間目標3-1参照） ×生活廃棄物処理施設の整備 | |

農業開発・農村開発 開発課題体系全体図（４）

| 開発戦略目標 | 中間目標 | 中間目標のサブ目標 | プロジェクトでの活動例 |
|--------------|----------------|--------------------|---|
| 3. 活力ある農村の振興 | 3-5 農村環境の保全 | 里山、河川、沿岸の環境保全の促進 | ○農地・自然生態系の現状把握（調査）と持続性の追求（棚田保護政策など） ◎環境保護の農村振興政策への組み込み ×高等教育における農村環境研究、研究者育成事業 ×アメニティ、娯楽機会の増進など（牧場整備、自然遊歩道の設置、河川整備など） ○農村観光開発プロジェクト |
| | | 普及体制の整備 | ◎農業普及員の意識の向上 ○農業普及員などの研修訓練 |
| | 3-6 生活改善の推進 | 普及手法の改善 | ○マニュアル・教材などの開発・整備 ○各種参加型プロジェクト（共同体強化） |
| | | 集落活動の推進 | ◎各種組織強化プロジェクト（農協、水利組合、生産者同盟など） |
| | | 文化の伝承 | ×農村部伝統芸能・文化の調査と活性化事業 |
| | 3-7 村落共同体活動の推進 | 各種提案事業の推進 | ○青年会・婦人会などの活性化事業 ○一村一品運動 ○小規模融資・貯蓄推進運動 |
| | | 保健・医療サービスの充実 | ○「貧困削減」の中間目標 3-2 参照 |
| | | 健康知識の普及 | ○「貧困削減」の中間目標 3-2 参照 |
| | 3-8 住民の保健水準の向上 | HIV/AIDSの予防とコントロール | 「HIV/AIDS対策」効果的アプローチ参照 |
| | | 基礎教育の充実 | ○「基礎教育」の効果的アプローチ参照 |
| | | 教育サービスの拡充 | 「貧困削減」の中間目標 3-1 参照 |
| | 3-9 住民の教育水準の向上 | 教育に対する理解の促進 | 「貧困削減」の中間目標 3-1 参照 |

◎＝「プロジェクトでの活動例」がプロジェクト目標として含まれるプロジェクトが5件以上ある場合
→個別専門家や青年海外協力隊派遣の場合、10人以上派遣されている場合
○＝「プロジェクトでの活動例」がプロジェクト目標として含まれるプロジェクトがある場合
△＝「プロジェクトでの活動例」がプロジェクト目標には含まれていないが、プロジェクトの一要素として入っている場合
×＝実績が全くない、もしくは短期専門家や企画調査のみの派遣の場合